
令和7年度 福祉部 事務事業概要

2025年5月

概要

福祉部の組織

1 組織図

※（ ）内は、令和7年4月1日現在の現員（管理職、再任用、臨時的任用職員、法人への派遣職員、法人からの派遣職員、妊娠出産休暇中の職員、育児休業代替任期付職員、病気休暇中の職員）

※下線は、福祉事務所との複合組織係



2 職種別職員配置状況

(令和7年4月1日現在)

	福祉計画課		障害者 施策推進課		障害者支援課		高齢者福祉課		高齢者 地域支援課		生活福祉課	
一 般 事 務	28		12		22		37	(1)	23	(1)	48	(1)
保 健 師	1						4					
福 祉	2				12		8		2		26	(1)
心 理												
社会福祉法人 からの派遣							3					
合 計	31	(0)	12	(0)	34	(0)	52	(1)	25	(1)	74	(2)
会計年度 任用職員	4		1		13		27		6		31	

※次のとおり区内社会福祉法人へ職員を派遣

・福祉計画課（社会福祉協議会3人、品川総合福祉センター1人、さくら会1人、福栄会2人）

※左欄の数字は常勤職員数（管理職、再任用、臨時的任用職員、法人への派遣職員、法人からの派遣職員、

妊娠出産休暇中の職員、育児休業代替任期付職員、病気休暇中の職員を含む。）

右欄のカッコ内の数字は短時間再任用職員数を外数で記載

3 事務分掌

福祉計画課

- (1) 地域包括ケア推進担当〔主査〕(Tel5742-6914 FAX5742-6797)
 - ① 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
 - ② 部の人事に関すること。
 - ③ 部の事務事業の進行管理に関すること。
 - ④ 部内他課との連絡調整に関すること。
 - ⑤ 地域包括ケアシステムの構築の推進に関すること。
 - ⑥ 地域福祉の計画に関すること。
 - ⑦ 社会福祉事業の企画調整および調査に関すること。
 - ⑧ 社会福祉団体に関すること。
 - ⑨ 戦傷病者、戦没者遺族等の援護および旧軍人、引揚者等に関すること。
 - ⑩ 日本赤十字社および社会福祉法人東京都共同募金会に関すること。
 - ⑪ 部内他課、係に属しないこと。
- (2) 介護・医療連携担当〔主査〕(Tel5742-9125)
 - ① 介護と在宅医療の連携の推進に関すること。
 - ② 介護と在宅医療の連携に係る医療機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 施設担当〔主査〕(Tel5742-6738／5742-6917)
 - ① 高齢者の福祉施設等の整備に関すること。
 - ② 社会福祉法人の定款の認可、監督等に関すること。
- (4) 民生委員担当〔主査〕(Tel5742-6708)
 - ① 民生委員および児童委員に関すること。
 - ② 民生委員推薦会に関すること。
 - ③ 高齢者相談員に関すること。

障害者施策推進課

- (1) 計画推進係 (Tel5742-6762 FAX3775-2000)
 - ① 障害者福祉事業の企画、調整および調査に関すること。
 - ② 障害者および障害児（以下「障害者等」という。）に係る計画に関すること。
 - ③ 指定障害児通所支援事業者および指定障害児入所施設の指定および届出に関すること。
 - ④ 障害福祉サービス事業者等の指導、監査等に関すること。
 - ⑤ 課内他係に属しないこと。
- (2) 障害者施設計画担当〔主査〕(Tel5742-7699)
 - ① 障害者等の福祉施設等の整備に関すること。

障害者支援課

(1) 障害者支援係 (Tel5742-6707 FAX3775-2000)

- ① 障害者の日常生活の支援(課内他係に属するものを除く。)に関する事。
- ② 障害者団体に関する事。
- ③ 障害者相談員に関する事。
- ④ 課内他係に属しない事。

(2) 障害給付事務係 (Tel5742-7858)

- ① 障害者等の手当および医療費の助成に関する事。
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく給付等および児童福祉法に基づく障害児に係る給付等の管理に関する事。
- ③ 原子爆弾被爆者の援護に関する事。

(3) 障害認定事務係 (Tel5742-6710)

- ① 障害者等の自立支援給付の支給決定に関する事。
- ② 障害者等に対する地域生活支援事業に関する事。
- ③ 障害児の通所給付費等の支給決定に関する事。
- ④ 障害者介護給付費等支給審査会に関する事。

(4) 障害者相談支援担当〔主査〕 (Tel5742-6711)

- ① 障害者等の相談および支援に関する事。

(5) 事業者支援担当〔主査〕 (Tel5742-7844)

- ① 社会福祉法人等の事業者の支援および連絡調整に関する事。
- ② 障害者施設の管理運営に関する事。
- ③ 重症心身障害者通所事業に関する事。

(6) 障害者就労支援担当〔主査〕 (Tel5742-3863)

- ① 障害者の就労支援に関する事

高齢者福祉課

(1) 支援調整係 (Tel5742-6728 FAX5742-6881)

- ① 高齢者福祉事業の企画調整および調査に関する事。
- ② 介護保険制度の運営に関する事。
- ③ 介護保険事業の予算、決算および会計の総括に関する事。
- ④ 介護保険事業等の計画に関する事。
- ⑤ 介護保険制度推進委員会に関する事。
- ⑥ 品川区社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- ⑦ 課内他係に属しない事。

(2) 介護人材確保定着支援担当〔主査〕 (Tel5742-3862)

- ① 介護人材の確保、定着支援に関する事

- ② 品川介護福祉専門学校に関すること
- (3) 事業者支援担当〔主査〕(TEL5742-7698)
 - ① 社会福祉法人（品川区社会福祉協議会を除く）等の事業者の支援および連絡調整に関すること。
 - ② 高齢者施設の管理運営に関すること。
- (4) 介護保険料係 (TEL5742-6681)
 - ① 介護保険料の賦課徴収に関すること。
 - ② 介護保険の被保険者の資格に関すること。
- (5) 介護認定係 (TEL5742-6731)
 - ① 介護認定に関すること。
 - ② 介護認定審査会に関すること。
- (6) 介護給付係 (TEL5742-6927)
 - ① 介護保険の給付管理に関すること。
 - ② 介護サービス事業者の指導、監査等に関すること。
- (7) 高齢者支援第一係 (TEL5742-6729)
 - ① 品川、大崎、八潮地区における高齢者の支援（施設支援係に属するものを除く。）に関すること。
 - ② 地区在宅介護支援センターの統括に関すること。
 - ③ 地域包括支援センターに関すること。
- (8) 高齢者支援第二係 (TEL5742-6730)
 - ① 大井、荏原地区における高齢者の支援（施設支援係に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 施設支援係 (TEL5742-6737)
 - ① 高齢者施設等に入所し、または入居する高齢者の支援に関すること。
 - ② 特別養護老人ホームの入所に係る調整に関すること。

高齢者地域支援課

- (1) 介護予防推進係 (TEL5742-6733 FAX5742-6882)
 - ① 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
 - ② 課内他係に属しないこと。
- (2) 認知症施策推進係 (TEL5742-6802)
 - ① 認知症施策の推進に関すること。
 - ② 認知症高齢者ケア事業に関すること。
 - ③ 認知症予防事業に関すること。
- (3) 高齢者活動支援担当〔主査〕(TEL5742-7671)
 - ① 高齢者のいきがい事業に関すること。
 - ② 高齢者福祉団体に関すること。

(4) 高齢者住宅担当〔主査〕(Tel5742-6735)

① 高齢者住宅等に関すること。

(5) 高齢者クラブ担当〔主査〕(Tel5742-6734)

① 高齢者クラブの指導育成に関すること。

(6) シルバーセンター係 (Tel5742-6946)

① シルバーセンターの運営に関すること。

生活福祉課

(1) 保護事務係 (Tel5742-6713 FAX5742-6798)

① 生活保護事業等に係る企画調整および調査

② 生活保護費等の支払

③ 生活保護法に基づく医療券、介護券の作成および交付

④ 法外援護の企画調整および実施

⑤ 高額療養費等支払費用の貸付け

⑥ 課内他係に属しないこと

(2) 相談係 (Tel5742-6714)

① 生活保護法等に係る相談および支援

② 中国残留邦人等支援事業

③ 生活困窮者自立支援事業

④ 行旅死亡人等取扱事務

(3) 保護第一係 (Tel5742-6715)

品川第一地区、品川第二地区、大井第一地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

(4) 保護第二係 (Tel5742-6716)

荏原第二地区、荏原第三地区、八潮地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

(5) 保護第三係 (Tel5742-6717)

大崎第一地区、大崎第二地区、大井第二地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

(6) 保護第四係 (Tel5742-6718)

大井第三地区、荏原第四地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

(7) 保護第五係 (Tel5742-6868)

荏原第一地区、荏原第五地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

(8) 生活支援臨時給付金担当 (Tel5742-6713)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る事務

4 福祉関係部署の沿革

- 昭和 40 年 地方自治法一部改正により福祉事務所が都より移管
厚生部設置(厚生課・国民年金課・国民健康保険課)・福祉事務所を所管、区立保育所開設(三ツ木保育園)
- 昭和 42 年 西大井福祉ホーム開設(本格的な障害者福祉行政開始)
- 昭和 45 年 児童課新設(厚生部 4 課 1 所制)
- 昭和 48 年 老人福祉課、保育課新設(厚生部 6 課 1 所制)
- 昭和 52 年 厚生部を組織改正し、福祉事務所を厚生部内組織に
心身障害者福祉会館を開設
厚生部 (厚生課・保護課・老人福祉課・国民年金課・国民健康保険課・心身障害者福祉会館)
児童部(措置課・児童課・保育課)を新設
- 昭和 53 年 福祉のまちづくり事業開始
- 昭和 55 年 品川児童学園が都より移管され、厚生部の所属に
- 平成 4 年 組織改正 (厚生部を福祉部、(旧)児童部を福祉部内に位置づけ)
福祉部 (障害者福祉課・保護課・児童課・保育課・心身障害者福祉会館・品川児童学園の 4 課 1 館 1 園)
高齢者部 (高齢福祉課・高齢事業課・福祉計画担当の 2 課 1 副参事)
国民年金課と国民健康保険課は(新)区民部の所属
- 平成 8 年 高齢福祉課組織改正
保健・福祉の相談窓口の一本化および支援体制の充実、強化を図るため、保健師とケースワーカーが一体となって相談に応じる窓口体制を設けた。
- 平成 10 年 福祉部組織改正
障害者福祉課・保護課・児童課・保育課・心身障害者福祉会館の 4 課 1 館制。品川児童学園の管理運営を社会福祉法人品川総合福祉センターに委託
- 平成 12 年 高齢者部組織改正
介護保険の円滑施行に向け、適切な要介護認定の実施、特別会計の運営、相談、苦情窓口の充実などに対応するための体制を整備
- 平成 13 年 下記目標達成のため、大規模な組織改正を実施(事業部制を採用)
(1)区政を取り巻く環境の大きな変化に柔軟かつ機動的に対応する体制を整える。

(2) 自立した基礎的自治体として自己決定・自己責任に基づく主体的かつ創造的な政策を展開しうる体制を整える。

(3) これまでの行政改革の成果を生かし更に徹底できるようスリムで効率的な体制を整える。

福祉部→福祉事業部（障害者福祉課・生活福祉課・児童課・保育課）

心身障害者福祉会館は「課」より「係」となり障害者福祉課へ
高齢者部（高齢福祉課・高齢事業課）

→保健部門と統合し、保健高齢事業部へ

国民年金課と国民健康保険課は「保険年金課」となり、区民生活事業部に位置づけ

平成 16 年 事業部の組織再編

次世代育成支援の観点から子育て部門と保健衛生部門を統合した「児童保健事業部」と、高齢者、障害者、生活福祉を統合した「福祉高齢事業部」に組織を再編

福祉高齢事業部（高齢福祉課、高齢事業課、障害者福祉課、生活福祉課の 4 課制）

平成 17 年 高齢福祉課組織改正

介護保険料賦課徴収事務を保険年金課から移管し、介護保険事業の効果的な運営を図った。

介護保険制度の改正等に対応し、介護予防事業を円滑に推進するため、介護予防担当（主査）を設置

平成 18 年 高齢事業課組織改正

平成 20 年度に、75 歳以上を対象とした独立の医療保険制度が新設されるため、高齢者医療制度準備担当（主査）を設置

平成 19 年 高齢福祉課組織改正

介護保険制度の進展により在宅介護支援システムを担う係の業務量が増大していることと、在宅から施設入所への一連の相談業務が係をまたがることによる非効率性から、在宅介護支援センター統括業務エリア毎に 3 係で分担する体制に再編

高齢事業課組織改正

平成 20 年度に後期高齢者医療保険制度が創設されることに伴う事務に対応するため、関連する 2 係の名称を変更

障害者福祉課組織改正

発達障害者支援法による発達障害者支援の検討および発達障害児の相談・療育対策のための担当（主査）を設置

平成 21 年	平成 20 年 3 月に策定された基本構想を効率的に実現できるよう、体制を整えるため、組織改正を実施 福祉高齢事業部→健康福祉事業部（高齢者福祉課、高齢者いきがい課、障害者福祉課、生活福祉課、国保医療年金課、健康課）
平成 24 年	障害者福祉課組織改正 区立直営の事業として「重症心身障害者通所事業ピッコロ」開設に伴い、重症心身障害者通所事業担当主査を設置
平成 25 年	高齢者福祉課組織改正 「地域主権改革第二次一括法」の施行に伴う社会福祉法の一部改正を受け、社会福祉法人の設立・定款に係る許認可および指導監査権限が都から区へ権限移譲されたため、指導担当(主査)を設置
平成 26 年	福祉計画課を新設
平成 27 年	平成 26 年 4 月に改訂した長期基本計画の実現に向け、様々な施策を着実に実施するため組織改正を実施 (1) 健康福祉事業部を福祉部と健康推進部に分割 福祉部(福祉計画課、高齢者福祉課、高齢者地域支援課、障害者福祉課、生活福祉課) 健康推進部(健康課、国保医療年金課) (2) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)に対応するため、高齢者いきがい課を高齢者地域支援課とした。
平成 28 年	福祉計画課組織改正 臨時福祉給付金の事務移管に伴い、福祉計画課に臨時給付金担当(主査)を設置
平成 29 年	福祉計画課組織改正 地域福祉における支えあいの仕組みづくりおよび地域包括ケアの充実を実現できるよう体制を整えるため、庶務係と地域福祉推進担当を統合し、地域包括ケア推進係を設置
平成 30 年	福祉計画課組織改正 介護・医療に関わる多職種連携を推進し、在宅療養体制を構築するため介護・医療連携担当(主査)を新設 臨時福祉給付金支給事務の終了に伴い、臨時給付金担当(主査)を廃止 障害者福祉課組織改正 障害者の障害の重複化、高齢化に伴い、係編成の単位を機能別に見直し、より効果的な執行体制とするため、障害者相談係、知的障害者福祉担当、療育支援担当、精神障害者福祉担当を統合し、

- 障害認定事務係と障害者相談支援担当を設置
- 平成 31 年 障害者福祉課組織改正
 障害児者総合支援施設の開設時における運営支援や、各事業所や地域との連携支援を目的として、「障害児者総合支援施設担当（主査）」を設置
- 令和 3 年 障害者福祉課組織改正
 障害者の手当および医療費の助成にかかる体制を強化し、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法に基づく給付等の適正な管理を図るため、障害給付事務係を設置。
- 令和 4 年 障害者福祉課組織改正
 障害者施策を推進するため、組織を再編し、計画策定や施設整備を所管する障害者施策推進課を新設し、障害者福祉課を障害者支援課に名称変更
- 高齢者福祉課組織改正
 (1) 高齢者福祉施設の増加に伴い、連絡調整や運營業務等の支援充実を図るため、事業者支援担当を設置。
 (2) 予防事業も含め認知症施策を一体的に推進するため、認知症対策係を認知症サポート係に名称変更し、高齢者地域支援課へ移管。
- 高齢者地域支援課組織改正
 (1) 認知症高齢者の増加を見据え、予防も含めて本人や家族への支援策を充実させるため、高齢者福祉課から認知症高齢者ケア事業に関する業務を移管し、認知症サポート係を設置。
 (2) 高齢者が地域で長くいきいきと暮らせることをめざし、社会参加活動の支援体制を強化するため、新たに高齢者活動支援担当を設置。
- 令和 5 年 障害者支援課組織改正
 障害者施設の運営事業者支援に対する体制を強化するため、事業者支援担当を設置。
- 令和 6 年 福祉計画課組織改正
 部の庶務担当機能を維持しつつ多数の事業を滞りなく推進するため、地域包括ケア推進係から地域包括ケア推進担当主査制に移行。
- 高齢者地域支援課組織改正
 区民により分かりやすい組織とするため、認知症サポート係を認

知症施策推進係に名称変更。

令和 7 年 福祉計画課組織改正

効率的・安定的な執行体制を構築するため、指導担当主査および
施設計画担当主査制を施設担当主査制へ統合。

障害者支援課組織改正

障害者の就労支援に対する体制を強化するため、障害者就労支援
担当を設置。

高齢者福祉課組織改正

介護人材の恒常的な不足に迅速かつ的確に対応するため、介護人
材確保定着支援担当を設置。

高齢者の福祉

I 福祉計画課

目次

第1	高齢者安否確認事業	2
第2	高齢者福祉施設整備	4
第3	社会福祉法人認可・指導監査	4
第4	地域福祉推進	5
第5	民生委員活動	11
第6	成年後見制度	14
第7	医療連携の促進	15
第8	ケアマネジメント支援事業	18
第9	その他の福祉制度	19

第 1 高齢者安否確認事業

1 救急代理通報システム

【目 的】 機器による見守りによって高齢者世帯の緊急事態における不安の解消と生活の安全を図る。

【対 象】 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみで構成される世帯または日中独居の高齢者世帯

【内 容】 救急代理通報システムは自宅内で病気や事故などの緊急事態に救急ペンダントの通報ボタンを押すことにより、または一定時間動作確認センサーに反応しない場合、もしくは火災警報器が作動した場合に民間受信センターから派遣員が即時援助に駆けつける。

救急直接通報システムは消防庁への通報を通じて、地域の協力員が居宅へ駆けつける。

【利用料】 令和 6 年 4 月 1 日より自己負担額を無償化している。

<参考> 令和 5 年度まで

	自己負担金
区民税非課税の方	月額 300 円
課税の方	月額 1,000 円

【予算額】 52,995 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
設置総数	831 台	890 台	1,111 台

※設置総数については、各年度末時点で設置している数を記載

2 災害時自動安否確認システム

【目 的】 災害時に AI による安否確認・情報提供を行うことで高齢者世帯の非常時における不安の解消と生活の安全を図る。

【対 象】 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみで構成される世帯または日中独居の高齢者世帯

【内 容】 災害時自動安否確認システムは災害が発生する恐れのある場合や災害発生時に、品川区からの情報提供や安否確認を事前登録された電話番号に AI が自動で一斉架電する。

さらに、対象者からの応答を音声判読し、文字化および一覧表化する。

【予算額】 921 千円

【実績】

	令和 6 年度
登録者数	1,264 人

2 長寿お祝い事業

【対象】 101 歳以上(祝金 1 万円)、百歳(祝金 3 万円)、白寿(99 歳、祝金 1 万円)、卒寿(90 歳、祝金 7 千円)、米寿(88 歳、祝金 5 千円)

【内容】 高齢者の長寿を祝し、品川区内共通商品券を贈呈する。

【予算額】 36,773 千円

【実績】

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	百歳以上(うち百歳)	294 人(109 人)	292 人(98 人)	307 人(111 人)
	白寿(99 歳)	147 人	146 人	189 人
	卒寿(90 歳)	1,424 人	1,263 人	1,361 人
	米寿(88 歳)	1,676 人	1,750 人	1,646 人

※令和 6 年度までは品川区社会福祉協議会においても独自事業として、区と同一の年齢を対象に祝金の贈呈を行ってきたが、令和 7 年度より百歳のみを対象とすることとした。この変更に伴い、品川区社会福祉協議会は実費相当分を負担したうえで、区が品川区社会福祉協議会分と一括して対象者に祝金を贈呈するよう実施方法を変更する。

3 高齢者見守りネットワーク事業

【目的】 ひとり暮らし高齢者の増加を背景に、地域住民の見守り活動などを通じた、速やかな「気づき・予防・発見」ができる機動的な見守りネットワークの構築を図り、孤立死を未然に防ぐ。

【内容】 地域社会から孤立しがちな高齢者の生活不安を、住民同士が支え合う「共助」の充実により解消する。このため、町会・自治会を主体とする見守り活動の支援・推進に向けた施策を展開する。

- ・高齢者見守り活動助成事業の実施
- ・普及啓発事業の実施

【予算額】 3,384 千円

【実績】

- ・高齢者見守り活動助成事業

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成団体数	54	55	54

- ・救急医療情報キットの利用促進

高齢者が自宅で急病により倒れたときのために、自分の医療情報や緊急連絡先をひとまとめに専用の容器に入れ、冷蔵庫内に保管する「救急医療情報キット」を製作。町会・自治会を対象に利用促進を行い、これまで延べ162団体へ9,587本を販売した（平成23年8月販売開始以降の累計）。

第2 高齢者福祉施設整備

後期高齢者人口の増加に伴い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、特別養護老人ホーム・老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護といった介護基盤拠点を計画的に整備している。

令和7年度は、小山台住宅等跡地複合施設整備および八潮南特別養護老人ホーム等増改築、東大井三丁目（都営元芝アパート跡地）における特別養護老人ホーム等整備計画を着実に進めていく。また、認知症高齢者グループホームの整備を推進するため、区独自の上乗せ補助や不動産所有者等に対するセミナー等を実施するほか、公有地の活用も行い、地域の介護基盤の整備促進を図る。

【予算額】 2,298,890 千円

（内訳）

地域密着型サービス施設整備費助成等	199,646 千円
小山台住宅等跡地複合施設整備	1,311,939 千円
八潮南特別養護老人ホーム等増改築	787,305 千円

【実施内容】

	令和3年度～ 令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)
小山台住宅等跡地複合施設整備	基本計画、基本設計、実施設計、国有地取得等	実施設計等	新築工事等
八潮南特別養護老人ホーム等増改築	基本計画、基本設計、実施設計等	準備工事、増改築工事等	増改築工事等

第3 社会福祉法人認可・指導監査

【目的】 「地域主権改革第二次一括法」の施行に伴う社会福祉法の一部改正を受け、社会福祉法人の設立・定款に係る認可および指導監査権限が平成25年4月1日より都から区へ権限移譲された。

平成29年4月1日からの社会福祉法の一部改正による社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、高齢者・障害者・保育等に係る

社会福祉事業を運営する社会福祉法人への認可・指導監督を行い、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

【所轄法人】 区内のみに事業所が所在する社会福祉法人 12 法人
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

①高齢者福祉関係(5 法人)

・福栄会 ・三徳会 ・品川総合福祉センター ・春光福祉会
・さくら会

②障害者福祉関係(2 法人)

・トット基金 ・げんき

③保育所関係(4 法人)

・緑の家 ・戸越会 ・朝日会 ・空のいろ

④地区社協(1 法人)

・品川区社会福祉協議会

【内 容】

- ・法人設立認可
- ・定款変更認可・変更届等
- ・指導監査(実地検査)
- ・社会福祉充実計画の承認等

【予算額】 597 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
定款変更認可申請等 申請数	5	1	1
指導監査 実施法人数	5	4	5

第 4 地域福祉推進

1 地域福祉計画の推進

地域共生社会の実現をめざし、福祉サービス事業者や医療機関関係者、地域団体代表者など関係機関の連携強化により、すべての区民が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりを推進する。

【事業内容】

・第 4 期地域福祉計画の推進

令和 6 年 4 月に策定した第 4 期地域福祉計画について、推進委員会（学識経験者、福祉・医療関係団体の代表者、地域関係団体の代表者など）を設置し、第 4 期地域福祉計画の推進を図る。

【予算額】 194 千円

【実 績】

・地域福祉計画推進委員会の開催

計画に位置付けた各重点施策や福祉の分野横断的に取り組むべき事項の進捗管理および次年度以降の取組みについて検討を行った。

地域福祉計画推進委員会の開催			
開催年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 6 年度
開催日	令和 3 年 12 月 7 日	令和 5 年 1 月 31 日	令和 7 年 1 月 27 日
委員数	12 人	12 人	12 人
出席者数	12 人	12 人	11 人

※令和 5 年度は第 4 期地域福祉計画の策定期間中のため、地域福祉計画推進委員会は開催しない。

2 支え愛・ほっとステーション事業

【目 的】 高齢者等からの相談を受ける拠点を地域センター内に設置し、常駐のコーディネーター（社会福祉士等）が相談から支援へとスムーズにつながることにより、高齢者の在宅生活の安心・安全を確保する。

【対 象】 主に 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者（夫婦）のみで構成する世帯、日中独居世帯等

【内 容】 ・独居高齢者等の生活実態の把握
・在宅高齢者や家族からの相談対応
・制度横断的な支援を関係機関・団体と調整
・地域の見守りネットワークの形成
・生活支援サービス（ほっとサービス）、見守りサービス（定期電話、定期訪問）の提供、調整

※品川区社会福祉協議会に委託して運営

◆コーディネーター業務内容

常駐するコーディネーター（社会福祉士等）が、窓口で相談対応するとともに、アウトリーチ（訪問活動）等により潜在的に支援が必要な高齢者を発見し、安心して在宅生活が送れるよう、必要なサービスへとスムーズにつなぐ調整を行う（生活支援コーディネート）。相談内容によって、生活支援サービス（ほっとサービス）、見守りサービス（定期電話、定期訪問）等を提供する。

【実施場所】 ※各地域センター内に設置

名 称	所 在 地	設置年月
品川第一支え愛・ほっとステーション	北品川 3-11-16	平成 28 年 6 月
品川第二支え愛・ほっとステーション	南品川 5-3-20	平成 23 年 1 月
大崎第一支え愛・ほっとステーション	西五反田 3-6-3	平成 29 年 6 月
大崎第二支え愛・ほっとステーション	大崎 2-9-4	平成 27 年 8 月
大井第一支え愛・ほっとステーション	南大井 1-12-6	平成 28 年 6 月
大井第二支え愛・ほっとステーション	大井 2-27-20	平成 27 年 8 月
大井第三支え愛・ほっとステーション	西大井 2-10-3	平成 29 年 6 月
荏原第一支え愛・ほっとステーション	小山 3-14-1	平成 29 年 6 月
荏原第二支え愛・ほっとステーション	荏原 6-17-12	平成 23 年 10 月
荏原第三支え愛・ほっとステーション	平塚 1-13-18	平成 28 年 6 月
荏原第四支え愛・ほっとステーション	中延 5-3-12	平成 29 年 6 月
荏原第五支え愛・ほっとステーション	二葉 1-1-2	平成 29 年 6 月
八潮支え愛・ほっとステーション	八潮 5-10-27	平成 28 年 6 月

【予算額】 157,786 千円（支え愛・ほっとステーション事業）

【実 績】（単位：件）

	令和 6 年度					
	相談	訪問	生活支援 サービス	見守り サービス	救急代 理通報 システ ム 新規設 置	支援員 (人) ※
品川第一	257	140	49	471	31	41
品川第二	145	96	58	478	33	45
大崎第一	367	192	64	725	16	54
大崎第二	180	254	50	556	14	46
大井第一	324	232	139	403	41	63
大井第二	141	148	108	215	8	52
大井第三	141	92	151	385	5	54
荏原第一	293	183	195	550	7	36
荏原第二	195	66	31	348	5	43
荏原第三	279	218	200	490	21	41
荏原第四	232	245	138	537	6	40
荏原第五	164	161	97	407	6	35
八潮	194	149	70	713	35	38

合計	2913	2178	1354	6306	228	588
----	------	------	------	------	-----	-----

※年度末時点で登録している数を記載

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①フリースペース（よりみち）の開催			
開催箇所数	17 か所	19 か所	24 か所
開催回数	308 回	366 回	402 回
参加者数	2,497 人	3,541 人	4199 人
②地域交流会の開催			
開催回数	20 回	17 回	16 回
参加者数	452 人	343 人	432 人

2 生活支援体制整備事業

【目的】 高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう地域の「生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の活動を一体的に推進する。

【事業内容】 ◆生活支援コーディネーターの配置

地域センターの所管区域を単位として、支え愛・ほっとステーションに配置されたコーディネーターを生活支援コーディネーターとして位置付け、地域の支援ニーズとサービス提供主体等の活動を適切につなぐ業務を行う。

また、生活支援コーディネーターを統括し、区内全域を対象として生活支援体制を推進する統括生活支援コーディネーターを1名、各地区の地域づくりを支援する地域づくり担当調整コーディネーター2名を支え愛・ほっとステーション本部に配置する。

◆協議体の設置

生活支援コーディネーターと生活支援サービスの多様な提供主体等が集まり、定期的に情報の共有や連携強化を図ることを目的とした会議体を設置する。互助を中心とした地域づくりを住民主体で進め、地域のつながりや助け合いのしくみづくりについて検討・課題解決し、地域の活動の充実を図る。

区内全域を総合的な視点から捉え、区全体の「地域の社会資源の開発」等の検討を行う第1層協議体、地域の実情に合わせ、日常生活圏域ごとに地域課題の整理や情報共有を行う第2層協議体を設置する。

【予算額】 17,715 千円（生活支援体制整備事業）

3 ユニバーサルデザイン普及啓発事業

【事業内容】

◆おたがいさま運動の推進

「おたがいさま運動」とは、困っている人がいたら助ける、困ったときは「助けて」と言える、そんなことがあたりまえにできる「支えあいのまちづくり」をみんなで進めていくための運動である。

平成24年度に募集した標語「おたがいさま ところをつなぐ ありがとう」の合言葉（助ける人の「困ったときはおたがいさま」という気持ちと、助けてもらった人の「ありがとう」という感謝の気持ちによって、お互いの心がつながりあう関係が築かれるようにとの願いが込められている。）を活用し、イベント開催等を通じて、広く区民に「おたがいさま運動」を推進していく。研修や学習会等を実施し、基礎知識や事例の紹介、車いすやアイマスク体験などを通して、ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の考え方について、職員・区民等への普及啓発を図る。

【予算】 1,983 千円

【実績】

- ・区立学校向け学習会の実施
- ・一般区民向け学習会の実施
- ・庁有車の車体にマグネットシートにて広告掲載
- ・パネル展示の実施（庁舎内通路等）

4 重層的支援体制整備事業

【目的】

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、包括的相談支援、参加支援、地域づくり、アウトリーチ、多機関協働を一体的に実施する。

【事業内容】

- ・包括的相談支援

すべての相談窓口において、属性を問わず相談を受け止め、必要な支援等へ適切につなぐ。また、誰もが身近な地域で相談できる体制を整備するため、

支え愛・ほっとステーションの人員を拡充し、相談の対象を全世代へ展開する。

- ・参加支援

既存の支援で対応できない狭間のニーズ等に対応するため、既存の支援の拡充やマッチング等により、社会とのつながり作りに向けた支援を実施する。

- ・地域づくり

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、地域における資源の開発やネットワークの構築、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。

- ・アウトリーチ

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。

また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を構築する。

- ・多機関協働

複雑化・複合化した課題を抱えた区民の情報共有、支援プランの策定や役割分担を行う支援会議および重層的支援会議を開催し、多機関による支援を実施する。また、支援関係機関の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図る。

【予算額】 38,855 円

【実績】

- ・重層的支援体制整備事業庁内検討会（部課長級会議）の開催（2回）
- ・重層的支援体制整備事業推進会議（係長級会議）の開催（7回）
- ・一般職員および管理職向け研修（全6回）

内訳：アセスメント研修（一般職員向け）（2回）

普及啓発研修（管理職向け、一般職員向け各2回）

5 孤独・孤立対策推進事業

【目的】

孤独・孤立は心身への重大な悪影響を与えることから、令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」に基づき、孤独・孤立問題の重症化予防に向けた取組を推進する。重層的支援体制整備事業と一体的に実施し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながり、支え合う地域共生社会の実現を目指す。

【内容】

- ・周知啓発

区の支援につながりにくい、主に若年層へ向けた周知を目的として、Google、X 広告を活用し、支援情報等を発信する。

孤独・孤立を抱える高齢者層への周知として、65 歳の誕生日前月に予防接種受診券に支援情報等のパンフレットを同封する。

- ・相談対応

行政への相談にハードルを感じる人が多いことから、気軽に相談できる体制構築を目的として、以下の相談対応を実施する。

一人年間最大 3 回までのオンラインカウンセリング利用料助成を実施する。精神科専門医が運営し、公認心理師または臨床心理士の資格を有するカウンセラーのみで対応する質の高いカウンセリングを実施し、必要に応じて、医療機関や区との連携を実施する。

24 時間 365 日いつでもどこでも無料・匿名で相談可能なチャット相談窓口との連携により、強化期間には応答率を 100%%とし相談体制を強化する。

【実績】

- ・主に若年層の孤独・孤立の実態を把握するための Google を活用したアンケート調査を区内大学との協働により実施。
- ・Google、Instagram へ広告を掲載し、孤独・孤立の課題を抱える潜在層に向けての情報発信を実施し、125 名が相談につながった。
- ・孤独・孤立対策地域協議会の設置、開催
- ・24 時間 365 日いつでもどこでも無料・匿名で相談可能なチャット相談窓口との連携協定を締結
- ・孤独・孤立対策普及啓発イベント「AWAKNENIG PORT～ちいさなぬくもり さがしてみませんか～」の実施

【予算額】 10,470 千円

第 5 民生委員活動

1 民生委員・児童委員活動

【目的】 民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立ち、各関係機関と協力し、高齢者、障害者、子育て家庭や生活困窮家庭などの相談に応じ、助言や援助などを行う地域の奉仕者である。また、品川区では高齢者相談員を兼務し、地域のひとり暮らし高齢者の見守り等、さまざまな活動を行っている。

【対象】 高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮家庭など地域で助言が必要な方

【地区別構成】 品川区における民生委員の定数は 325 人で、任期は 3 年

地区名	定数	現員数	地区名	定数	現員数
-----	----	-----	-----	----	-----

品川第一	21(2)	20(2)	荏原第一	24(2)	20(2)
品川第二	23(2)	22(2)	荏原第二	18(2)	16(2)
大崎第一	34(2)	24(2)	荏原第三	31(2)	27(2)
大崎第二	18(2)	18(2)	荏原第四	27(2)	24(2)
大井第一	39(2)	36(2)	荏原第五	19(2)	19(1)
大井第二	18(2)	18(2)	八 潮	10(2)	8(2)
大井第三	17(2)	14(2)	計	299(26)	266(25)

()内は主任児童委員数(令和7年3月31日現在)

【予算額】 79,517 千円

【活動実績】

(相談・支援内容)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅福祉	1,146	1,091	1,058
介護保険	313	290	260
健康・保健医療	550	394	373
子育て・母子保健	27	36	24
子どもの地域生活	68	108	93
子どもの教育・学校生活	93	73	87
生活費	116	133	114
年金・保険	10	13	12
仕事	9	25	22
家族関係	144	140	116
住居	219	211	180
生活環境	196	176	182
日常的な支援	1,322	1019	1,042
その他	989	827	761
合 計	5,202	4,536	4,324

(各年3月31日現在)

2 民生委員推薦会

民生委員推薦会は14人の委員で構成され、民生委員・児童委員の任期終了による一斉改選や任期途中の欠員補充に際し、適格者を選び都知事に推薦する。推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱する。

【開催実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
--	-------	-------	-------

実施回数	1 回	0 回	0 回
------	-----	-----	-----

3 主任児童委員活動

最近の子どもを取りまく社会環境の変化に伴い児童の虐待、いじめ、非行の低年齢化など児童をめぐる課題が深刻化している。主任児童委員は、児童福祉に関する事項について専門的に担当し、活動している。

民生委員・児童委員はそれぞれ受持ち区域を持ち活動しているのに対し、主任児童委員は各地区単位で2人配置され、地区全体の問題に対処している。

4 高齢者相談等事業（高齢者相談員）

【目 的】 社会奉仕の精神に基づき高齢者世帯等の家庭を訪問し、話し相手となり、相談・助言を行うとともに、関係機関および地域社会とのパイプ役として、高齢者の精神面でのサービスの充実を図る。

【対 象】 75歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯等

【内 容】 民生委員・児童委員に高齢者相談員を委嘱する。

高齢者相談員が対象世帯を訪問し、話し相手となり、相談や助言を行い、専門的な相談指導および施設入所等の措置が必要なケースについて速やかに関係機関等に連絡し、活動状況について、毎月、品川区高齢者相談員活動報告書を提出する。

活動費（月額）7,000 円

【予算額】 38,826 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者相談員数	280 人	280 人	273 人

（各年3月31日現在）

5 民生委員活動支援

【目 的】 民生委員のなり手不足改善や負担感軽減のため、民生委員への相談支援を行う。

【内 容】 民生委員から困難ケースへの対応方法等についての相談に乗るスーパーバイザーを福祉計画課内に設置する

【予算額】 480 千円

【実 績】 実施回数 42 回、相談件数 47 件（令和6年5月15日開始）

第6 成年後見制度

【目 的】 成年後見制度は、認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障害者、精神障害者に対して財産管理や身上保護を行う手段として、平成12年度に開始された。判断能力が十分でなくなっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように制度の利用者本人の意思決定を支援する。

令和4年度からは、「品川区成年後見制度利用促進基本計画」（令和3年10月策定、令和6年4月第4期品川区地域福祉計画等各関連計画に統合）に基づき、区と品川区社会福祉協議会とが、中核機関として一体となり成年後見制度の利用を推進する。

【実施方法】 ◆ 区長申立て手続き

成年後見制度による支援が適切と考えられる人について、区内の相談拠点等と連携を図りながら、利用者への円滑なサービス提供のために必要な調整・支援を行う。

さらに、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身近に本人を支援できる親族がいない場合等に、家庭裁判所への後見等開始の審判に係る区長申立ての諸手続きを行う。

◆ 中核機関運営費

区と品川区社会福祉協議会とが中核機関として、制度の推進のための支援（広報～相談対応～後見人候補者検討～後見人支援）を一貫して実施する。

また、助成を受けなければ制度の利用が困難である認知症等の高齢者に対し、成年後見人の報酬（本人負担額）の一部を助成する。

さらに、本人および後見人等の支援体制を強化するため、関係者との意見交換を行う協議会や交流会を新たに開催する。

◆ 終活支援パッケージ事業助成

社会福祉協議会が実施している定期的な見守りや日常生活支援、任意後見契約、公正証書遺言作成支援をセットとした終活支援パッケージへの補助の実施により、将来や死後に対する不安を抱いている区民を支援し、安心して年を重ねられる環境を整備する。

【予算額】 26,906 千円（一般会計）
（うち、終活支援パッケージ事業助成 8,374 千円）
13,815 千円（介護会計）

【実 績】

◆ 区長申立処理件数（高齢者）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

集計 年度	申立 決定 件数	中止	家裁申立済 件数	後見人種別					死亡	
				審判 決定	社協	社会 貢献 型	市民後 見人の 会	他団 体	社協	社協 監督 人
4	31	5	22	22	11*	4	0	9*	16	9
5	32	2	24	22	11	7	1	3	11	15
6	27	1	21	17	7	1	1	7	1	1
合計	90	8	67	61	29	12	2	19	28	25

*複数後見あり（令和 4 年度（2 件））

◆ 報酬助成処理件数（高齢者）（令和 4 年度開始）

集計 年度	助成申請 件数	助成決定 件数	助成決定種別			
			後見	保佐	補助	監督人
4	46	46	21	10	6	9
5	52	52	26	11	4	11
6	44	43	17	10	6	11
合計	142	141	64	31	16	31

第 7 医療連携の促進

1 医療と介護の多職種連携研修 ※平成 29 年度より医師会へ委託

【目 的】 地域包括ケアをさらに推進するため、在宅療養支援に関わる医療職と介護職が研修等を通じて顔の見える関係を築き、相互理解を深め多職種連携を推進する。

【対 象】 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、病院医療相談員、ケアマネジャー、リハビリテーション専門職、ヘルパー等

【内 容】 品川区医師会・荏原医師会に委託し、医療・介護に関する研修等を各医師会で実施。2 医師会による合同開催を年 1 回実施する。

【予算額】 2,457 千円

【実 績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
--	---------	---------	---------

回 数	8 回	11 回	12 回
参加人数 (内合同開催)	※212 人 ※ (94 人)	500 人 (26 人)	783 人 (34 人)
合同開催テーマ	VR 認知症体験研修	ヤングケアラーについて	ACP について ボードゲーム形式 のエンディングゲーム体験を通じて 意思決定支援の基本を学ぼう

※感染症拡大防止のため、参集型研修は中止し、ウェブ開催

2 品川区在宅医療検索(医療機関等名簿デジタル版) ウェブサイト

【目 的】 退院後、在宅での療養生活を安心して過ごすために、区内の病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーションの在宅医療情報や施設情報を容易に検索できる環境を整備する。

【内 容】 ・一般区民および関係機関の専門職などが区ホームページから検索できる「在宅医療検索」のウェブサイトを平成 30 年 12 月に開設。
・「介護・在宅医療・障害者福祉情報」として療養生活に役立つ関連情報を閲覧できる。
・開設にあたり医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て情報登録を実施する。

【予算額】 1,118 千円

【実績】 ※登録数は各年度末時点の事業所数

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録数	922 件	922 件	943 件

3 医療と介護連携地域ケアブロック会議

【目 的】 医療と介護の支援を必要とする高齢者等が安心して在宅で療養生活を送ることができるよう、医療、介護、福祉等専門職の連携および療養支援体制を強化する。

【内 容】 ・区内を4ブロックに分け、専門職による地域ケアブロック会議を新設した（令和元年度より実施）。
 ・医療と介護のブロックリーダー8人（各ブロック2人）を中心に在宅療養に関する地域特有の問題を抽出・分析し、具体的な解決策の提案を行った。
 ・ブロック構成：A大崎・五反田ブロック、B品川ブロック、C大井・八潮ブロック、D荏原ブロック
 ・参加職種：医師（病院、診療所、在宅診療）、歯科医師、薬剤師、看護師（病院、訪問）、リハビリテーション専門職、ケアマネジャー、ホームヘルパー、医療ソーシャルワーカー等

【予算額】 3,359 千円

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域ケア ブロック会議	4ブロック各2回	4ブロック各1回	4ブロック各2回
参加者総数	157人	76人	148人
地域ケア ブロック リーダー会議	6回 全体会 1回 書面会議 1回 個別会議 4回	6回 全体会 2回 個別会議 4回	9回 全体会 1回 個別会議 8回
実施内容	①「コロナ禍であっても退院支援で医療・介護連携でうまくいったこと」 ②「薬局薬剤師の活動内容の理解と多職種の現場での活用」	「急変期対応について」をテーマとし、ACP（医療とケアの方針についての意思決定）の普及などについて意見交換	令和5年度の地区ケア会議の課題から、ブロックにおける課題抽出および課題解決について意見交換

4 在宅療養の支援

【内 容】 退院から在宅への移行を支援するため「療養生活支援ガイドブック・パンフレット」を、地域ケアブロック会議にて各専門職の意見を取り入れながら作成・配布した。

本人や家族および支援者が、在宅での医療や療養生活などについて理解を深められるとともに、情報を容易に入手でき、さらに在宅療養に関する相談等に活用していく。

【予算額】 2,506 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
作成物	療養生活支援ガイドブック「よくわかる在宅医療&介護」	入退院支援フローチャートパンフレット	療養生活支援ガイドブック「よくわかる在宅医療&介護」
作成数	20,000 部	20,000 部	15,000 部
配布先	病院(相談室、隣接区関連病院)、診療所、歯科診療所、薬局、在宅介護支援センター、高齢者施設、訪問看護ステーション、支え愛・ほっとステーション等に配布。		

5 医療と介護ケアの意思決定支援事業

【内 容】 加齢や疾病により医療や介護が必要となり、これまで通りの生活が出来なくなった時に備えて、医療やケアについて本人の望む療養生活の意思を聴き取り、共有していくことが求められている。(以下、ACP＝アドバンス・ケア・プランニングと表記する。)

令和6年7月からeラーニング講座を開始。

また、11月30日の『人生会議の日』周知のため、庁舎渡り廊下で啓発掲示を行った。

【予算額】 1,295 千円

【実績】

	令和 6 年度
受講修了者数	144

第 8 ケアマネジメント支援事業

口腔ケア研修（品川介護福祉専門学校に事業委託 品川福祉カレッジ）

【内 容】 主に高齢者および障害者の支援に関わる医療職および介護職等を対象に、介護予防の視点による高齢者の身体機能について理解し、ケアマネジメント能力、口腔ケア技術の向上を図ることを目的としている。

口腔ケア専門歯科医による口腔機能の基礎講義および品川、荏原歯科医師会が講師となり実習を行う。

【予算額】 650 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
講 義	※59 人	※55 人	※39 人
実 習	※25 人	14 人	9 人

※オンライン開催

第 9 その他の福祉制度

1 義援金受付

日本赤十字社および共同募金会への各種災害義援金も取り次いでいる。

2 日本赤十字社品川区地区事業

日本赤十字社定款に基づき、品川区は日本赤十字社東京都支部の下部組織として、赤十字事業を推進している。

特に、災害救護活動や自然災害における救援物資の配備などの赤十字事業に要する事業資金の確保を図るため、品川区地区では町会・自治会等の協力を得て、赤十字会員募集運動を展開している。

【実績】 (各年 3 月 31 日現在)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標額	— 円	— 円	— 円
実績額	8,662,336 円	12,642,901 円	13,918,171 円
達成率	— %	— %	— %

3 共同募金事業

社会福祉法に基づく社会福祉法人東京都共同募金会が行う赤い羽根共同募金運動について、品川地区協力会・荏原地区協力会として実施している。

【実績】 (各年 3 月 31 日現在)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標額	— 円	— 円	— 円
実績額	8,697,766 円	12,696,950 円	12,476,951 円
達成率	— %	— %	— %

Ⅱ 高齢者福祉課

目次

第1 介護保険施策の考え方と課題	
(1) 高齢者の人口.....	3
(2) 施策の考え方.....	3
第2 地域福祉の推進	
1. 在宅高齢者支援事業	
(1) 在宅介護支援センター..... (地域包括支援サブセンター)	9
(2) 入院中の紙おむつ代助成事業.....	13
(3) 高齢者自立支援住宅改修給付事業.....	14
2. 高齢者の見守り・安否確認	
(1) 高齢者熱中症等予防対策事業.....	15
(2) 緊急入室対応.....	16
3. 特別養護老人ホーム運営および施設支援事業	
(1) 特別養護老人ホーム入所調整.....	17
(2) 養護老人ホーム入所措置.....	18
4. 福祉人材確保・定着事業	
(1) 品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業.....	20
(2) 品川福祉カレッジ.....	21
(3) 社会福祉士養成コース受講助成.....	22
(4) I C T見守りシステム等設置助成.....	23
(5) 介護職員資質向上事業.....	24
(6) 介護福祉士実務者研修等受講費助成.....	25
(7) 介護支援専門員法定研修受講料補助事業.....	26
(8) 介護職員確保・定着支援.....	27
(9) 品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当.....	28
(10) 介護職員等宿舍借上支援事業.....	29
(11) 外国人介護職員受入環境整備施策.....	30
(12) 外国人介護人材雇用（就学）支援等.....	31
5. 福祉サービス評価・向上支援事業.....	32
6. 生活の支援（車いす貸出）.....	33

第3	介護保険	
1.	介護保険財政	
(1)	介護保険財政基盤を支える仕組み.....	34
(2)	介護保険料賦課徴収事務.....	36
2.	介護事業を支える事業	
(1)	要介護認定.....	38
(2)	介護保険制度推進委員会.....	40
3.	要介護高齢者等のための事業	
(1)	家庭を訪問してのサービス.....	44
(2)	施設を利用してのサービス.....	47
(3)	地域密着型サービス.....	51
(4)	福祉用具や住宅改修など.....	55
(5)	施設サービス.....	58
(6)	市町村特別給付事業.....	60
4.	地域支援事業	
(1)	総合事業ケアマネジメント.....	62
(2)	ケアマネジメント支援事業.....	63
(3)	在宅介護者支援事業.....	64
(4)	家族介護者教室.....	64
第4	資料（高齢者福祉関係施設一覧）.....	65
	（在宅サービス提供にかかる利用料金）.....	71

第1 介護保険施策の考え方と課題

(1)高齢者の人口

品川区在住の65歳以上の高齢者は、令和7年4月1日現在80,647人であり、総人口(414,581人)の19.45%に達している。今後も上昇が見込まれるが、平成30年には75歳以上の人口が65～74歳の人口を上回った。

令和7年4月1日現在(住民基本台帳)

年齢階層	総数(人)	人口比(%)	男(人)	男女比(%)	女(人)	男女比(%)
総人口	414,581	(100.0)	203,227	(49.02)	211,354	(50.98)
65歳以上	80,647	(19.45)	34,493	(42.77)	46,154	(57.23)
75歳以上	47,060	(11.35)	18,446	(39.20)	28,614	(60.80)

(2)施策の考え方

①品川区の高齢者を支えるしくみ

区では、超高齢社会の到来に備え、増加する要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護・短期入所・通所介護などの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホーム、高齢者住宅等の施設建設に早期に着手し都市型施設の整備に努めてきた。

このような中、区は次の図のとおり高齢者像を3つの類型に分け、高齢者の心身状況に合わせたサービスの提供体制を整備するとともに、地域の相互支援活動や社会福祉参加のしくみづくりにも力を入れ構築・運用してきた。

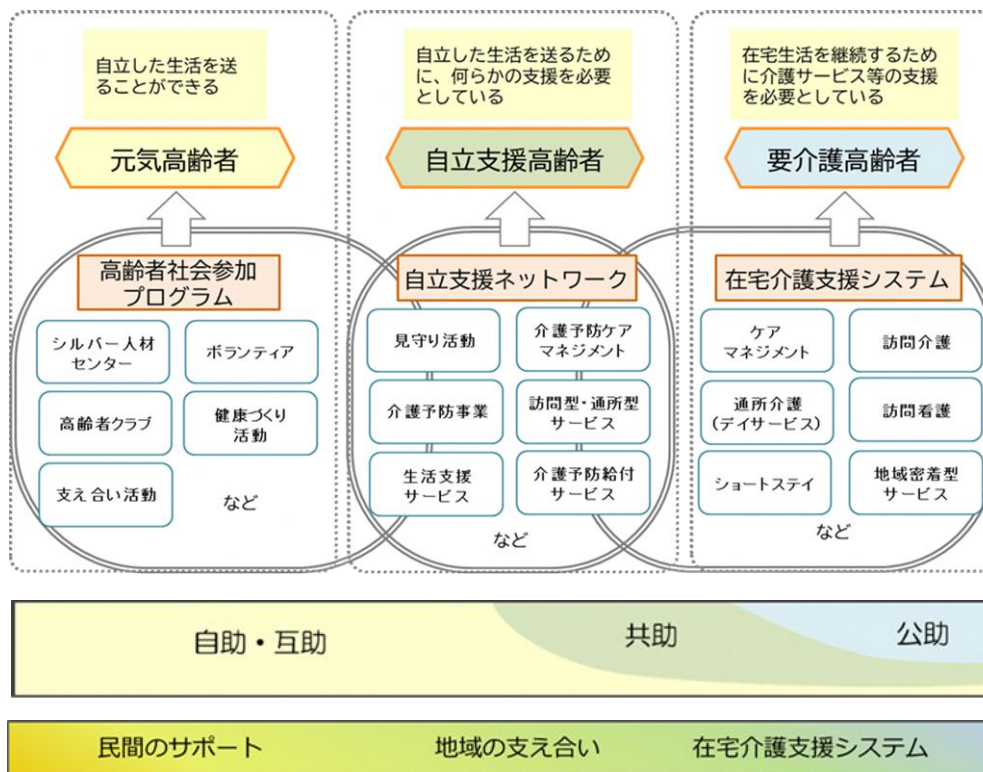
介護保険制度導入以降は、介護保険事業計画に基づき、区民の在宅介護の意向を踏まえ、高齢者介護のあり方・目標を「高齢者と家族が、介護保険サービスを含む公的サービスと住民の互助活動、民間サービスを活用しながら、心身の機能が低下してもできる限り住み慣れた『地域・我が家』での生活を送ることができるよう支援してきた。そのなかで、在宅生活を可能な限り追求し、その継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しが立つ」を掲げ、さまざまな先駆的取り組みを行っている。

また、住み慣れた地域で生活を送るには、地域での支え合いが重要であり、日常生活を支えるしくみづくりにも取り組んでいる。

第1号被保険者数：82,098人（2023（令和5）年10月1日）

元氣高齢者 65,528人	事業対象者 792人 要支援者※ 6,545人 (在宅 5,875人) (施設 670人)	要介護1～5※ 9,682人 (在宅 6,059人) (施設 3,623人)
------------------	--	---

※要支援・要介護者数は第2号被保険者および転入者449人を含む



(注) 自助：自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入
 互助：住民組織の活動、ボランティア活動、生きがい就労
 共助：介護保険等の社会保険制度およびサービス
 公助：一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護、人権擁護・虐待防止

第九期品川区介護保険事業計画における重点課題

○ 『地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現』

区は、介護保険制度の保険者として、さらなる高齢化の進展に備えて、引き続き公平・公正な事業運営に努めるとともに、医療・介護・介護予防・住まいおよび生活支援の基盤整備と、区民・関係機関の連携による支え合いのしくみづくりによる「地域包括ケア」を充実させていく。

「地域包括ケア」のさらなる推進により、区民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、区民一人ひとりが生きがいを感じ、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す。

そこで、この重点課題に的確に対応するため、第九期においては以下の8つのプロジェクトを推進する。

プロジェクト1．地域との協働によるネットワークと共生社会の実現

地域の相談窓口である在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーションを中心に、地域との協働による支え合いのネットワークを強化するとともに、既存の制度では対応できない課題の解決に向けた体制の検討を進め、共生社会の実現を目指します。

プロジェクト2．健康づくりと介護予防の推進

心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより、健康寿命の延伸を目指します。また、介護予防サービスの利用促進により住み慣れた自宅で自立して暮らせるよう自立支援の取り組みを支援します。

プロジェクト3．認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症に関する正しい知識・認知症の人に関する正しい理解を普及啓発していくとともに、本人および家族の意思を大事にしながら認知症本人からの情報発信の支援も行うことにより、安心して生活できる地域づくりを目指します。

プロジェクト4．介護保険サービス・その他のサービスの充実

認知症や障害、病気等により要介護度が中重度になっても、本人および家族の意思を尊重しながら、可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう本人と家族の双方を支援します。

プロジェクト5．医療と介護の連携推進

高齢になると医療と介護の両方を必要とする人が増加するため、本人および家族の意思を尊重しながら、医療職・介護職が連携して療養環境を整え、適切なケアを提供します。

プロジェクト6．入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

住み慣れた家・地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス基盤や、在宅での生活が難しくなったときのセーフティネットとしての多様な入所・入居系施設の整備を、今後のニーズを踏まえながら検討していきます。また、施設の自主的なサービスの質の向上への取り組みを支援します。

プロジェクト7．介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上

介護サービス等を安定的に供給するため、多様な介護・福祉職員の確保・育成の方策を検討・実施するとともに、施設・事業所における業務の効率化への取り組みを支援します。

プロジェクト8．非常時（感染症・災害）への対応・対策

予測できない感染症や災害等の発生時に適切に対応するため、発生時における具体的な対応策の検討を進めるほか、感染症対策への備えや災害備蓄品の確保などを進めていきます。

②在宅介護支援システムの強化と地域包括支援センター機能の充実

高齢者のサービス提供体制については、高齢者等が日常的な地域生活を送るエリアとして地域センターと同一の13地区を「日常生活圏域」として位置付け、この13地区を基本に区内20ヵ所の在宅介護支援センターを中心とした在宅介護支援システムを構築し運用している。このシステムでは、要介護高齢者をはじめとした高齢者の福祉・介護サービス等に関する相談とサービス提供の総合的な調整を行い、在宅介護支援センター等を中心としてホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどの介護サービス提供事業所を有効に配置し、医師会立等の訪問看護ステーションとの連携により、一貫性のある総合的なサービスが提供できる体制としている。

平成12年4月からの介護保険制度の開始後は、この在宅介護支援システムにより、介護保険制度における申請、相談、アセスメント（課題分析）、ケアプラン作成、サービス提供の一連のプロセスを適切に行うことのできるしくみとしている。

平成18年度からの介護予防マネジメントの導入においては、高齢者福祉課を「地域包括支援センター」に位置付けるとともに、各地区在宅介護支援センターに予防担当ケアマネジャーを配置し、地域包括支援センター機能を分担させることによりきめ細やかな対応が可能なくみとしている。

また、平成27年度から要支援者の介護予防訪問介護および介護予防通所介護事業が、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業として区の事業（区総合事業という。）に位置付けられ、これに対し区では全国に先駆け平成27年4月から事業移行した。

さらに、平成29年度には、区と在宅介護支援センターを結ぶ情報処理システムを更新し、品川区高齢者総合支援システムとして開発を行い、平成30年度（一部30年1月）から運用を開始した。これにより情報の一元管理による情報連携・情報共有基盤を整備し、さらに効率的・効果的な高齢者支援体制の強化を図っている。

今後さらに増加が見込まれる支援が必要な高齢者に対し、介護予防、区総合事業および介護・福祉サービス等の適切な利用を推進するため、引き続き予防から介護に至る継続的で一貫性のあるマネジメントを通じ、介護予防の推進と在宅介護支援の一層の強化・充実を図っていく。

③適切な介護予防マネジメントと介護予防事業の充実

「できないことの補填」から「もっとできるようになるための支援」へ転換を図るため、個人の生活・人生を尊重し、意欲を引き出しながら、生活機能の維持および向上を積極的に図り、できるかぎり自立した生活を送れるよう支援していく。

これまでも、自立支援高齢者を中心として介護予防事業を展開し、介護予防の重要性を認識し、「地域リハビリテーションシステムの再構築」や市町村特別給付「身近でリハビリ」「水中運動」を創設、「高齢者筋力向上トレーニング事業」を先駆的に実施してきた。

平成18年度の介護保険制度の見直しでは、先駆的な事業で培った手法を活用しデイ

サービス等において効果的な介護予防事業の実施と予防給付サービスの充実を図り現在に至っている。

さらに平成 26 年の介護保険制度改正による区総合事業の適切な実施による訪問・通所事業を通じ、一層介護予防を重視した要支援者等軽度の高齢者への支援の充実を図る。また、これまでの多様な介護予防サービスを実施しつつ、提供体制等を整理し予防重視型の介護予防システムの効果的な運用をめざし、介護予防事業・予防給付サービスを円滑に実施・提供できるしくみの充実に努めていく。

④地域との協働による多様なネットワークの拡充

総合的な介護予防重視型のシステムを構築するためには、介護サービスや介護予防事業のみでは限界があり、地域での支え合いによる自立支援ネットワークの充実が不可欠である。

また、各地域独自の相互支援活動である「支え愛活動」や社会福祉協議会が行っている家事援助サービスなどの「さわやかサービス」などがある。これら地域における相互支援活動は、要介護認定では「非該当」となる自立支援高齢者のためのサービス提供であるとともに、要介護高齢者にとってもふれあいとあたたかみのあるサービスとして重要な意義を持つものであり、活動の一層の支援が重要である。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対する安否確認事業、町会・自治会および事業者による地域での見守り活動などの充実とともに、認知症高齢者サポーター養成や虐待防止ネットワーク、孤立死防止ネットワークの構築など、地域住民や関連するさまざまな機関と連携協力した協働のしくみづくりに積極的に取り組んでいく。

⑤高齢者社会参加プログラムの推進

高齢者がいつまでも元気で心豊かに生活できるよう、就業ニーズへの対応や元気高齢者・高齢者クラブ等のボランティア活動、健康づくり、学習・スポーツ、若い世代との交流などの高齢者社会参加プログラムを積極的に推進していくことが大切である。

そこで、高齢者等が介護・福祉サービス（事業）のボランティアとして参加した場合にポイントを付与し換金等ができる地域貢献ポイント制度の活用により社会参加を促進するとともに、社会福祉協議会やシルバー人材センター等との調整により、高齢者が参加と活動を通して介護予防に資するよう担い手として区総合事業等への参加ができるよう介護予防事業を含めた事業の見直し、拡充を図っていく。

⑥多様な介護施設の整備と既存施設の活用

区内には現在、特別養護老人ホーム 12 か所、老人保健施設 2 か所が整備されている。今後も後期高齢者人口の増加に伴い、在宅介護のセーフティネットとしての特別養護老人ホーム等の整備検討を計画的に進める。

また、住み慣れた地域・我が家での生活が継続できるよう、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについて、需要や地域バランスを考慮し、計画的に整備を進めていく。さらに、シルバーセンター・ゆうゆうプラザ等既存の区有施設・区有地を有効に活用し多様なニーズにきめ細かく対応した介護予防拠点としての整備を行っていく。

⑦介護保険制度の運営

介護保険制度創設以降、健全な保険財政の下、適正な安定した制度運営を行ってきた。しかし、増々高齢者人口が増加し、要介護認定者数の増加や事業費・介護保険料の上昇が推測される中で、さらに透明性を確保した公正かつ円滑な制度運営を行っていく必要がある。

また、令和6年4月には第九期介護保険事業計画において、令和6～令和8年度の計画期間内に取り組むべき課題設定および課題解決に向けた8つの推進プロジェクトを策定した（5 ページ参照）。適切な要介護認定や要支援者等軽度の高齢者への区総合事業の実施、介護予防事業の充実等により事業費・介護保険料の急増抑止を図るとともに、認知症高齢者施策の強化など一層の在宅生活継続の支援強化を図っていく。

そのため、品川区介護保険制度推進委員会において、制度の運営状況や諸事業の実施状況を検証し、事業計画との整合性を審議し、より一層充実した介護保険制度の運営を行っていく。

第2 地域福祉の推進

1. 在宅高齢者支援事業

(1)在宅介護支援センター(地域包括支援サブセンター)

【目 的】

高齢者とその家族が、区の窓口に行かなくても身近なところで気軽に専門職員に相談できることを可能とし、介護保険サービスをはじめ、必要な保健・医療、福祉サービスの調整等を受けることにより、高齢者本人の在宅生活の自立支援を図る。

【対 象】

介護保険の要介護認定者等もしくは基本チェックリストの実施により介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方(未認定(判定)申請者を含む)で、日常生活を営むのに支障のある高齢者または心身障害のある方およびその家族等。

【内 容】

①相談と必要なサービスの調整

専門職員が家庭訪問等により、介護保険に関することなど介護にかかわる様々な相談に応じるとともに、一人ひとりの高齢者が適切なサービスを利用できるよう調整する。

②手続の代行

各種の保健・医療・福祉サービスの申請について、本人や家族に代わって、区への申請書の提出を代行する等の便宜を図る。

③福祉機器の紹介や住宅改修相談

福祉機器の展示・紹介・選定・具体的使用方法および住宅の改修に関して、相談・助言を行う。

④要介護認定調査

介護保険サービスの利用に必要な要介護度等の判定のために、高齢者の心身状態を把握する基本調査（74項目）を行う。

⑤基本チェックリストの実施

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の利用判定のために、高齢者の心身状態を把握する基本チェックリスト（25項目）の実施により行う。

⑥居宅サービス計画(ケアプラン)等の作成

介護保険および総合事業による介護サービスの利用ができるように、居宅介護サービス計画(ケアプラン)、介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成する。

※訪問介護事業所(ヘルパーステーション)の併設(一部)

在宅介護支援センターに訪問介護事業所を併設し、双方が連携することにより、利用者に対し質の高いサービスを安定的に提供する。

【実績】（単位：件）

年度	令和4年度							
区分	台場	東品川	東品川第二	上大崎	西五反田	大崎	八潮	南大井
相談件数合計	1,435	918	956	1,884	1,042	1,479	1,076	1,619
介護保険サービス利用手続き	1,028	517	632	1,022	740	867	642	874
訪問サービス	55	43	29	106	40	54	32	69
通所サービス	20	27	14	45	22	102	32	71
短期入所	3	7	1	11	1	10	6	6
福祉用具	29	33	13	84	29	68	62	81
住宅改修	13	11	14	32	27	34	8	25
総合事業サービス	3	6	3	13	5	10	10	3
区独自サービス	14	10	6	34	7	11	7	49
施設サービス	22	34	21	59	19	45	19	32
医療	129	172	127	324	96	213	193	263
認知症	19	11	31	65	20	23	17	50
成年後見	6	1	6	16	4	1	0	2
虐待	0	15	5	9	4	5	7	15
安否確認	38	10	19	10	11	12	15	27
苦情	5	0	2	6	1	2	2	6
その他	51	21	33	48	16	22	24	46
ケアプラン（介護）	1,354	1,856	879	1,484	2,687	2,162	1,955	1,478
ケアプラン（予防）	913	1,285	1,183	1,246	1,611	1,632	954	1,440
ケアプラン（総合事業）	837	862	690	1,085	1,039	1,071	779	726

年度	令和4年度							
区分	南大井第二	大井	大井第二	西大井	荏原	小山台	小山	成幸
相談件数合計	1,313	795	985	982	1,037	916	1,729	1,396
介護保険サービス利用手続き	537	443	525	586	612	436	776	900
訪問サービス	73	43	49	25	38	39	95	50
通所サービス	66	51	85	44	38	61	78	47
短期入所	3	1	3	6	2	2	9	2
福祉用具	83	50	51	43	65	51	78	72
住宅改修	33	18	21	6	17	25	44	12
総合事業サービス	6	1	0	1	1	1	6	11
区独自サービス	8	10	18	10	9	15	31	16
施設サービス	37	20	15	25	29	48	97	30
医療	240	98	162	136	171	183	302	151
認知症	96	18	9	23	31	19	50	46
成年後見	10	0	0	1	0	0	21	5
虐待	9	0	1	14	2	8	4	3
安否確認	38	6	19	17	4	6	32	16
苦情	3	0	3	6	1	9	10	4
その他	71	36	24	39	17	13	96	31
ケアプラン（介護）	1,559	930	1,432	1,631	1,453	904	1,525	1,378
ケアプラン（予防）	1,319	735	566	1,421	1,325	879	1,863	1,806
ケアプラン（総合事業）	819	587	602	1,112	718	653	1,159	1,339

年度	令和4年度						
区分	中延	大原	戸越台	杜松	支援センター 計	高齢者福祉課 計	総計
相談件数合計	1,646	426	1,125	1,258	24,017	17,008	41,025
介護保険サービス利用手続き	945	206	488	673	13,449	9,231	22,680
訪問サービス	90	16	34	50	1,030	105	1,135
通所サービス	79	13	46	57	998	66	1,064
短期入所	11	1	4	6	95	67	162
福祉用具	95	19	62	81	1,149	1,259	2,408
住宅改修	34	5	28	22	429	12	441
総合事業サービス	1	1	1	2	85	3	88
区独自サービス	26	4	26	15	326	302	628
施設サービス	36	32	32	27	679	1,333	2,012
医療	214	76	258	229	3,737	1,288	5,025
認知症	34	14	48	15	639	501	1,140
成年後見	1	1	17	2	94	790	884
虐待	4	7	8	1	121	497	618
安否確認	12	11	29	43	375	200	575
苦情	3	0	6	1	70	101	171
その他	61	20	38	34	741	1,253	1,994
ケアプラン（介護）	1,837	1,489	1,350	1,006	30,349	0	30,349
ケアプラン（予防）	1,340	1,158	1,272	1,527	25,475	200	25,675
ケアプラン（総合事業）	1,156	585	935	993	17,747	41	17,788

【実績】（単位：件）

年度	令和5年度							
区分	台場	東品川	東品川第二	上大崎	西五反田	大崎	八潮	南大井
相談件数合計	1,491	732	807	1,650	948	1,297	1,230	1,683
介護保険サービス利用手続き	1,085	452	593	1,018	676	722	717	939
訪問サービス	56	22	11	39	23	50	35	70
通所サービス	39	18	13	23	16	80	66	59
短期入所	4	7	0	7	1	4	6	12
福祉用具	25	39	17	62	25	92	77	80
住宅改修	6	15	15	41	23	29	19	8
総合事業サービス	0	26	0	3	4	7	4	6
区独自サービス	15	2	1	22	8	8	10	22
施設サービス	21	21	12	69	19	39	23	54
医療	132	98	59	244	103	195	182	304
認知症	31	13	25	48	21	22	23	54
成年後見	5	2	4	20	0	1	4	6
虐待	2	0	3	3	0	4	2	9
安否確認	24	5	28	7	6	17	14	8
苦情	5	0	4	6	2	1	5	3
その他	41	12	22	38	21	26	43	49
ケアプラン（介護）	1,306	1,792	1,112	1,578	2,376	2,019	1,925	1,571
ケアプラン（予防）	1,331	1,408	1,283	1,341	1,791	1,747	1,043	1,590
ケアプラン（総合事業）	893	875	652	1,174	1,069	1,120	870	792

年度	令和5年度							
区分	南大井第二	大井	大井第二	西大井	荏原	小山台	小山	成幸
相談件数合計	1,219	594	1,098	773	788	828	1,488	1,282
介護保険サービス利用手続き	591	380	595	476	449	433	715	804
訪問サービス	71	23	59	25	45	10	54	28
通所サービス	52	37	99	29	57	20	49	34
短期入所	18	1	4	10	5	0	4	2
福祉用具	49	14	55	43	38	64	82	63
住宅改修	29	3	14	10	9	30	48	15
総合事業サービス	6	2	1	0	0	2	2	3
区独自サービス	7	7	9	6	14	9	15	2
施設サービス	42	16	28	25	30	33	75	40
医療	187	88	172	101	93	183	261	192
認知症	48	6	10	7	11	17	49	21
成年後見	5	0	0	0	3	0	30	3
虐待	8	7	0	10	3	6	11	8
安否確認	39	4	19	7	11	5	13	26
苦情	1	0	4	5	1	5	10	4
その他	66	6	29	19	19	11	70	37
ケアプラン（介護）	1,446	944	1,317	1,673	1,418	1,067	1,183	1,272
ケアプラン（予防）	1,348	784	673	1,547	1,466	1,095	1,939	1,977
ケアプラン（総合事業）	883	460	654	1,058	619	599	1,161	1,343

年度	令和5年度						
区分	中延	大原	戸越台	杜松	支援センター 計	高齢者福祉課 計	総計
相談件数合計	1,592	714	1,182	1,246	22,642	14,808	37,450
介護保険サービス利用手続き	974	286	628	683	13,216	7,245	20,461
訪問サービス	73	28	30	59	811	92	903
通所サービス	130	21	81	55	978	47	1,025
短期入所	13	15	11	1	125	53	178
福祉用具	63	41	65	64	1,058	1,224	2,282
住宅改修	39	3	10	19	385	31	416
総合事業サービス	5	2	1	0	74	2	76
区独自サービス	16	3	21	8	205	178	383
施設サービス	39	44	20	18	668	1,480	2,148
医療	152	190	229	245	3,410	1,228	4,638
認知症	36	19	22	27	510	354	864
成年後見	3	5	1	6	98	741	839
虐待	0	4	22	2	104	647	751
安否確認	20	8	26	37	324	200	524
苦情	6	4	5	0	71	75	146
その他	23	41	10	22	605	1,211	1,816
ケアプラン（介護）	1,717	1,305	1,176	1,063	29,260	0	29,260
ケアプラン（予防）	1,341	1,355	1,286	1,706	28,051	206	28,257
ケアプラン（総合事業）	1,096	493	836	966	17,613	43	17,656

【実績】（単位：件）

年度	令和6年度							
区分	台場	東品川	東品川第二	上大崎	西五反田	大崎	八潮	南大井
相談件数合計	1,154	682	955	1,643	871	1,072	1,194	1,430
介護保険サービス利用手続き	758	370	702	1,033	680	678	674	730
訪問サービス	48	29	20	63	8	35	41	81
通所サービス	34	19	18	34	18	48	31	64
短期入所	4	6	1	4	0	3	6	5
福祉用具	34	44	20	50	25	60	66	85
住宅改修	10	9	5	51	16	48	9	13
総合事業サービス	2	19	5	3	2	6	1	5
区独自サービス	3	3	6	37	7	11	8	53
施設サービス	54	19	16	37	12	30	13	56
医療	113	89	56	197	58	89	277	203
認知症	18	8	41	29	18	20	11	41
成年後見	10	1	6	8	0	0	1	7
虐待	4	1	3	1	0	4	3	1
安否確認	20	15	8	7	2	5	24	23
苦情	2	4	1	3	1	2	1	4
その他	40	46	47	86	24	33	28	59
ケアプラン（介護）	1,125	1,522	1,258	1,517	2,070	1,863	1,722	1,289
ケアプラン（予防）	1,349	1,554	1,236	1,623	1,749	2,071	1,192	1,957
ケアプラン（総合事業）	925	858	673	1,099	1,119	1,156	876	869

年度	令和6年度							
区分	南大井第二	大井	大井第二	西大井	荏原	小山台	小山	成幸
相談件数合計	1,327	655	648	836	610	811	1,534	1,218
介護保険サービス利用手続き	556	400	367	576	361	396	771	733
訪問サービス	66	18	29	20	24	29	57	43
通所サービス	43	18	48	22	28	37	63	44
短期入所	5	1	0	6	0	6	3	4
福祉用具	71	16	25	32	29	50	88	59
住宅改修	11	14	5	9	11	17	30	29
総合事業サービス	8	0	3	2	3	0	5	9
区独自サービス	31	5	14	11	9	8	24	10
施設サービス	52	36	14	16	10	39	90	36
医療	235	100	83	82	78	182	267	131
認知症	80	14	7	8	27	7	48	30
成年後見	15	4	0	1	0	0	16	3
虐待	18	1	3	3	1	17	7	7
安否確認	26	9	7	6	8	4	22	12
苦情	2	1	4	3	0	4	3	2
その他	108	18	39	39	21	15	40	66
ケアプラン（介護）	1,042	785	1,234	1,606	1,346	1,023	770	999
ケアプラン（予防）	1,509	962	866	1,715	1,559	1,386	2,247	2,106
ケアプラン（総合事業）	831	395	683	944	618	536	919	1,270

年度	令和6年度						
区分	中延	大原	戸越台	杜松	支援センター 計	高齢者福祉課 計	総計
相談件数合計	1,348	487	1,070	1,319	20,864	13,898	34,762
介護保険サービス利用手続き	733	222	635	716	12,091	6,771	18,862
訪問サービス	68	15	21	79	794	60	854
通所サービス	77	12	38	57	753	61	814
短期入所	9	3	5	13	84	50	134
福祉用具	80	22	54	56	966	1,209	2,175
住宅改修	36	6	10	25	364	44	408
総合事業サービス	7	4	5	2	91	5	96
区独自サービス	6	3	24	16	289	19	308
施設サービス	55	29	32	20	666	1,129	1,795
医療	203	116	187	260	3,006	1,232	4,238
認知症	20	19	17	19	482	475	957
成年後見	2	4	0	0	78	733	811
虐待	0	0	11	2	87	539	626
安否確認	10	11	12	22	253	143	396
苦情	8	4	0	1	50	102	152
その他	34	17	19	31	810	1,326	2,136
ケアプラン（介護）	1,935	1,075	1,121	1,074	26,376	0	26,376
ケアプラン（予防）	1,618	1,370	1,170	1,919	31,158	200	31,358
ケアプラン（総合事業）	1,027	503	877	1,003	17,181	36	17,217

(2)入院中の紙おむつ代助成事業

高齢者は、体調の急変など病院への通院や入院のリスクが高く、特に低所得者において、入院した場合に治療費その他の費用の負担感が増加している。そこで入院中に紙おむつに要した費用の一部を助成することにより、費用負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とする。事業の実施主体である品川区社会福祉協議会に対し、補助金を支給する。

- 【対象者】 ・ 65 歳以上の品川区民の方
・ 30 日以上入院をしている方、または入院をしていた方（介護保険適用病床を除く）
- 【助成額】 入院時に支払った紙おむつの費用。
ただし 1 ヶ月につき 6,000 円を上限。
- 【予算額】 19,500 千円
- 【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成人数	250 人	261 人	231 人
助成件数	1,121 件	1,181 件	1,010 件
助成額	5,314,204 円	5,659,582 円	4,844,026 円
事務委託費	501,072 円	904,860 円	905,000 円

(3)高齢者自立支援住宅改修給付事業（区一般施策事業）

【目 的】 65 歳以上の在宅高齢者の日常生活を支援するため、状態像に即した居宅内の改修施工費に対し、改修費を支給する。

【予算額】 10,464 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実 績	79 か所	99 か所	88 か所

【対象・限度額・利用料金】

	自 立 支 援 住 宅 改 修	
	住宅改修予防給付	住宅設備改修給付
対 象 者	介護保険の認定で非該当と判定された 65 歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められた方	介護保険の認定で、要介護、要支援と判断された 65 歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められた方
対 象 工 事 ・ 限 度 額	① 手すりの設置 ② 段差の解消 ③ 床または通路面の材料の変更 ④ 引き戸等扉の取り替え ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え ⑥ ①～⑤に付帯して必要な工事 限度額 ①～⑥の合計 20 万円	①浴槽の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 限度額 379,000 円 ②流し、洗面台の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 限度額 156,000 円 ③便器の洋式化およびこれに付帯して必要な工事 限度額 106,000 円 ④昇降機（階段昇降機）の設置 限度額 400,000 円
料 金	自己負担は、費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）	
所 得 制 限	生計中心者もしくは扶養者の前年所得が基準額以下の方 2 人世帯の場合 6,232,000 円 扶養家族が 1 人増えるごとに 38 万円を加算	

2.高齢者の見守り・安否確認

(1) 高齢者熱中症等予防対策事業

【目 的】 夏季における在宅高齢者の熱中症等予防に的確に対応するため、予防の普及啓発を展開するとともに、高齢者宅への戸別訪問支援を強化する。また、区内のシルバーセンター等の施設の一部を在宅高齢者の避暑拠点として活用するなど、高齢者の健康と安全の確保を図る。

【対 象】 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、要援護高齢者を中心とした在宅高齢者

【内 容】 ◆熱中症等の予防に向けた普及啓発と戸別訪問の実施

- ・民生委員（高齢者相談員）によるひとり暮らし高齢者等世帯への家庭訪問による予防に向けた普及啓発
- ・在宅介護支援センターを中心とした居宅介護支援事業所のケアマネジャーによる要支援、要介護高齢者等への家庭訪問による予防に向けた普及啓発
- ・支え愛・ほっとステーションによる地域活動で把握した高齢者や高齢者のみ世帯等への家庭訪問による予防に向けた普及啓発
- ・広報、統合ポスター及び区ホームページへの掲載による普及啓発
- ・高齢者の生活支援にかかわる事業者に対する事業周知

◆避暑拠点の確保

- ・区内のシルバーセンター等の施設の一部を夏季期間に限定し、在宅高齢者の避暑拠点として日中活用を図り、熱中症予防に対応する。

◆予防への個別支援

- ・熱中症予防の対策を講じることが困難な高齢者へ、飲料水等を必要に応じて提供するとともに、冷却マット・扇風機を貸し出す。

【予算額】 2,125 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水分補給飲料水等提供	4,296 本	3,504 本	3,192 本

(2)緊急入室対応

【目 的】 高齢者の自宅における異変に対し迅速に対応し、救命、孤立死の防止を図る。

【対 象】 自宅内の安否が未確認、かつ入室の許可および解錠に要する費用負担の同意者が不在または不明な状況にある、ひとり暮らし高齢者世帯等

【内 容】 自宅内での異変が強く疑われるが、玄関ドア等が施錠されているため入室による安否確認ができない場合に、専門業者によるドア等の解錠を行う（費用負担が可能な者（本人を含む）が判明した場合には、後に費用求償する）。

【予算額】 69 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対応世帯	0 件	0 件	0 件

3. 特別養護老人ホーム運営および施設支援事業

(1) 特別養護老人ホーム入所調整

【目的】

介護保険制度の円滑な運営を担う保険者として、在宅サービス活用による在宅生活から施設入所への流れを作るとともに、特別養護老人ホームへの入所の公平性を確保するため行う。

【会議の設置】

上記の目的を達成するため第三者の委員等も含めた特別養護老人ホーム入所調整会議を設け、一定の入所調整基準により、申込者の入所優先順位を客観的・公平に審査する。

【会議の内容】

特別養護老人ホームへの申込みを受けて入所の必要性和優先度を審査する。メンバーは、区内特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人の代表、医師会の代表、民生委員の代表および区職員で構成する。

【会議の開催】 年 2 回程度

【入所調整基準】

要介護度を基本に、本人の年齢・在宅介護状況（在宅介護期間）・介護の困難性（介護者が高齢・病弱等）の各項目を総合的に評価する。

【入所申し込み場所】

- ・在宅で介護の場合：区（高齢者福祉課）または、在宅介護支援センター
- ・老人保健施設、病院等に入所、入院している場合：区（高齢者福祉課）

【施設への入所】

入所優先度をふまえ、本人が希望する施設へ紹介する。入所が可能となった段階で、本人と施設で入所に向けた契約手続きを行う。

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申込者数	第 1 回	404 人 (内 116 人)	433 人 (内 132 人)	393 人 (内 134 人)
	第 2 回	395 人 (内 109 人)	425 人 (内 137 人)	444 人 (内 123 人)
取下げ者数		146 人	132 人	143 人
入所者数		283 人	261 人	245 人

申込みは年 2 回 ()内は、再申込者数

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総入所者数		1012 人	997 人	1017 人
区内入所者数		907 人	904 人	928 人

(各年 3 月 31 日現在)

【所在地】 施設一覧 67 ページ参照

(2) 養護老人ホーム入所措置

【目 的】 環境上の理由および経済的な理由において在宅で生活することが困難な高齢者を入所させ、養護する。

【対 象】 おおむね 65 歳以上の高齢者で、経済的要件（本人の属する世帯が生活保護を受けていること、または世帯の生計中心者が区民税の所得割を課税されていないこと）と環境的要件（住むところが無かったり、住まいがあっても極めて劣悪等）のいずれにも該当する方

【内 容】 食事の提供およびその他日常生活上必要なサービスを行う。

【予算額】 185,848 千円

【実 績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請受理	3	7	4
措置開始	3	7	4
取り下げ	0	0	0
措置廃止	16	7	15

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入所者数	65	65	54
待機者数	2	2	3

(各年 3 月 31 日現在)

養 護 老 人 ホ ー ム 費 用 徴 収 基 準

利用者本人の費用徴収基準

(平成7年7月改訂)

対象収入による階層区分	費用徴収基準月額
1 0円～27万円	0円
2 27万0001円～28万円	1000円
3 28万0001円～30万円	1800円
4 30万0001円～32万円	3400円
5 32万0001円～34万円	4700円
6 34万0001円～36万円	5800円
7 36万0001円～38万円	7500円
8 38万0001円～40万円	9100円
9 40万0001円～42万円	1万0800円
10 42万0001円～44万円	1万2500円
11 44万0001円～46万円	1万4100円
12 46万0001円～48万円	1万5800円
13 48万0001円～50万円	1万7500円
14 50万0001円～52万円	1万9100円
15 52万0001円～54万円	2万0800円
16 54万0001円～56万円	2万2500円
17 56万0001円～58万円	2万4100円
18 58万0001円～60万円	2万5800円
19 60万0001円～64万円	2万7500円
20 64万0001円～68万円	3万0800円
21 68万0001円～72万円	3万4100円
22 72万0001円～76万円	3万7500円
23 76万0001円～80万円	3万9800円
24 80万0001円～84万円	4万1800円
25 84万0001円～88万円	4万3800円
26 88万0001円～92万円	4万5800円
27 92万0001円～96万円	4万7800円
28 96万0001円～100万円	4万9800円
29 100万0001円～104万円	5万1800円
30 104万0001円～108万円	5万4400円
31 108万0001円～112万円	5万7100円
32 112万0001円～116万円	5万9800円
33 116万0001円～120万円	6万2400円
34 120万0001円～126万円	6万5100円
35 126万0001円～132万円	6万9100円
36 132万0001円～138万円	7万3100円
37 138万0001円～144万円	7万7100円
38 144万0001円～150万円	8万1100円
39 150万0001円以上	※

注

- 1 上記に示す費用徴収基準月額から、養護老人ホームの3人の部屋入居者については10%、4人部屋入居者については20%、5人および6人部屋入居者については30%、7人以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額し100円未満を切り捨てる。

- 2 上表にかかわらず当分の間、14万円を当該費用徴収月額の上限とする。

※ 150万円超過額×0.9÷12月+8万1100円
(100円未満は切り捨て)

扶養義務者の費用徴収基準

(平成7年7月以降適用)

税額等による階層区分			費用徴収 基準月額
A	生活保護法による被保護者		0円
B	当該年度の区市町村民税非課税の方		0円
C 1	前年の 所得税 非課税 の方	区市町村民税均等割のみ課税	4500円
C 2		区市町村民税所得割課税	6600円
D 1	前年 の 所得 税 の 年 額 が 右 の 額 の 方	3万円以下	9000円
D 2		3万0001円～8万円	1万3500円
D 3		8万0001円～14万円	1万8700円
D 4		14万0001円～28万円	2万9000円
D 5		28万0001円～50万円	4万1200円
D 6		50万0001円～80万円	5万4200円
D 7		80万0001円～116万円	6万8700円
D 8		116万0001円～165万円	8万5000円
D 9		165万0001円～226万円	10万2900円
D 10		226万0001円～300万円	12万2500円
D 11		300万0001円～396万円	14万3800円
D 12		396万0001円～503万円	16万6600円
D 13		503万0001円～627万円	19万1200円
D 14		627万0001円以上	全 額

注

- 1 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。
- 2 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

4. 福祉人材確保・定着事業

(1)品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業

【目 的】

品川介護福祉専門学校の生徒を対象に修学資金の貸付制度を設け、区内の指定介護施設への福祉人材の確保を図る。

【対 象】

品川介護福祉専門学校在学学生で、卒業後区内の指定福祉施設で 3 年以上勤務する意思を有し、他から同種の修学資金を借り受けていない方。

【内 容】

- ①貸付金額 前期・後期各 35 万円（平成 25 年度入学生までは各 30 万円）
- ②貸付期間 正規の修業年数(2 年)
- ③貸付利子 無利子
- ④貸付申請 連帯保証人を 1 人添え、区長に申請。審査のうえ決定
- ⑤償 還 償還事由の生じた日の翌月から 6 か月据置期間経過後 5 年以内に償還
- ⑥償還免除 卒業後 6 か月以内に指定福祉施設に勤務し、3 年以上介護業務に従事したとき

【予算額】 31,500 千円…前期 45 人・後期 45 人分

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
在籍者数	31 人	36 人	31 人
貸付者数	32 人	34 人	26 人
貸付割合	103.23%	94.44%	83.87%

(各年 3 月 31 日現在)

(2)品川福祉カレッジ

【目 的】

品川介護福祉専門学校の機能を活かし、ケアマネジャー、ケアスタッフを始めとする福祉サービス従事者の専門性・実践力の向上を図り、品川区の福祉人材の育成・スキルアップ拠点とする。

【事業の内容】

《運営方針》

- ・実務従事者を対象とした地域特性に適った再教育を行う。
- ・演習を重視した体得型の実践性の高いカリキュラムとする。
- ・品川区社会福祉協議会品川介護福祉専門学校内に設置し、講師陣をネットワークにより確保する。

《対象者》

- ・区内の社会福祉法人・民間事業者の職員(ケアマネジャー、ホームヘルパー、施設の生活相談員、介護職員、看護師、児童・障害者福祉施設職員など)

【令和 6 年度概要】

- ① ケアマネジメント講座
- ② 医療・リハビリ専門講座
- ③ 講師派遣研修
- ④ 口腔ケア・機能向上講座
- ⑤ 認知症ケア専門コース

【予算額】 5,830 千円

(3)社会福祉士養成コース受講助成

【目 的】

社会福祉士の資格を取得するため、社会福祉法人品川区社会福祉協議会が実施する「社会福祉士養成コース」（定員 100 人）を自発的に受講する職員に対し必要な助成を行い、職員の資質、能力の向上に資するとともに、資格取得後は、社会福祉士の資格を有効に活用できる職場で職務内容の充実を図る。

【対 象】

品川区に勤務する常勤職員で、一定の学歴または実務経験を有し、かつ所属長の推薦を得た、社会福祉士の資格取得に熱意を有する者（但し、原則として、福祉部障害者支援課、高齢者福祉課、生活福祉課、および子ども未来部子育て応援課の福祉事務所の事務を分掌する係に勤務する職員を優先する）。

【助成内容】

受講に要する費用のうち、授業料の 85%を助成する。

助成金は、受講開始時に 50%、受講終了の翌年度までを期限として資格取得時に 35%を交付する。

（参考）令和 6 年度授業料 240,000 円（令和 4 年度までは授業料 250,000 円）

【予算額】 623 千円

【決算額・実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学時助成	1 人	2 人	1 人
資格取得時助成	2 人	2 人	1 人

(4) ICT見守りシステム等設置助成

【目 的】区立特養ホーム等にＩＣＴ見守りシステムを導入することで、入所者の情報を瞬時に把握・入力し、各職員も同時に共有できるよう支援を行う。記録入力時間や訪室回数の低減により、業務の効率化とサービスの質の向上を図るとともに、介護職員の負担軽減を図る。

【内 容】

○令和６年度：区立平塚橋特別養護老人ホーム（三徳会）

現行：入所定員 100 名、ショートステイ 12 名

予算額 35,479 千円

○令和５年度：区立戸越台特別養護老人ホーム（三徳会）

現行：入所定員 72 名、ショートステイ 8 名

○令和４年度：区立上大崎特別養護老人ホーム（愛生福祉会）

現行：入所定員 102 名、ショートステイ 39 名

○令和３年度：区立八潮南特別養護老人ホーム（品川総合福祉センター）

現行：入所定員 89 名、ショートステイ 11 名、グループホーム 18 名

(5) 介護職員資質向上事業

～区とNPO法人との協働事業～

- 【目的・内容】 ・介護現場職員の資質向上とコミュニケーションスキルの向上を目的として、介護技術研修・資質向上研修を実施する。
- ・質の高い福祉職員を養成・確保するため、資格取得希望者を募り介護職員初任者研修を実施する。

【委託先】 NPO法人品川ケア協議会への委託

【予算額】 5,380 千円

- 【実績】 ・初任者研修通信課程 1回開催 3人修了
(令和6年7月～10月(延べ17日間))
- ・資質向上研修(喀痰吸引研修) 1人参加
(令和7年1月25日開催)
- ・介護と医療の連携研修・リハビリテーション連携推進研修(一体実施) 46人参加(内訳:ドクター10人、介護事業所16社(33人)、品川区3人)
(令和6年11月15日開催)
- ・外国人介護職員受入体制整備セミナー 区内社会福祉法人5法人7人・品川介護福祉専門学校3人参加(令和7年3月18日開催)

(6) 介護福祉士実務者研修等受講費助成

【目 的】

厳しい社会経済情勢の中、慢性的な介護人材不足の解消と質の高いサービスの安定的・継続的な提供を図るため、介護職員の確保・定着・育成を目的に、介護職員初任者研修受講費助成金交付事業を継続実施している。

平成 30 年度より、助成上限額を 5 万円に増額した。また、平成 29 年 1 月以降、介護福祉士試験の受験資格に実務者研修の修了が追加されたことを踏まえ、令和元年度より、実務者研修修了者に対しても受講費用の一部を助成している。

【内 容】

◆介護福祉士実務者研修等受講費助成

区内訪問介護事業所等を運営する介護サービス事業者を通して、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、生活援助従事者研修を修了した品川区民（助成事業者に 6 カ月以上雇用されている区民以外の者も含む）に対して、その研修を修了するために要した受講費用の一部を助成する。

（一人あたり上限 5 万円 ※但し、実務者研修と初任者研修を合わせた受講の場合は、受講費用の額と 8 万円のいずれか低い額）

【予算額】 5,000 千円

【実績】 ◆介護福祉士実務者研修等受講費助成

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付人数 (内訳)	96 人 初任者研修 68 人 実務者研修 28 人	83 人 初任者研修 43 人 実務者研修 40 人	65 人 初任者研修 19 人 実務者研修 46 人
平均年齢	41.8 才	36.1 才	36.3 才
雇用している 人数	79 人 (82.3%)	77 人 (92.7%)	60 人 (92.3%)

(各年 3 月 31 日現在)

(7) 介護支援専門員法定研修受講料補助事業

【目 的】

区内施設・事業所の従事者が介護支援専門員資格の取得・維持に必要な法定研修を受講する際、事業者が負担した受講料の一部を区が補助することにより、区民の適切な介護保険サービス利用を支える介護支援専門員の安定的な確保と定着を図る。

【対 象】

品川区内の介護保険施設、介護保険事業所

【内 容】

事業所の従事者が受講する法定研修に係る受講料を事業者が負担した額（補助対象経費）と法定研修の種類ごとに定めた額の合計額（補助基準額）とを比較していずれか少ない方の額に、補助率 4 分の 1 を乗じて得た額を補助する。

【予算額】 861 千円

【実績】 ◆介護支援専門員法定研修受講料補助金

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績			15 事業所 (受講者：延べ 41 人)

(8) 介護職員確保・定着支援

①介護人材確保・定着支援事業

【目的】 今後も需要が高まる介護に対して、支えとなる人材が不足しており、その影響は増々深刻化している。この状況を打開するため、効果的な介護人材支援策により改善を図る。

【内容】

ア．遠隔地からの介護職員・看護職員確保支援補助金
遠隔地から人材を獲得した場合に、1 年以上の常勤雇用および品川区内または隣接区での居住を要件として、採用法人に助成する。300 千円（内訳：支度金相当一律 100 千円、交通費、引越し費用等上限 200 千円）。

イ．介護老人福祉施設・介護老人保健施設における介護職員・看護職員人材紹介・派遣料支援補助金
介護老人福祉施設・介護老人保健施設が紹介事業者を活用した介護職員または看護職員を雇用した場合にかかる紹介料を助成する。
計 7,400 千円
5,000 千円（介護職員 1 人分・雇用 1 人につき上限 500 千円）
2,400 千円（看護職員 1 人分・雇用 1 人につき上限 1,200 千円）。

ウ．居宅介護支援事業所における保健師等資格所有者採用促進補助金
居宅介護支援事業所に保健師等資格所有者を配置することで、利用者の多様なニーズに対応することを目的として、給与の一部を助成する。3,000 千円（1 人分・雇用 1 人につき上限 3,000 千円）。

【予算額】 10,700 千円

【実績】

	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
ア．遠隔地からの人材獲得支援	0 件	0 円	3 件	473,510 円	2 件	400,000 円
イ．特養・老健施設の看護職員確保支援	1 件	972,840 円	3 件	2,499,640 円	5 件	2,460,000 円
ウ．保健師等資格所有者採用促進助成	1 件	1,758,000 円	1 件	1,668,000 円	0 件	0 円

② 品川区民間社会福祉施設職員住宅提供事業

【目 的】

区内の社会福祉法人が設置、運営する高齢者・障害者を対象とした施設に勤務する常勤職員を対象に、職員住宅を提供し、優れた人材確保と定着化を図る。

【対 象】

区内社会福祉法人が設置、運営する高齢者および障害者を対象とする施設に勤務する常勤職員。

【福祉職員住宅】（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名 称	所在地	戸 数
災害対策東品川職員待機寮（世帯用）	品川区東品川 3-1-5	2 戸
大井倉田わかくさ荘（単身用）	品川区大井 4-14-8	8 戸
グレースマンション（単身用）	品川区西大井 4-12-11	2 戸
戸越台特別養護老人ホーム職員住宅（単身用）	品川区戸越 1-15-23	6 戸

(9) 品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当

【目 的】

慢性的に介護職員が不足している要因の一つに給与等処遇の課題が挙げられている。居住支援手当を支給することで、職員の定着を支援し、要介護高齢者へのサービス提供体制基盤の安定化に繋げることを目的とする。

【対 象】

品川区内の介護保険サービスを提供する事業所

【内 容】

品川区内に所在する介護保険サービスを提供する事業所を運営する事業者が、その雇用する職員を対象に、居住支援手当を支給する場合に、その支給に要する経費に対し補助金を交付する。（居住支援手当は対象者 1 人あたり月額 10,000 円（上限）とし、社会保険料雇用主負担額に相当する額として居住支援手当の総支給額に 15%を乗じた額を交付。）

【予算額】 434,700 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績			171 事業所 (1,602 人)

(10)介護職員等宿舍借上支援事業

【目 的】

介護職員等および介護福祉専門学校の学生の住宅費負担を軽減し、良好な居住環境を提供することで、働きやすい就労環境および学びやすい修学環境を実現し、もって区内の介護人材の安定的な確保・定着を図る。

【内 容】

区内民間住宅を、区内に所在する介護保険サービス事業所の運営法人が介護職員用として借り上げる場合、および品川介護福祉専門学校を運営する(社福)品川区社会福祉協議会が学生用として借り上げる場合に、その経費の一部を支援する。(介護事業所は、月額 82,000 円上限の 7/8 または 1/2、品川介護福祉専門学校は、月額 82,000 円上限の 10/10)

【予算額】 10,752 千円

(11) 外国人介護職員受入環境整備施策

①外国人職員の住居支援（借り上げ宿舎家賃助成）

【目 的】外国人職員を受け入れる際、当該外国人職員の居住場所の確保が課題となっている。そこで、受け入れる事業者が居住の用に供するため宿舎を借り上げた場合に、家賃の一部を助成する。

【対 象】区が指定する施設・事業所を運営する事業者

【助成内容】家賃月額 125,000 円を上限とし、入居者一人あたり 20,000 円（下回る場合は事業所が設定する額）を基準とした自己負担を差し引いた法人負担額の 7/8 を補助する。

【予算額】5,220 千円

②ファミリー西品川活用による外国人等介護職員用住居確保支援事業

【目 的】区民住宅ファミリー西品川（西品川 1-16-12 4 階建）は、中堅所得者向けの優良な賃貸住宅として供給するとともに、空室を東日本大震災の被災者の受け入れや、区営住宅の建て替えのための仮入居先として活用してきた。既存の空室を改修することで、子ども・若者への支援や介護職員の確保など、区の新たな行政ニーズに的確に対応し、様々な支援の拠点ともなる施設を目指す。

高齢者福祉分野として、さらなる介護保険サービスに対する需要が見込まれることから、持続可能なサービス提供体制確保のため、社会福祉法人等が受入れを行い、区が指定する介護サービス事業所・施設で勤務する外国人技能実習生等に、シェアハウス住居（1 戸 2 人入居）として提供する。また、家賃相当補助を行い、外国人介護職員の日常生活上の指導・支援を行い、そのノウハウを外国人職員の確保を検討する他の法人に共有し、外国人職員の確保・定着について、経費面での負担軽減を図る。

【対 象】区内社会福祉法人等が雇用した、外国人技能実習生等の介護職員。

【助成内容】家賃月額 125,000 円を上限とし、入居者一人あたり 20,000 円（下回る場合は事業所が設定する額）を基準とした自己負担を差し引いた法人負担額の 7/8 を補助する。

（例．1 部屋あたり入居者 2 人の場合）

1 月あたり（125,000 円-40,000 円）×7/8≒74,000 円を補助する。

【予算額】6,690 千円

（内訳）維持管理費 1,362 千円（住宅課執行委任）

家賃相当助成 5,328 千円

(12) 外国人介護人材雇用(就学)支援等

①外国人介護人材雇用（就学）支援経費補助事業

【目 的】 介護人材不足の解消に向け、外国人人材の受け入れを進める法人が増加する一方で、在留資格手続や生活支援に伴う新たな負担が顕在化している。こうした事務的・心理的負担の軽減と良好な就労（就学）環境の提供を通じて、外国人材の確保・育成・定着（中途退学の予防）を図る。

【対 象】 区内介護事業者（品川介護福祉専門学校の場合は品川区社会福祉協議会へ）

【助成内容】 支援を受ける外国人1人あたり月額 30,000 円（上限）を補助する。

【予算額】 3,600 千円

②外国人向け日本語講座実施事業

【目 的】 介護人材不足の深刻化が懸念される中、外国人人材の活用が重要となっているが、言語の壁が課題であり、日本語能力の向上が不可欠である。外国人を対象に日本語講座を実施し、品川介護福祉専門学校の入学選考に対応した内容を提供することで、入学を後押しするとともに、受講生のキャリアアップを支援する。

【内 容】 委託業者により、品川介護福祉専門学校が所在する中小企業センターで外国人を対象とした対面による日本語講座を実施する。

【予算額】 3,714 千円

5. 福祉サービス評価・向上支援事業

(1)要介護度改善ケア奨励事業

入所・入居施設における良質な介護サービスの提供により、当該施設に入所し、または入居する品川区被保険者の要介護度の軽減が図られた場合に対して、その軽減に至るサービスの質を評価し、当該施設職員の意欲向上を図るとともに、更に質の高いサービス提供が継続して行われることを推進するため、施設サービスにおける要介護度改善ケア奨励事業を実施する。

【対象施設】 品川区施設サービス向上研究会に参加する社会福祉法人等が運営する高齢者施設で、特別養護老人ホーム 11 施設、老人保健施設 2 施設、特定施設 5 施設、地域密着型特別養護老人ホーム 1 施設、地域密着型特定施設 1 施設の計 20 施設が対象（令和 2 年度から特別養護老人ホーム 1 施設が新規参加）。

【内 容】 年度初日を基準日として、基準日に対象施設の入所者（老人保健施設については、基準日に入所していなくても以下の要件に該当すれば対象とする）について、当該年度の前年度 1 年間において、当該施設における要介護認定による要介護度が、それ以前の要介護度から軽減された場合に、その要介護度の軽減に資するサービス提供を評価するもので、対象施設を運営する社会福祉法人等からの報告に基づき、奨励金を交付する。なお、適切なサービス提供によらない要介護度の軽減においては、その対象としない。

【奨励金の額】 <新規・継続分>（令和 3 年度～）

・要介護度が段階にかかわらず改善したとき 1 月につき 2 万円

【予算額】 17,920 千円

・新規分 9,120 千円

・継続分 8,800 千円

【実 績】（令和 6 年度分）

項目	新規分		継続分	
	対象者	交付月数	対象者	交付月数
要介護度が 1 段階改善	55 人	357 月	38 人	225 月
要介護度が 2 段階改善	21 人	139 月	14 人	80 月
要介護度が 3 段階改善	4 人	24 月	5 人	29 月
要介護度が 4 段階改善	0 人	0 月	1 人	3 月

6. 生活の支援（車いす貸出）

【目 的】 歩行が困難な高齢者に対し、車椅子を貸与することによって福祉の向上を図る。

【対 象】 傷病、身体障害等で、自力歩行が困難であって、介助者のある高齢者（要介護2以上を除く）。

【内 容】 車いすを無料で貸し出す（6ヶ月間を限度とする）。

【予算額】 48 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸与数	52 台	69 台	75 台
保有台数	40 台	41 台	41 台



第3 介護保険

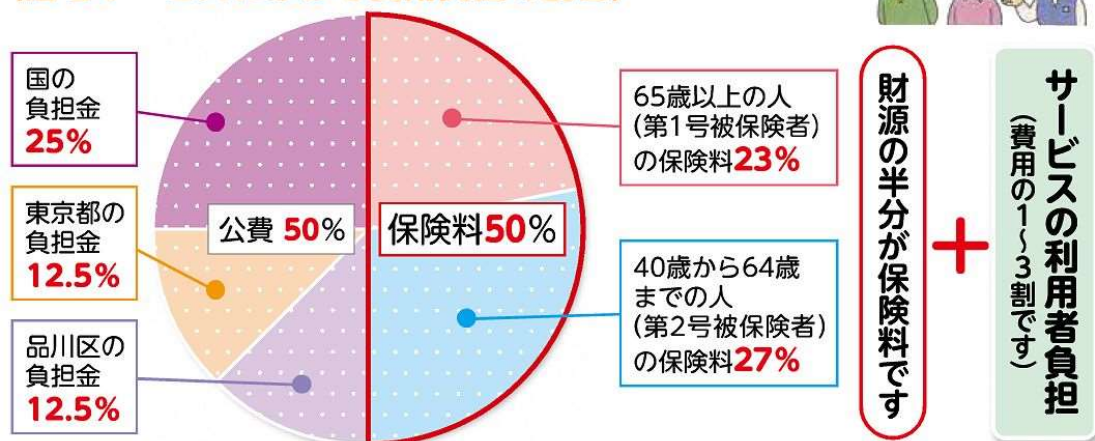
1. 介護保険財政

(1) 介護保険財政基盤を支える仕組み

介護保険制度を運営する財源は、3年を1期とする介護保険事業計画期間（第9期は令和6年度から令和8年度）内における保険給付に要する費用（国が定める介護報酬の額から自己負担分を除く保険給付費）および地域支援事業に係る費用の見込み額の概ね1/2を区、国、東京都の負担する公費、残り1/2を40歳以上の区民（被保険者（65歳以上を第1号被保険者、40～64歳までを第2号被保険者という））から徴収する介護保険料を財源として構成する（サービスの種類や市町村特別給付、地域支援事業により財源構成（負担割合）は異なる）。

なお、介護サービスを利用した場合には、介護報酬の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割（平成30年8月～））を利用者負担として直接サービス提供事業者へ支払うしくみとなっている。

〈居宅サービスにかかる費用負担の割合〉



※国の負担金のうち、約5%（調整交付金）は、その自治体の後期高齢者数および第1号被保険者の所得分布により、保険者ごとに決定され、過不足分は第1号被保険者の保険料と調整されます。

※介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国（20%）、東京都（17.5%）の割合です。

介護保険給付件数の推移

(単位：件)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険給付費				
在宅サービス				
訪問介護※	介護	32,752	31,968	29,900
	訪問入浴介護	2,754	2,812	2,712
訪問看護※	予防	32	22	6
	介護	23,520	23,757	23,160
訪問リハビリテーション	予防	7,691	8,424	10,228
	介護	2,176	2,233	2,208
通所介護	予防	888	1,181	1,512
	介護	25,768	25,982	24,036
通所リハビリテーション	介護	3,519	3,567	3,402
	予防	1,757	1,895	2,019
福祉用具貸与	介護	46,723	46,116	43,081
	予防	23,708	25,444	28,115
短期入所生活介護	介護	5,581	5,707	5,502
	予防	295	501	597
短期入所生活介護 (介護老人保健施設)	介護	574	674	587
	予防	18	27	30
短期入所療養介護 (介護医療院)	介護	0	0	0
	予防	0	0	0
居宅療養管理指導	介護	91,369	95,586	98,314
	予防	16,478	18,575	23,018
特定施設入所者生活介護	介護	18,570	19,151	19,606
	予防	4,433	4,710	5,618
短期利用特定施設入所者生活介護	介護	24	75	79
居宅介護支援(ケアプラン)	介護	61,590	60,618	55,628
	予防	28,597	30,829	34,351
福祉用具購入	介護	772	717	706
	予防	422	460	496
住宅改修	介護	333	290	249
	予防	331	346	358
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	389	374	370
	介護	2,975	2,993	2,919
認知症対応型共同生活介護	予防	13	26	37
	介護	285	260	230
地域密着型特定施設入所者生活介護	介護	798	737	691
夜間対応型訪問介護	介護	9,286	9,365	8,203
地域密着型通所介護	介護	2,406	2,556	2,280
	予防	20	37	51
小規模多機能型居宅介護	介護	2,309	2,295	2,203
	予防	222	201	208
看護小規模多機能型居宅介護	介護	362	325	337
介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	347	346	343
施設サービス				
介護老人福祉施設サービス		13,968	14,127	14,320
介護老人保健施設サービス		4,888	4,966	4,413
介護療養型医療施設サービス		80	46	2
介護医療院サービス		967	909	1,216
特定入所者介護サービス				
特定入所者介護サービス	介護	11,184	10,653	10,254
	予防	61	149	152
その他				
高額介護サービス費		49,368	50,403	50,871
高額医療合算介護サービス費		2,976	2,889	2,815
審査支払手数料		437,056	448,316	450,343

※予防訪問介護・予防通所介護については、平成30年度から総合事業に移行した。

(2)介護保険料賦課徴収事務

①第1号被保険者数 (令和7年3月31日現在)

65歳以上	79,443
外国人	999
住所地特例※	1,370
合計	81,812

※「住所地特例」とは、介護保険三施設、養護老人ホーム、特定施設に入所することにより、当該施設所在地に住所を変更したと認められる被保険者について、当該施設に住所を移転する前の住所地区市町村を保険者とする特例措置である(介護保険法13条)。

②第1号被保険者 月額保険料と段階別人数 (令和7年3月31日現在)

区分	対象者	保険料(月額) 保険料率	保険料 (年額)	人数	構成比
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税 中国残留邦人等生活支援給付を受けている人	1,625円 基準額×0.25	19,500	2,889	3.53%
第2段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円以下の人	1,625円 基準額×0.25	19,500	10,310	12.60%
第3段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円超120万円以下の人	1,950円 基準額×0.30	23,400	6,418	7.84%
第4段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が120万円を超える人	4,225円 基準額×0.65	50,700	6,391	7.81%
第5段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円以下の人	5,525円 基準額×0.85	66,300	6,744	8.24%
第6段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円を超える人	6,500円 (基準額)	78,000	7,679	9.39%
第7段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,150円 基準額×1.10	85,800	9,453	11.55%
第8段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	8,125円 基準額×1.25	97,500	12,083	14.77%
第9段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9,425円 基準額×1.45	113,100	7,470	9.13%
第10段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	10,725円 基準額×1.65	128,700	3,774	4.61%
第11段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	11,700円 基準額×1.80	140,400	2,138	2.61%
第12段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	12,350円 基準額×1.90	148,200	1,174	1.43%
第13段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	13,000円 基準額×2.00	156,000	810	0.99%
第14段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上900万円未満の人	13,650円 基準額×2.10	163,800	985	1.20%
第15段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満の人	15,600円 基準額×2.40	187,200	939	1.15%
第16段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が1,200万円以上2,500万円未満の人	17,550円 基準額×2.70	210,600	1,531	1.87%
第17段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が2,500万円以上の人	21,450円 基準額×3.30	257,400	1,024	1.25%
合 計				81,812	

③第 1 号被保険者保険料の収納状況 (単位：千円)

年度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
令和 6 年度	6, 598, 374	6, 459, 427	97. 89%
令和 5 年度	5, 855, 023	5, 777, 175	98. 67%
令和 4 年度	5, 896, 937	5, 815, 253	98. 61%

※ 収納額は還付未済額を控除済み

※ 令和 6 年度は、令和 7 年 3 月末現在の数値

2. 介護事業を支える事業

(1)要介護認定

ねたきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事・身支度等の日常生活に支援が必要になった状態(要支援状態)になった場合に介護サービスを受けることができる。

この介護サービスの必要度を判定するのが要介護認定であり、介護認定審査会が行う。

◆介護認定審査会

心身状況調査に基づく一次判定結果と特記事項および主治医意見書に基づき、審査・判定を行う。

【委員】

保険運営に理解のある保健・医療・福祉に関する専門家に委嘱している。

【合議体の設置】 ・設置数 6
・構成 委員5人(内医療系委員2人)

【審査会の開催】(令和6年4月～令和7年3月)

・回数 259回
・審査件数 15,912件

《要介護度(要支援)別審査件数》(令和7年3月31日現在)

【男女別人数】

単位：人

	男 性	女 性	総 数	要介護度別割合
要 支 援 1	863	1,659	2,522	15.9%
要 支 援 2	1,612	2,673	4,285	26.9%
要 介 護 1	609	1,202	1,811	11.4%
要 介 護 2	862	1,401	2,263	14.2%
要 介 護 3	618	1,076	1,694	10.6%
要 介 護 4	617	1,159	1,776	11.2%
要 介 護 5	469	796	1,265	7.9%
該 当 計	5,650	9,966	15,616	98.1%
非 該 当	141	155	296	1.9%
合 計	5,791	10,121	15,912	100.0%

【申請時居所別人数】

単位：人

	居 宅	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	療養型 医療施設	介護保険 施設以外
要支援 1	2,204	0	5	0	313
要支援 2	3,577	2	9	0	697
要介護 1	1,312	13	35	0	451
要介護 2	1,448	42	45	0	728
要介護 3	771	133	54	4	732
要介護 4	406	176	82	43	1,069
要介護 5	331	119	31	29	755
該当計	10,049	485	261	76	4,745
非該当	253	0	0	0	43
合 計	10,302 (64.7%)	485 (3.1%)	261 (1.6%)	76 (0.5%)	4,788 (30.1%)



(2)介護保険制度推進委員会

【目 的】

介護保険事業の実施状況の確認や評価を行うことにより、制度運営の透明性を確保し、介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図る。

【内 容】

①介護保険制度推進委員会の運営

介護保険事業の収支状況、介護サービスの利用状況と介護サービス基盤の整備状況等について審議する。

状況に応じ、在宅サービスの種類、支給限度基準額の設定、保健福祉事業の実施および市町村特別給付について検討・審議を行う。

②地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会を兼ね、地域包括支援センターの設置や予防マネジメントの委託に関する事項などの審議および地域包括支援センターの運営状況の評価等を行い、適正な運営を確保する。

【予算額】 9,702 千円

【実 績】 検討経過

第七期

30 年 度	第1回 (7/24)	委員会運営について 第七期事業計画について 平成 29 年度品川区介護保険制度の運営状況について 委員会の進め方について
	第2回 (3/27)	平成31年度予算案について モニタリング等調査部会について 地域密着型サービス運営委員会について
元 年 度	第3回 (7/31)	平成 30 年度品川区介護保険制度の運営状況について 介護保険料の低所得者の軽減措置について 第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について
2 年 度	第4回 (8月) ※新型コ ロナウイ ルス感染 症拡大防	令和元年度品川区介護保険制度の運営状況について 第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について 令和元年度モニタリング等調査部会について 地域密着型サービス運営委員会について

	止のため 書面開催	
	第5回 (10/28)	第八期品川区介護保険事業計画主要プロジェクト・目次（案） について 今後の人口・介護サービス供給量等推計について 第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について
	第6回 (12/2)	第八期品川区介護保険事業計画概要（案）について 第5回意見の第八期品川区介護保険事業計画概要（案）への反映に ついて
	第7回 (3月) ※新型コ ロナウイ ルス感染 症拡大防 止のため 書面開催	第八期品川区介護保険事業計画について 第6回意見の第八期品川区介護保険事業計画への反映について 市町村特別給付の単価について

第八期

3 年 度	第1回 (8月) ※新型コ ロナウイ ルス感染 症拡大防 止のため 書面開催	委員会運営について 第八期事業計画について 地域共生社会に向けた高齢者・障害者の包括支援相談体制の整備 について 令和2年度品川区介護保険制度の運営状況について 委員会の進め方について
	第2回 (3月) ※新型コ ロナウイ ルス感染 症拡大防 止のため 書面開催	令和4年度予算案について モニタリング等調査部会について 地域密着型サービス運営委員会について

4 年 度	第3回 (7/27)	令和3年度品川区介護保険制度の運営状況について 委員会の進め方について
	第4回 (2/1)	第八期品川区介護保険事業計画について プロジェクト4「認知症高齢者とともに生きる総合的な施策の推進」 プロジェクト7「多様な介護・福祉職員の確保・育成と業務の効率化」 日常生活圏域ニーズ調査の実施について
	第5回 (3/29)	令和5年度予算について 令和5年度介護保険特別会計予算 令和5年度の重点施策（プレス発表項目抜粋） 第八期品川区介護保険事業計画について プロジェクト3「介護保険サービス・その他のサービスの充実」 プロジェクト6「入所・入居系施設の整備」
5 年 度	第6回 (7/26)	令和4年度品川区介護保険制度の運営状況について 第八期品川区介護保険事業計画について プロジェクト1「地域との協働によるネットワークと共生社会の実現」 プロジェクト2「健康づくりと介護予防サービスの充実」
	第7回 (10/18)	第八期品川区介護保険事業計画について プロジェクト5「医療と介護の連携の推進」 プロジェクト8「感染症や災害時対応の体制整備」 日常生活圏域ニーズ調査結果報告
	第8回 (12/27)	第九期品川区介護保険事業計画(案)について 今後のスケジュールについて

	第9回 (3/28)	令和6年度予算について モニタリング等調査部会について 地域密着型サービス運営委員会について 第九期品川区介護保険事業計画について
--	---------------	--

第九期

6 年 度	第1回 (7/31)	第九期品川区介護保険事業計画（いきいき計画 21）について 令和5年度品川区介護保険制度の運営状況について 委員会の進め方について
	第2回 (3/19)	令和7年度予算案について モニタリング等調査部会の報告 地域密着型サービス運営委員会の報告

3. 要介護高齢者等のための事業

(1) 家庭を訪問してのサービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【目 的】 身体的または精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある要介護者等の家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、要介護者等が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるよう支援する。

【対 象】 身体上または精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある要介護者等（65 歳未満であつて初老期認知症等に該当する方を含む）のいる家庭で、本人またはその家族が介護サービス等を必要とする方。

【内 容】 訪問介護（要介護 1～5 の方）
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行う。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できる。

【派遣回数】 ケアプランによる

【利用料金】 費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）

【実 績】（3 月審査分）※総合事業分除く（単位：人）

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	2,667	2,603	2,362

②訪問看護サービス

【目 的】 主治医の指示により、在宅において看護師等が訪問し、本人に対して必要な診療の補助業務と療養上の世話をし、その家族に対して療養上における看護方法等を指導し、本人が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、健康の保持増進を図る。

【対 象】 要介護または要支援の状態にある方

【内 容】 訪問看護ステーション等から看護師等が家庭を訪問し、主治医の指示による看護や病状観察、療養上の世話などを行う。

【派遣回数】 ケアプランによる

【利用料金】 費用の1割（一定以上所得のある方は費用の2割または3割）

【実 績】（3月審査分）

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
利用者数 (人)	1,959	631	2,590	1,956	736	2,692	1,836	950	2,786

③訪問リハビリテーション

【目 的】 主治医の指示により、心身機能の低下した在宅の方に、理学療法士等を派遣して、本人およびその家族に対して日常生活上の機能訓練等の専門的な指導を行い、心身機能の低下防止と維持回復を図る。

【対 象】 要介護または要支援の状態にある方

【内 容】 訪問看護ステーション等から理学療法士等が訪問し、主治医の指示による機能訓練および介護者への指導を行う。

【派遣回数】 ケアプランによる

【利用料金】 費用の1割（一定以上所得のある方は、費用の2割または3割）

【実 績】（3月審査分）

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
利用者数 (人)	175	76	251	183	106	289	183	146	329

④訪問入浴介護サービス

【目 的】 入浴が困難な在宅の要介護者等に巡回入浴車を派遣し、入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図る。

【対 象】 家庭および公衆浴場等での入浴が極めて困難な要介護者等

【内 容】 給湯、浴槽等の機器を搭載した車を、要介護者等宅に配車し、看護師のチェックを受けた後、家族等の立会いのうえ居室内で入浴させる。

【派遣回数】 ケアプランによる

【利用料金】 費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）

【実 績】（3 月審査分）

	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
利用者数 (人)	251	5	256	230	0	230	248	2	250

(2)施設を利用してのサービス

① 通所介護

◆通所介護（デイサービス）

【目 的】 在宅の要介護者等に、通所による各種サービスを提供することにより、当該要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また社会的孤独感の解消等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。

【対 象】 在宅の要介護者等

【内 容】 要介護 1～5 の方（介護給付）
通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活能力向上のための支援を日帰りで行う。

【利用料金】 費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）

【実 績】（3 月審査分）※総合事業分除く

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件数	2,180 件	2,141 件	1,870 件

◆訪問食事サービス事業

【内 容】 食事サービス。身体上の障害等により、通所介護（デイサービス）を利用できない要介護高齢者等に対して在宅サービスセンターで調理した食事を、家庭に配食する。

【利用料金】 1 食につき上限 700 円

【所 在 地】 施設一覧 66 ページ参照

【実 績】 48 ページ参照

在宅サービスセンター利用実績

【実 績】（定員以外については延べ人数）

令和4年度								
施設名 事業名	通所介護		入浴サービス	機能訓練	食事サービス	訪問食事サービス	認知症通所介護	
	定員	419人/日	—	—	—	—	定員	136人/日
成 幸	20	3,905	3,418	2,063	5,360	102	10	1,573
八 潮	35	6,193	3,612	—	5,950	41	—	—
東 品 川	40	10,819	8,768	9,499	13,081	0	24	2,521
大 井	35	7,944	6,920	—	8,897	—	12	1,016
大 崎	35	8,671	9,064	9,027	10,490	0	12	2,077
戸 越 台	30	6,386	3,773	6,123	6,678	150	10	267
荏 原	40	8,406	5,805	3,698	10,777	92	10	1,969
小 山	—	—	232	—	1,100	—	10	1,094
中 延	35	8,016	6,194	—	10,177	0	12	2,180
陽 だ ま り	23	6,133	3,465	—	5,934	67	—	—
西 大 井	45	9,841	8,502	197	9,340	75	—	—
南 大 井	25	6,220	3,732	332	6,140	0	—	—
* 月 見 橋	15	4,468	4,694	124	8,252	—	24	3,933
西 五 反 田	35	8,107	4,470	8,573	9,210	87	12	1,213
* 五 反 田	10	2,497	—	—	2,462	—	—	—

令和5年度								
施設名 事業名	通所介護		入浴サービス	機能訓練	食事サービス	訪問食事サービス	認知症通所介護	
	定員	419人/日	—	—	—	—	定員	136人/日
成 幸	20	4,958	3,172	2,771	4,827	79	10	1,416
八 潮	35	7,308	4,564	—	7,181	36	—	—
東 品 川	40	10,959	7,747	8,065	10,667	0	24	2,265
大 井	35	8,601	6,969	—	8,575	—	12	1,586
大 崎	35	9,583	7,846	7,101	9,339	0	12	1,961
戸 越 台	30	6,577	3,632	6,163	6,421	167	10	400
荏 原	40	8,071	4,633	2,344	7,980	87	10	1,790
小 山	—	—	532	—	1,637	—	10	1,640
中 延	35	8,076	5,118	—	8,034	0	12	2,230
陽 だ ま り	23	5,710	3,118	—	5,529	43	—	—
西 大 井	45	11,033	9,509	0	10,650	83	—	—
南 大 井	25	6,156	3,421	329	5,994	0	—	—
* 月 見 橋	18	3,889	1,985	133	3,424	—	24	4,919
西 五 反 田	38	7,703	3,924	7,222	7,572	75	8	870
* 五 反 田	10	2,162	—	—	2,134	—	—	—

令和6年度								
施設名 事業名	通所介護		入浴サービス	機能訓練	食事サービス	訪問食事サービス	認知症通所介護	
	定員	429人/日	—	—	—	—	定員	110人/日
成 幸	20	5,438	3,698	3,225	5,393	0	—	0
八 潮	35	6,854	4,541	—	6,734	0	—	—
東 品 川	40	9,225	7,597	11,173	10,878	0	12	1,948
大 井	35	8,368	7,279	—	9,392	—	12	1,092
大 崎	35	7,992	8,269	7,808	10,087	0	12	2,240
戸 越 台	30	6,496	3,943	7,292	7,532	0	10	1,168
荏 原	40	6,855	5,011	2,807	8,315	0	10	1,581
小 山	—	—	730	—	1,784	—	10	1,784
中 延	35	8,149	6,101	—	10,406	0	12	2,308
陽 だ ま り	23	5,936	3,524	0	5,692	0	—	—
西 大 井	45	12,257	10,116	0	11,849	0	—	—
南 大 井	25	5,873	3,303	0	5,693	0	—	—
* 月 見 橋	18	4,059	4,664	211	8,249	—	24	4,534
西 五 反 田	38	7,932	4,520	7,238	8,952	0	8	1,115
* 五 反 田	10	1,928	—	—	2,022	—	—	—

*は地域密着型通所介護（定員19人未満）

②リハビリサービス（通所リハビリテーション(デイケア)）

【目 的】 心身の機能が低下した要介護者等を対象に、心身の機能の維持回復を図るため、通所により必要な訓練を行う。

【利用料金】 費用の1割（一定以上の所得のある方は、費用の2割または3割）

【実 績】（3月審査分）

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	298件	162件	460件	298件	156件	454件	222件	188件	410件

【実 績】 ケアセンター南大井（定員50人）（延べ人数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	11,444	12,248	12,277

【実 績】 ソピア御殿山（定員30人）（延べ人数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	5,535	5,843	5,643

③短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）

【目 的】 要介護者等が家族の疾病・事故・出産・冠婚葬祭または休養等のため介護を受けられない場合、特別養護老人ホーム等でお世話をする。

【利用料金】 費用の1割（一定以上の所得のある方は、費用の2割または3割）（食事代等は別途自己負担）

【実 績】（全指定事業所：3月審査分）

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	431	27	458	428	43	471	453	52	505

区 分	定員	令和4年度	定員	令和5年度	定員	令和6年度
成 幸	16床	763人	16床	864人	16床	489人
かえで	6床	1,982人	6床	2,263人	6床	2,300人
晴 楓	8床	3,457人	8床	3,669人	8床	3,234人
戸越台	8床	1,112人	8床	977人	8床	1,155人
荏 原	30床	8,536人	30床	8,262人	30床	6,924人
中 延	10床	3,279人	10床	3,051人	10床	3,383人

ロイヤルサニー	15 床	6,043 人	15 床	6,415 人	15 床	6,469 人
南大井	10 床	2,226 人	10 床	2,604 人	10 床	2,250 人
八潮南	19 床	2,580 人	11 床	2,980 人	11 床	2,888 人
杜 松	10 床	4,204 人	10 床	4,101 人	10 床	2,883 人
平塚橋	12 床	1,589 人	12 床	1,696 人	12 床	2,192 人
上大崎	39 床	11,568 人	39 床	10,262 人	39 床	11,552 人
グランアーク	9 床	307 人	9 床	447 人	9 床	302 人
ソピア御殿山	5 床	2,262 人	5 床	2,173 人	5 床	2,198 人
合 計	189 床	49,908 人	181 床	47,206 人	189 床	48,219 人

※南大井・ソピア御殿山は介護老人保健施設

【所在地】 施設一覧 67 ページ参照

(3) 地域密着型サービス

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、身近な地域ごとにサービス拠点を整備し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう主に要介護 1～5 の方に対し、地域の実情に応じた「地域密着型サービス」を提供する（地域密着型サービスの提供事業所は品川区が関係法令および条例に基づき指定を行う）。

①小規模多機能型居宅介護

- 【対 象】 要支援 1・2 および要介護者
- 【内 容】 通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問サービスや泊まりのサービスを柔軟に組み合わせた多様なサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。
- 【利用料金】 費用の 1 割（食事代・宿泊代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割
- 【所在地】 施設一覧 69 ページ参照
- 【実 績】（3 月審査分）

	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	184	20	204	187	18	205	176	21	197

②看護小規模多機能型居宅介護

- 【対 象】 要介護者
- 【内 容】 訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。
- 【利用料金】 費用の 1 割（食事代・宿泊代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割
- 【所在地】 施設一覧 70 ページ参照
- 【実 績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実 績 (3 月審査分)	28 件	27 件	28 件

③地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス） ※平成 28 年度開始

- 【経 緯】 平成 28 年 4 月 1 日から、定員 19 人未満の通所介護事業所は地域密着型通所介護に移行し、東京都指定から区指定に変更。
・事業所数 27 事業所（区立 2 事業所含）
- 【対 象】 要介護者
- 【内 容】 定員が 19 人未満の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援

や機能訓練などのサービスを提供する。

- 【利用料金】 費用の 1 割（食事代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【実 績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
介護給付 実 績 (3 月審査分)	706 件	750 件	632 件

④認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

- 【対 象】 要支援 1・2 および要介護者

- 【内 容】 認知症の方を対象とした機能訓練や日常生活のケアを提供する。
また、日中での家族介護が困難な場合に、本人の心身機能の向上と家族の介護負担の軽減を図る。

特に介護保険制度施行以前から運営している区立および社会福祉法人立在宅サービスセンターにおいては、平成 10 年度から認知症（当時「痴呆症」）の増加を見据え、認知症高齢者本人への支援とその家族の介護負担の軽減を目指し、認知症状の緩和に効果的と言われるグループホームケアの手法を取り入れ、デイサービスセンター事業として実施してきた。介護保険制度施行後における通所介護事業、さらに平成 18 年度から地域密着型サービスへ移行後においても、これまでの実施状況をふまえ、介護方法の指導、認知症専門医との連携（必要に応じたケース相談の実施、緊急時の協力等）、家族相談（家庭での介護に役立てるための、家族を含めた相談の実施）、ボランティア協力の確保を継続実施している。

- 【利用料金】 費用の 1 割（食事代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

- 【所在地】 在宅サービスセンター 9 施設（66 ページ参照）
民間施設 2 施設 計 12 施設

【実 績】 (3 月審査分)

	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	187	2	189	194	4	198	183	7	190

【実績②】 区立および社会福祉法人立在宅サービスセンター実績
(数字は利用定員以外すべて延べ人数)

	定員	令和 5 年度			令和 6 年度		
		通所介護	入浴サービス	食事サービス	通所介護	入浴サービス	食事サービス
成幸	10	1,416	852	1,414	0	0	0
東品川	12	2,265	1,368	2,255	1,948	1,053	1,901
大崎	12	1,961	1,580	1,961	2,240	1,685	2,084
大井	12	1,586	1,189	1,584	1,092	712	1,025
戸越台	10	400	255	400	1,168	390	1,168
荏原	10	1,790	1,024	1,779	1,581	694	1,576
小山	10	1,640	532	1,637	1,784	730	1,784
中延	12	2,230	1,259	2,225	2,308	1,316	2,308
月見橋	24	4,919	2,603	4,890	4,534	2,194	4,478
西五反田	8	870	462	870	1,115	417	1,115

⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

【対 象】 要支援 2 および要介護者（要支援 1 は利用できない）

【内 容】 認知症の高齢者を対象として、家庭的な雰囲気、本人の有する能力に応じた役割を担うなど共同生活をしながら、専門的なケアの提供を受けることにより、本人の認知症症状の進行を防止し、生活機能の維持・向上を図る。

【利用料金】 費用の 1 割（食事代、おむつ代、日常生活費、家賃（入居費）は別途自己負担）一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【所在地】 施設一覧 68・69 ページ参照

【実 績】 (3 月審査分)

	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	254	1	255	244	3	247	244	4	248

⑥ 夜間対応型訪問介護（ホームヘルプサービス）

【対 象】 要介護 1 以上

【内 容】 夜間帯（午後 10 時から朝 6 時）において定期または随時に訪問介護を行う。あらかじめ自宅にケアコール端末を設置し、看護師やケアマネジャーなど専門のオペレータが利用者からの通報（コール）を受け、調整・対応することで安心を確保するとともに、

必要に応じて介護スタッフが速やかに駆けつけ対応する。

【利用料金】 費用の 1 割。基本料金・ヘルパー訪問料金（保険外で通話料を別途負担）。

一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【実 績】（3 月審査分）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数	53	65	59

【所在地】 施設一覧 66 ページ参照

【その他】 平成 21 年度から、要支援者にも同様のサービスが提供できるよう、市町村特別給付を創設した（詳細は 60 ページ「市町村特別給付事業」を参照）。

⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護連携型）

【対 象】 要介護 1 以上

【内 容】 1 日数回、短時間の身体介護を中心とした定期巡回による訪問介護（必要により訪問看護）を行う。また、あらかじめ自宅にケアコール端末を設置し、看護師やケアマネジャーなど専門のオペレータが利用者からの通報（コール）を 24 時間受け付ける体制を整備し、調整・対応することで安心を確保するとともに、必要に応じて介護・看護スタッフが迅速に駆けつけ対応する随時対応サービスを行う。

【利用料金】 費用の 1 割（保険外で通話料を別途負担）

一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【実 績】（3 月審査分）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数	34	25	22

(4)福祉用具や住宅改修など

①福祉用具の貸与

【目 的】 心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための福祉用具を貸与することにより、介護者の負担軽減を図る。

【対 象】 在宅の要介護者等

【品 目】 ① 車いす ② 車いす付属品
③ 特殊寝台 ④ 特殊寝台付属品
⑤ 床ずれ防止用具 ⑥ 体位変換器
⑦ 手すり ⑧ スロープ
⑨ 歩行器 ⑩ 歩行補助杖
⑪ 自動排せつ処理装置（交換部品を除く）
⑫ 認知症老人徘徊感知機器 ⑬ 移動用リフト

（吊り具の部分を除く）

※平成 18 年度から、軽度者（要支援 1・2、要介護 1）は、⑦～⑪以外は原則として、品目ごとに必要性が認められる一定の状態にある場合のみ貸与

【利用料金】 費用の 1 割
一定以上の所得者の方は、費用の 2 割または 3 割
【実 績】 <件数は 3 月審査分>

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数	5,866 件	6,025 件	5,884 件

②福祉用具購入費の支給

【目 的】 在宅の要介護者等が、入浴または排泄の用等に使用する福祉用具を購入したときは、購入費を支給し、介護者の負担軽減を図る。

【対 象】 在宅の要介護者等

【品 目】 ① 腰掛便座 ② 自動排せつ処理装置の交換可能部品
③ 入浴補助用具 ④ 簡易浴槽
⑤ 移動用リフトの吊り具の部分 ⑥ 排泄予測支援機器
⑦ スロープ ⑧ 歩行器 ⑨歩行補助つえ
※⑦～⑨は令和 6 年 4 月から対象（貸与との選択制）

【支給限度額】 年 10 万円

【利用料金】 費用の 1 割
一定以上の所得者の方は、費用の 2 割または 3 割

【実 績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入浴補助用具	899 台	990 台	1,005 台
腰掛便座	324 台	293 台	220 台
特殊尿器	0 台	0 台	0 台
自動排せつ処理装置の交換可能部品	0 台	1 台	0 台
移動用リフトの吊り具部分	4 台	5 台	5 台
簡易浴槽	0 台	0 台	1 台
排泄予測支援機器		0 台	2 台
スロープ			59 台
歩行器			10 台
歩行補助つえ			55 台

③住宅改修費の支給

【目 的】 要介護高齢者等の在宅生活を支援するため状態像に即した居宅内の改修を施工した際に、住宅改修費を支給する。

【対 象】 要介護者等で、住宅の改修が必要と認められた方

【対象工事】 ① 手すりの設置
② 段差の解消
③ 床または通路面の材料の変更
④ 引き戸等扉の取り替え
⑤ 洋式便器への便器の取り替え
⑥ ①～⑤に付帯して必要な工事

【支給限度額】 20 万円

【利用料金】 費用の 1 割
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【予算額】 52,799 千円
(要介護 25,259 千円, 要支援 27,540 千円)

【実 績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
要介護	403 か所	345 か所	299 か所
要支援	394 か所	400 か所	407 か所

④住宅改修アドバイザー派遣

高齢者が居住している住宅を改修する際に、適切な住宅改修ができるよう、相談・助言を行う住宅改修アドバイザーを派遣する。

(5) 施設サービス

① 特別養護老人ホーム（（地域密着型）介護老人福祉施設）

- 【目 的】 日常生活の全般にわたって常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に、日常生活上必要なサービスを提供する。
- 【対 象】 寝たきりまたは食事・排せつ等常に他人の介護がなければ生活できない方で、在宅生活の継続が困難な要介護 3 以上の方および止むを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる要介護 1、2 の方
- 【内 容】 特別養護老人ホームにおいて、常時の介護その他日常生活上必要なサービスを行う。
- 【利用料金】 要介護度別に費用の 1 割と食費・居住費(減額制度あり)および諸雑費、一定以上の所得のある方は費用の 2 割または 3 割（8 月～）
- 【本年の予定】 特別養護老人ホーム入所調整の円滑な運営に努めるとともに、引き続き区外一般施設への協力依頼を徹底する。
- 【予算額】 4,266,479 千円（特別養護老人ホーム）
107,990 千円（地域密着型特別養護老人ホーム）
- 【実 績】（3 月審査分）

件数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
特別養護老人ホーム	1,155	1,186	1,188
地域密着型特別養護老人ホーム	29	28	27

② 介護老人保健施設

【目 的】 介護が必要で病状が比較的安定している高齢者を対象に、看護、リハビリテーションなどの医療ケアと介護などの生活サービスを提供し、一日も早い在宅生活への復帰を支援する。

【対 象】 「要介護」と認定された方(ショートステイ、デイケアは要支援も含む)

- ・病状が比較的安定していて、リハビリ・看護・介護が必要な方
- ・認知症状の状態にある方・在宅生活の方でリハビリが必要な方

- 【内 容】
- ① 入所サービス 3ヶ月程度(ショートステイは14日以内)
 - ② 通所サービス
 - ③ 利用料金 要介護度別に費用の1割(食事代は別途自己負担)
(一定以上の所得のある方は、費用の2割または3割)
 - ④ 対象区域 区内全域
 - ⑤ 事業内容 ・リハビリテーション(機能訓練、園芸療法、音楽療法等)
・生活指導・健康チェック・送迎サービス
・入浴サービス・食事サービス

【予算額】 1,781,411 千円

【実 績】 (3月審査分)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	411	401	364

【ケアセンター南大井実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所者数	86 人	80 人	77 人
ショートステイ	10 人	5 人	3 人
合計	96 人	85 人	80 人

【ソピア御殿山実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所者数	89 人	83 人	86 人
ショートステイ	6 人	8 人	7 人
合計	95 人	91 人	93 人

【所在地】 施設一覧 68 ページ参照 (各年3月31日現在)

(6)市町村特別給付事業

介護予防と更なる自立支援が期待できるサービス給付を創設し、第九期(令和6～8 年度)介護保険事業計画における推進プロジェクトのひとつである在宅生活の支援を推進する。

【サービスの種類および内容】

①要支援者夜間対応サービス特別給付

夜間帯(概ね 22 時から翌 7 時)において、特に退院直後の独居高齢者や高齢者のみ世帯の要支援者に対して、同時間帯の安心を確保するため以下のサービスを提供する。

◆オペレーションセンターサービス

利用者にケアコール端末を設置し、緊急時のコールに対して看護師等が対応し適切な措置を講じる。

◆随時訪問サービス

コールの内容により、必要な場合は訪問介護員が訪問し対応する。

②通院等外出介助サービス特別給付

◆要支援者通院介助サービス

通院するために介助が必要な要支援者の安全を確保するため予防訪問事業に付加し、月 1 回 60 分以内のサービスを提供する。

◆要介護者病院内介助サービス

要介護者の通院介助サービスに引き続き、病院内において医師等との面談やその他の介助が必要な場合に、月 1 回 90 分以内のサービスを提供する。

【予算額】 5,989 千円

(内訳)	①要支援者夜間対応サービス特別給付	517 千円
	②通院等外出介助サービス特別給付	5,472 千円

【実 績】

① 要支援者夜間対応サービス特別給付

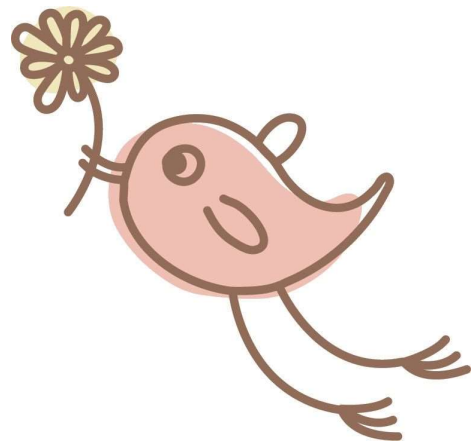
年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延利用人数	24 人	28 人	23 人

② 通院等外出介助サービス特別給付

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延利用人数	2,132 人	1,903 人	1,569 人

※延べ利用人数を審査延べ利用人数として、また、給付額についても審査件数に対するものとして会計上の決算額とする。

※実利用月の翌月に審査が行われるため、審査人数および給付額については、3月から2月までの実利用実績となる。



4. 地域支援事業

(1) 総合事業ケアマネジメント

【目 的】 区市町村が中心となって、地域の実情に応じた多様なサービスの充実と介護予防ケアマネジメントを行うことで、要支援者または要支援相当者に対する効果的かつ効率的な支援を目指す。

【対 象】 要支援認定者および在宅介護支援センターが実施する基本チェックリストにより判定された総合事業対象者

【内 容】 被保険者からの相談内容により、必要に応じて在宅介護支援センターが「基本チェックリスト」を実施し、適切なサービス区分の見極めを行う。その後、地域包括支援センター(在宅介護支援センター等)により、介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成等)を実施し、適切なサービス事業が提供されるよう専門的見地から支援を行う。
なお、介護予防ケアマネジメントについては、被保険者の状態像により選択される介護予防サービスの種別ごとに、従来の指定介護予防支援、または介護予防ケアマネジメント(3類型)を提供する。

<介護予防ケアマネジメントの類型>

区分	適用対象者
原則型	予防訪問介護・予防通所介護相当サービスの利用者
簡略型	上記のサービスを緩和した基準で行うサービスの利用者
初回型	住民主体のサービス等の利用者

【予算額】 95,503 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
原則型	15,208 件	15,259 件	15,155 件
簡略型	3,399 件	3,162 件	2,749 件
初回型	44 件	52 件	59 件

(2)ケアマネジメント支援事業

【目 的】

統括地域包括支援センターとして、ケアプランの質の向上を図るため、研修、相談、カンファランス等を実施するとともに、ケアマネジャー等の専門性の向上を支援することにより介護給付の適正化を図る。

【対 象】 ケアマネジャー等

【予算額】 4,590 千円

・ケアプランサポート研修

ケアマネジャーがマネジメントにおいて、何に悩み、苦慮しているかを把握し、点検を通して「自立支援」の実現に向けた「気付き」を促されるよう、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを指導者とする研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図る。

【実 績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	4 回	4 回	4 回
受講者数	116 人	124 人	117 人

(3)在宅介護者支援事業

【目 的】 要介護高齢者を在宅で介護する介護者を対象とした交流・相談の場の創設や、ケアマネジャー等介護職員向けの研修を実施することで、在宅介護者の負担軽減および支援体制の増強を図る。

【対 象】 在宅で高齢者を介護している介護者およびケアマネジャー等の介護事業所従事者

【内 容】 ①在宅介護者が気軽に集い、それぞれが抱える悩みを相談・共有できる場を提供する。②ケアマネジャー等の介護職員向けにケアラー支援に関わる研修を実施し、介護者支援意識の向上を図る。

【実 績】

	開催回数	受講者数
① ケアラー懇談会	15 回	57 人
② 在宅介護者支援研修会	3 回	54 人

(4)家族介護者教室

【目 的】 要介護高齢者を介護している方を対象に、介護に関する知識や技術を習得させるために、食事・健康管理等の講習を実施する。

【内 容】 各在宅サービスセンターで、介護技法や介護予防、健康管理、介護者の健康づくりなどを実施している。

【 予 算 額 】 780 千円

※
 ①：区立／指定管理
 ②：区立／委託
 ③：民設／民営
 ④：その他

高齢者福祉関係施設一覧

1. 在宅介護支援センター(20 か所)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設
④ その他	成幸	三徳会	中延 1-8-7	平成 3. 3. 1
	東品川	福栄会	東品川 3-1-5	平成 5. 4. 1
	大井	品川総合福祉センター	大井 4-14-8	平成 6. 4. 1
	大崎	福栄会	大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー2階	平成 7. 2. 1
	戸越台	三徳会	戸越 1-15-23	平成 8. 5. 1
	八潮	品川総合福祉センター	八潮 5-9-2	平成 9. 4. 1
	荏原	三徳会	荏原 2-9-6	平成 9. 5. 1
	小山		小山 7-14-18	平成 10. 4. 1
	中延	品川総合福祉センター	中延 6-8-8	平成 10. 5. 1
	上大崎	㈱ニチイ学館	上大崎 3-1-1	平成 11. 4. 1
	台場	㈱S O M P O ケア	北品川 3-11-16	平成 11. 8. 1
	西大井	春光福祉会	西大井 2-4-4	平成 12. 4. 1
	南大井	さくら会	南大井 4-19-3	平成 12. 4. 1
	杜松	奉優会	豊町 4-24-15	平成 13. 4. 1
	南大井第二	さくら会	東大井 4-9-1	平成 13. 5. 1
	大原	㈱仁済	豊町 6-25-13	平成 13. 10. 1
	東品川第二	㈱大崎ホームヘルプサービス	東品川 3-27-25	平成 14. 4. 1
	大井第二	品川総合福祉センター	大井 3-15-7	平成 14. 6. 1
	西五反田	さくら会	西五反田 3-6-6	平成 16. 4. 1
	小山台	三徳会	小山台 1-4-1	平成 22. 4. 1

※在宅介護支援センターは「公の施設」ではないこと、および運営法人との協定により実施される業務であるため、区分は④その他とする。

2. 在宅サービスセンター(15 か所)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員(人)
① 指定管理	八潮	品川総合福祉センター	八潮 5-10-27	昭和 58. 4. 1	通所 35
	大井	品川総合福祉センター	大井 4-14-8	平成 6. 4. 1	通所 35 認知症デイ 12
	大崎	福栄会	大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー1階	平成 7. 2. 1	通所 35 認知症デイ 12
	戸越台	三徳会	戸越 1-15-23	平成 8. 5. 1	通所 30 認知症デイ 10
	荏原	三徳会	荏原 2-9-6	平成 9. 5. 1	通所 40 認知症デイ 10
② 区立/委託	五反田	福栄会	東五反田 2-15-6	平成 9. 11. 2	通所 10
① 指定管理	小山	三徳会	小山 7-14-18	平成 10. 4. 1	認知症デイ 10
	中延	品川総合福祉センター	中延 6-8-8	平成 10. 5. 1	通所 35 認知症デイ 12
	月見橋	さくら会	南大井 3-7-10	平成 13. 4. 1	通所 18 認知症デイ 24
③ 民設/民営	西五反田	さくら会	西五反田 3-6-6	平成 16. 4. 1	通所 38 認知症デイ 8
	成幸	三徳会	中延 1-8-7	昭和 57. 12. 1	通所 20
	東品川	福栄会	東品川 3-1-8	平成 2. 5. 1	通所 40 認知症デイ 12
	西大井	春光福祉会	西大井 2-4-4	平成 12. 5. 1	通所 55
	南大井	さくら会	南大井 5-19-1	平成 12. 5. 1	通所 25
	デイサービスセンター陽だまり	生活協同組合パルシステム東京	八潮 5-2-2	平成 10. 10. 2	通所 23

3. 夜間対応型訪問介護・定期巡回随時対応型訪問介護看護(1 か所)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設
③ 民設/民営	SOMPO ケア品川	(株)SOMPOケア	北品川 3-11-16 品川第一地域センター内 1 階	平成 18. 11. 1

4. 特別養護老人ホーム(12 か所) (定員欄に()または／付数字はショートステイ)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員 (人)
③ 民設/民営	成幸ホーム	三徳会	中延 1-8-7	昭和 57. 11. 8	88(8)
	かえで荘	品川総合 福祉センター	八潮 5-1-1	昭和 58. 4. 1	80(6)
	晴楓ホーム	福栄会	東品川 3-1-8	平成 2. 5. 1	80(8)
① 指定管理	戸越台特別養護老人ホーム	三徳会	戸越 1-15-23	平成 8. 5. 1	72(8)
	荏原特別養護老人ホーム	三徳会	荏原 2-9-6	平成 9. 5. 1	120/ 30
	中延特別養護老人ホーム	品川総合 福祉センター	中延 6-8-8	平成 10. 5. 1	80(10)
③ 民設/民営	ロイヤルサニー	春光福祉会	西大井 2-4-4	平成 12. 4. 1	60(15)
① 指定管理	八潮南特別養護老人ホーム	品川総合 福祉センター	八潮 5-9-2	平成 23. 5. 1	89(11)
	杜松特別養護老人ホーム (地域密着型)	奉優会	豊町 4-24-15	平成 26. 12. 1	29/ 10
	平塚橋特別養護老人ホーム	三徳会	西中延 1-2-8	平成 28. 5. 1	100(12)
	上大崎特別養護老人ホーム	愛生福祉会	上大崎 3-10-7	平成 29. 6. 1	102(39)
③ 民設/民営	グランアークみづほ	慈雲福祉会	南品川 4-2-32	平成 31. 4. 1	81(9)

短期入所(ショートステイ)の詳細は 49 ページ参照。

5. 軽費老人ホーム(1 か所)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員 (人)
③ 民設/民営	東海ホーム	福栄会	東品川 3-1-8	平成 2. 5. 1	50

6. 高齢者の安心の住まい(ケアハウス)(2 か所)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員 (人)
③ 民設/民営	さくらハイツ南大井	さくら会	南大井 5-19-1	平成 12. 5. 1	36
	さくらハイツ西五反田	さくら会	西五反田 3-6-6	平成 16. 4. 1	43

7. 介護の必要な高齢者の住まい(1 か所)
(ケアハウス＋特定施設入居者生活介護)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員 (人)
③ 民設/民営	ケアホーム西五反田	さくら会	西五反田 3-6-6	平成 16. 4. 1	81

8. 介護の必要な高齢者の住まい(1 か所)
(ケアハウス＋地域密着型特定施設入居者生活介護)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員 (人)
① 指定管理	ケアホーム東大井	(株)大起エン ゼルヘルプ	東大井 5-8-12	平成 21. 4. 1	29

9. 老人保健施設(2 か所)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員 (人)
③ 民設/民営	ケアセンター 南大井	さくら会	南大井 5-19-1	平成 12. 5. 1	入所 100 ショート 10 含 通所 50
	ソピア御殿山	(公財)河野臨 牀医学研究所	北品川 5-2-1	平成 30. 6. 1	入所 100 ショート 10 含 通所 30

10. 認知症高齢者グループホーム(14 か所)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員 (人)
③ 民設/民営	グループホーム ロイヤル西大井	春光福祉会	西大井 2-4-4	平成 18. 2. 1	18
① 指定管理	グループホーム小山	新生寿会	小山 7-14-4	平成 19. 3. 1	9
③ 民設/民営	ミモザ品川八潮	ミモザ(株)	八潮 5-5-7	平成 19. 9. 1	9
	グループホーム ロイヤル中延	春光福祉会	中延 5-9-22	平成 20. 4. 1	27
① 指定管理	グループホーム東大井	(株)大起エンゼルヘルプ	東大井 5-8-12	平成 21. 4. 1	9
	グループホーム八潮南	品川総合福祉センター	八潮 5-9-2	平成 23. 5. 1	18

③ 民設/民営	グループホーム ソラストふたば	(株)ソラスト	二葉 1-12-18	平成 24. 5. 1	18
	グループホーム きらら品川荏原 アースサポート	(株)スタートケアサービス	荏原 6-17-10	平成 26. 2. 1	27
	グループホーム 武蔵小山	アースサポート(株)	小山 4-5-16	平成 26. 7. 1	27
① 指定管理	グループホーム杜松	奉優会	豊町 4-24-15	平成 26. 12. 1	18
③ 民設/民営	グループホーム carna 五反田	(医社)武蔵野会	西五反田 3-10-9	平成 27. 2. 1	27
① 指定管理	大井認知症高齢者 グループホーム	(株)ケアサークル恵愛	大井 6-20-5	平成 27. 8. 1	9
	グループホーム 東五反田	新生寿会	東五反田 4-11-6	平成 29. 5. 1	18
③ 民設/民営	花物語しながわ	(株)日本アメニティライフ協会	大井 7-18-17	令和 2. 3. 1	18

1 1. 小規模多機能型居宅介護(10 か所)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員(人)
① 指定管理	小山倶楽部	新生寿会	小山 7-14-4	平成 19. 3. 1	20 通い 12 宿泊 5
	東大井倶楽部	(株)大起エンゼルヘルプ	東大井 5-8-12	平成 21. 4. 1	25 通い 15 宿泊 8
③ 民設/民営	ぷらりす・湯〜亀	(有)新井湯	旗の台 4-5-17	平成 24. 3. 1	24 通い 12 宿泊 4
① 指定管理	品川区立大井林町 地域密着型多機能ホーム 大井林町倶楽部	さくら会	東大井 4-9-1	平成 24. 6. 1	25 通い 15 宿泊 5
③ 民設/民営	おもてなし	(株)大崎ホームヘルプサービス	北品川 1-30-4	平成 25. 11. 1	29 通い 15 宿泊 5
	けめともの家・ 品川八潮	(株)ケアメイト	八潮 5-6-37	平成 26. 3. 1	29 通い 15 宿泊 6
	小規模多機能ホーム carna(カルナ)五反田	(医社)武蔵野会	西五反田 3-10-9	平成 27. 2. 1	29 通い 18 宿泊 7
① 指定管理	東五反田倶楽部	新生寿会	東五反田 4-11-6	平成 29. 5. 1	25 通い 15 宿泊 5

③ 民設/民営	ぶらりす・湯〜亀 SUN	(有)新井湯	旗の台 3-2-9	平成 30. 4. 1	29 通い 15 宿泊 5
	花織しながわ	(株)日本アメニティライフ協会	大井 7-18-17	令和 2. 3. 1	29 通い 15 宿泊 7

12. 看護小規模多機能型居宅介護(2か所)

区 分	名 称	運 営	所 在 地	開 設	定員(人)
① 指定管理	杜松倶楽部	奉優会	豊町 4-24-15	平成 26. 12. 1	29 通い 15 宿泊 5
③ 民設/民営	けめともの家・ カンタキ西大井	(株)ケアメイト	西大井 2-4-14	平成 30. 2. 1	29 通い 15 宿泊 6

13. その他の施設

区 分※	名 称	運 営	所 在 地
③ 民設/民営	品川ボランティアセンター	品川区社会福祉協議会	大井 1-14-1 大井一丁目共同ビル
	さわやかサービス		
	大井ファミリー・サポート・センター		
	品川成年後見センター		
④ その他	品川介護福祉専門学校		西品川 1-28-3

在宅サービス提供にかかる利用料金

事 務 事 業		利用料金等 【 】内は所得制限による対象者
要介護高齢者のための事業	訪問介護サービス	要介護1～5は要介護度別に費用の1割(※)
	訪問入浴介護サービス	費用の1割(※)
	通所介護(デイサービス)	要介護1～5の要介護度別に費用の1割(※) 別に、食事代 1食上限700円
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	要介護度別 費用の1割(※) 別に、食事代, 居住費
	介護老人保健施設	要介護度別に費用の1割(※) 別に食事代 1日1,445円 デイケア昼食代 1食600円
	福祉用具購入	限度額 年間10万円以内 費用の1割(※)
	住宅改修	限度額 20万円以内 費用の1割(※)
	特別養護老人ホーム入所	介護度別 費用の1割(※)、食事代 1日1,445円、居住費、諸雑費
	高齢者等GPS端末機利用助成事業	(Ⅲ高齢者地域支援課 3ページ参照)
	総合事業	予防訪問事業 (～H27.3予防訪問介護相当)
予防通所事業 (～H27.3予防通所介護相当)		事業対象者、要支援1・2 月額定額費用 週1回 13,319円 週2回 26,923円の1割(※)
高齢者のための事業(※)	救急代理通報システム	(Ⅰ福祉計画課 3ページ参照)
	高齢者福祉電話事業	貸与【生計中心者の住民税が非課税の世帯】
	養護老人ホーム入所措置	(Ⅱ高齢者福祉課 18ページ参照) 【本人および生計中心者の住民税の所得割額がないこと】

(※)一定以上の所得がある方は、費用の2割または3割

Ⅲ 高齢者地域支援課

目次

第 1	認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進.....	3
第 2	高齢者の社会参加支援.....	10
第 3	高齢者の健康づくり・いきがいくづくり.....	11
第 4	高齢者クラブ等支援事業.....	15
第 5	シルバーセンター(西大井いきいきセンターを含む)の運営.....	16
第 6	高齢者多世代交流支援施設(ゆうゆうプラザ)の運営.....	17
第 7	大井三丁目高齢者憩いの場の運営.....	18
第 8	高齢者住宅対策.....	22
第 9	介護予防・日常生活支援総合事業.....	29
第 10	資料.....	42

第 1 認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進

1 認知症の人の支援とケアの充実

【目 的】

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に基づき、国の「認知症施策推進基本計画」や都の「東京都認知症施策推進計画」を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

【内 容】

ア. 行方不明高齢者等の早期発見のしくみづくり・運用

◆品川くるみ高齢者見守りアイテム

- ・事前登録により、本人情報と連動した番号を記載したアイテム（アイロンシール・靴反射シール・キーホルダー）を配付。
- ・行方不明が発生した場合は、検索に区のネットワーク（東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイト、在宅介護支援センター、協力介護事業者）を利用することができる。
- ・登録者情報を区内警察署と共有することで円滑に身元の特定が可能。

◆高齢者等 GPS 端末機利用助成事業

- ・行方不明高齢者の位置情報を検索する G P S 端末の初期登録料および月額基本料金の一部を助成する。

機種名		ココセコム		ミマモルメ	
				履歴確認	手動検索
費用※	区助成	初期登録料	7,700 円	6,380 円	18,480 円
		月額基本料金	650 円	638 円	650 円
	利用者負担 ※故障・解約等は別途費用	月額基本料金	670 円	0 円	1,440 円
		位置情報提供料金	電話	利用 1 回につき 220 円	
			インターネット	無制限検索	
		現場急行料金	利用 1 回につき 11,000 円	無制限検索	
				対応なし	

※税込価格

イ. 認知症理解の一層の推進

- ◆「しながわオレンジガイド」の作成・配布（認知症ケアパス掲載）

◆認知症サポーター活動の充実

- ・認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を養成するための講座・学習会の実施
- ・認知症サポーターを対象とした、認知症についてより深く学び、認知症を我が事として捉え考える認知症サポーターステップアップ講座・勉強会等の実施
- ・認定認知症支援薬剤師制度の運用

◆認知症講演会

◆啓発用品（着ぐるみ、グッズ等）の作成・活用

◆着ぐるみを活用した、イベントへの参加

ウ. 家族・本人への支援

◆認知症カフェ運営支援事業

- ・認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が住み慣れた地域で安心して気軽に集うことができる認知症カフェを運営する取り組みを支援。一定の要件を満たした認知症カフェには費用助成を行う。

◆認知症ケア専門研修（品川福祉カレッジ認知症ケア専門コースとして、品川介護福祉専門学校に委託）

- ・品川区内の在宅および施設の介護サービス従事者を対象に、認知症の人の気持ちと尊厳を重視したアセスメントとケアの研修を行い、サービスの質の向上を図れるよう、スタッフの育成を行う。

◆本人ミーティング・家族ミーティングの開催

- ・認知症の人または家族が集い、自らの体験や希望等を語り合える場として、本人ミーティング・家族ミーティングを開催し、認知症当事者の視点を重視した地域づくりを進める。

◆ミーティングセンターの設置運営補助事業

- ・認知症の診断を受けた本人および家族を1つのユニットとし、本人と家族を一体的に支援するミーティングセンターの設置運営助成を行う。

◆認知症伴走型支援事業

- ・認知症の人や家族に対し、認知症による症状が察知された早い段階から関わり、その変化にも寄り添い続ける認知症相談窓口を設置する。本人の生きがいにつながるような支援や専門職ならではの日常生活上の工夫等の助言、家族の精神的・身体的負担軽減につながるような効果的な介護方法や介護に対する不安解消に係る助言などを継続的に行い、支援体制の充実を図る。

エ. 医療と介護の連携の推進

◆認知症検診推進事業

- ・医療と介護の連携のもと、認知症理解の普及啓発、早期発見・対応を目的に認

知症検診（もの忘れ検診）を実施する。

- ・イベント等で 50 歳以上の方を対象に、自身の認知機能をチェックできる「あたまの元気度チェック」を実施する。同時に、来場者に対して認知症に関する普及啓発を行う。
- ・検診で認知症の疑いありとなった方のうち希望する方へ検診後支援（看護師による相談支援）を実施する。

◆認知症対策検討会議（医療と福祉の多職種が参加する会議体）

- ・認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくり等、認知症施策を推進するための検討を行う。

【予算額】 54,005 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見守りアイテム登録者数（累計）	596 人	712 人	866 人
高齢者等 GPS 端末機利用助成件数	12 件	11 件	9 件
認知症サポーター養成講座	43 回	63 回	73 回
養成講座受講者数（累計）	19,986 人	21,216 人	22,797 人
認知症講演会	第 1 回：39 人 第 2 回：19 人 第 3 回：115 人	第 1 回：43 人 第 2 回：149 人 第 3 回：79 人	第 1 回：46 人 第 2 回：98 人 第 3 回：147 人
認知症カフェ運営支援	設置：29 件 助成：18 件	設置：33 件 助成：19 件	設置：35 件 助成：23 件
認知症ケア専門研修	延べ 196 人	延べ 155 人	延べ 197 人
本人ミーティング	設置：1 か所	設置：2 か所	設置：2 か所
ミーティングセンター	設置：2 か所	設置：2 か所	設置：2 か所
認知症検診	受診者：246 人 受診率：5.0%	受診者：259 人 受診率：6.13%	受診者：291 人 受診率：6.9%
あたまの元気度チェック	-	-	参加者：536 人 (定員：1000 人) 充足率：53.6%
認知症対策検討会議	3 回	2 回	2 回

2 認知症早期発見・早期診断推進事業

【目 的】 品川区における認知症早期発見・早期対応の体制整備を推進し、区民が適切な医療および介護保険サービスに速やかにつながることで、できる

限り安心して在宅生活が継続できる。

【経 緯】 平成 27 年度より、新オレンジプランおよび認知症対策プロジェクト（くるみぷらん）の一環として、「認知症早期発見・早期対応体制検討会議」を開催し、品川区における認知症の早期発見・早期診断・早期対応体制の仕組みづくりを検討・構築した。

【内 容】 認知症初期集中支援チーム

新オレンジプランに基づき、認知症の初期または認知症の診断を受けながらも適切な支援につながっておらず、認知症の行動・心理症状等が生じている区民に、6 か月間を目安に、認知症初期集中支援チーム（医療・介護の専門職）が集中的に介入し、適切な医療・介護サービスにつなげ、地域の中での生活を継続し続けられるよう支援する。

【予算額】 1,220 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
初期集中支援チーム	1 ケース	0 ケース	2 ケース

3 認知症予防事業

(1) 脳力アップ元気教室

【目 的】 学習療法、運動、e スポーツ等のプログラムをとおして認知機能の低下を防ぎ、他者との交流を通じ継続的な社会参加の促進を目的とする。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 学習コース：12,000 円（教材費）
運動コース：2,000 円（教材費）
e スポーツコース：2,000 円（教材費）

【実施会場】 【学習コース】
・荏原いきいき倶楽部
・いきいきラボ関ヶ原
・品川第一区民集会所
・山中いきいき広場
【運動コース】
・荏原いきいき倶楽部
・こみゅにていぷらざ八潮
・大崎第一区民集会所
・関ヶ原シルバーセンター

【e スポーツコース】

- ・平塚橋ゆうゆうプラザ（1・2・4期）
- ・平塚ゆうゆうプラザ（3期）
- ・東品川ゆうゆうプラザ
- ・大崎ゆうゆうプラザ（1・2期）
- ・大崎第二区民集会所（3・4期）
- ・北品川ゆうゆうプラザ

【実施方法】

【学習コース】

実施方法	5ヶ月（週1回 1回90分程度）全20回 1期・2期に分けて実施
回数	160回（4会場×20回×2期）
その他	区が民間事業者に事業を委託し、委託料を支払う。 教室運営にボランティアが事業サポーターとして参加する。

【運動コース】

実施方法	3ヶ月（週1回 1回90分程度）全10回 1～4期に分けて実施
回数	160回 （4会場×10回×4期）
その他	区が民間事業者に事業を委託し、委託料を支払う。

【e スポーツコース】

実施方法	3ヶ月（週1回 1回90分程度）全10回 1～4期に分けて実施
回数	160回 （4会場×10回×4期）
その他	区が民間事業者に事業を委託し、委託料を支払う。

【内 容】 各コースは、脳活性化エクササイズ「シナプソロジー」・軽体操を組み合わせて実施する。

【学習コース】

簡単な読み書き・計算を中心とする学習療法と、脳活性化エクササイズなどの軽い体操を組み合わせて行い、認知機能の低下を予防する。

【運動コース】

認知機能の低下予防に役立つ有酸素運動などを行い、自宅での運動習慣を身につける。

【e スポーツコース】 4つのボタンを使いどなたでも楽しめるコンピューターゲーム。脳を活性化させるとともに、対戦等による参加者同士の交流を行う。

【予算額】 30,974 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延参加者数	2,005 人	3,141 人	4,588 人

(2) 計画力育成講座

【目 的】 参加者が自ら考え計画を立てることで、脳の活性化を図るとともに、自主活動に繋げるための支援を通して、地域での生きがいや仲間づくり、および認知症予防を図ることを目的とする。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 1,000 円（教材費）

【実施会場】 大崎第一区民集会所

【実施方法】

実施方法	2 ヶ月（週 1 回 1 回 2 時間程度）全 8 回、
回 数	8 回
その他	区が NPO 法人に事業を委託し、委託料を支払う。認知症予防区民ファシリテーターを配置し、講座を運営する。

【内 容】 ウォーキングを取り入れた、脳の活性化に繋がる講座の企画運営し自主グループ化への意向を確認し、支援を行う。

【予算額】 213 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延参加者数	196人	137人	116人

(3) 絵本読み聞かせ講座

【目的】 絵本読み聞かせ方法の基礎を学び実践発表をとおして、知的活動と社会参加を行うことで認知症予防を図ることを目的とする。

【対象】 区内に住所を有する65歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 無料

【実施会場】 ・五反田文化センター（1期）
・北品川ゆうゆうプラザ（2期）

【実施方法】	実施方法 ・基本講座 3ヶ月（週1回 1回2時間程度）全12回 ・健康調査全2回 ・フォローアップ講座 1ヶ月（週1回 1回2時間程度）全3回
	回数 34回(17回×2期)
	その他 区が地方独立行政法人に事業を委託し、委託料を支払う。絵本読み聞かせインストラクターを配置し、講座を運営する。

【内容】 絵本読み聞かせ方法の基礎技術習得のための講座を運営し、実践発表の場を設ける。また、講座終了後の自主活動に向けた取組を支援する。

【予算額】 4,297千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	—	40人	30人

第 2 高齢者の社会参加支援

1 高齢者活動支援事業

【目 的】 高齢者の社会参加の促進を機軸としつつ、価値観や生活様式の多様化に対応した高齢者が社会参加活動をするための基盤を整備する。

【内 容】 ①高齢者クラブの活性化

高齢者クラブを PR し、会員増を図り活動の活性化を支援するとともに、高齢者対象の事業の実施にあたっては、高齢者クラブ連合会・単位クラブへ運営協力の働きかけをし、自主的な地域ボランティアの参加意欲を高めていく。

②「山中いきいき広場」の活動支援

「山中いきいき広場」では、山中小学校内にて高齢者等を対象とした活動を支援することにより、趣味や生きがいづくりの場を提供する。事業運営は、山中小学校の近隣の中高年や学校関係者との連携のもとに設立した、山中いきいき広場運営協議会の自主運営とする。

③「しながわシニアネット」の活動支援

55 歳以上の区民団体「しながわシニアネット」が平成 19 年 1 月に発足し、東大井 6 丁目にあるシニアのための活動施設「いきいきラボ関ヶ原」を拠点としてパソコン・タブレット・スマホ教室、パソコン・タブレット相談や健康づくりなどのサークル活動を展開しており、その活動を支援する。

④はじめてのスマホ体験教室・スマホよろず相談の実施

シニア世代がスマートフォンに対して抱く苦手意識や不安感を払しょくし、日常生活において活用可能な水準まで引き上げることで、生活の質（QOL）の向上および社会参加促進を図る。

⑤簡単！スマホでゲーム体験

気軽にアプリゲーム体験をしてもらうことで、スマートフォンおよびアプリゲームに触れる機会を提供。新しい趣味を見つけるきっかけを提供し、生活の質（QOL）の向上および社会参加促進を図る。

⑥スマホを活用した介護予防サポート事業（令和 7 年度新規事業）

高齢者の交流・ピアサポートアプリ「みんチャレ」を提供し、アプリを活用した、高齢者のグループ形成・外出を促して社会参加を促進・継続させる。

【予算額】 35,687 千円

2 高齢者補聴器購入費助成事業

【目的】 加齢性難聴に関する理解促進と補聴器の活用により、高齢者の社会参加を促し、介護予防や認知症予防につなげる。

【内容】 65 歳以上・中等度難聴等の方を対象に、補聴器の購入費を助成（上限 72,450 円）

【予算額】 30,223 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成人数	—	130 人	415 人

第 3 高齢者の健康づくり・いきがいくづくり

1 いきいきカラオケ広場

【目的】 生きがいくづくりや健康増進、地域の高齢者のふれあいを促進するため、民間施設の活用を図り相互の親睦を深める「場」と機会を提供する。

【対象】 60 歳以上の区民で構成された 5 人以上のグループ

【内容】 民間施設の協力により、品川区内にある歌広場の全時間帯において割引料金で利用できる。

※コート・ダジュールは令和 4 年度をもって本事業から撤退

【予算額】 45 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延参加者数	99 人	307 人	283 人
登録グループ	64 グループ	62 グループ	12 グループ

2 いきいき健康マージャン広場

【目的】 マージャンを通じた、高齢者の健康づくり・仲間づくりを促進するため、民間施設等を活用して「場」と機会を提供する。

【対象】 60 歳以上の区民

【内容】 「お金を賭けない」「お酒を飲まない」「たばこを吸わない」をモットーに、マージャンを楽しむ。毎週月～金曜日に一般・初心者等 40 コースを設定。参加費は、700～1,500 円。

【予算額】 2,108 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延参加者数	8,496 人	10,353 人	11,795 人
登録者数	683 人	584 人	607 人

3 高齢者作品展

【目 的】 高齢者が製作した作品を展示し、生きがいに役立てる。

【対 象】 60 歳以上の区民

【内 容】 高齢者の作品を〇美術館で展示し、優秀作品は表彰する。審査部門は民芸・工芸、絵画、書道、写真。

【予算額】 1,135 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
出品数	163 点	179 点	163 点
延入場者数	542 人	530 人	509 人

4 高齢者グラウンドゴルフ大会

【目 的】 高齢者の生きがい対策および健康増進のため、適度な運動量と各個人が楽しめるスポーツとして近年人気の高いグラウンドゴルフを高齢者クラブ活動の普及発展、また一般高齢者との交流を図る。

【対 象】 高齢者クラブ会員および 60 歳以上の区民

【内 容】 西大井広場公園を会場として、8 ホール 2 ラウンドをチーム単位で競い、上位 3 チームには、賞状を授与する。

【予算額】 200 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参加者数	192 人	192 人	96 人

※令和 6 年度は、雨のため午後の部のみ中止

5 高齢者輪投げ大会

【目 的】 区主催の輪投げ大会を実施することで一般高齢者に大会参加の機会を設け、輪投げを通して健康増進および高齢者クラブ会員と一般高齢者との交流を図る。

【対 象】 60 歳以上の区民で構成された 5～6 人のチーム

【内 容】 1 チーム 5 人で輪投げを 2 部制で実施し、合計得点をチーム単

位で競う。上位 3 チームに賞状と賞品を、最高得点の方にはハイスコア賞を贈呈する。

【予算額】 483 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参加者数	294 人	282 人	306 人
登録チーム	49 チーム	47 チーム	51 チーム

6 高齢者福祉団体登録

【目 的】 高齢者福祉の増進を目的として、高齢者の方々の団体活動を援助し、育成発展を支援する。団体は、高齢者同士が自主的に活動を行う「自主活動団体」と、区内高齢者の社会参加促進のために公益性のある支援活動を行う「公益支援団体」の 2 区分。

【登録基準】 ①他からの指図や干渉によらず主体性を持って活動していること。
 ②高齢者福祉団体の組織および活動のために規約、会則等を有し、かつ、予算書、決算書等を備えていること。
 ③構成員が 5 人以上であること。
 ④高齢者福祉団体の事務所および主たる活動の場を品川区内（以下「区内」という。）に有すること。
 ⑤自主活動団体にあつては、その半数以上が区内に在住し、または在勤し、かつ、代表者が区内に在住または在勤していること。
 ⑥自主活動団体にあつては、構成員全員が 60 歳以上であること。
 ⑦公益支援団体にあつては、構成員の半数以上が 60 歳以上で、かつ、区内に在住または在勤していること。
 ⑧公益支援団体にあつては、1 年以上の活動実績があること。
 ⑨構成員の半数以上が、既に高齢者福祉団体として登録を受けた他の同一団体の構成員と重複していないこと。

【内 容】 申請に基づき審査を行い、登録を承認した団体に「品川区高齢者福祉団体登録カード」を交付する。区民集会所等一部の施設使用料が免除または減額で利用が可能となる。

【登録団体数】

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
980 団体	982 団体	714 団体

※令和 6 年 5 月 15 日施行で要綱改正を行った。

7 シルバー成年式

【目 的】 古希を第2の「成年式」として、新たな気持ちでこれからの人生を楽しく歩んでいただくための契機として、お祝いの意をこめた記念式典を実施する。

【対 象】 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日に70歳を迎える区民
※平成26年度より学年制となる。

【内 容】 スクエア荏原で記念式典、記念講演等を実施する。

【予算額】 4,015 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	138 人	128 人	110 人

※令和4年度以降事前申込制（定員：令和4、5年度300人、令和6年度350人）とし、対象者全員へ記念品（令和6年度は木製しおり）を同封した案内状を発送。

8 高齢者外出習慣化事業

【目 的】 会話や運動・食などを通じた交流の場を提供することで、高齢者を対象に外出習慣のきっかけづくりをおこない、社会参加の促進や健康寿命の延伸（フレイル予防）につなげる。

【対 象】 区内在住の60歳以上で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 3,000 円

【実施方法】 各会場 6ヶ月（月1回 1回1時間半）全6回、
1期・2期に分けて実施

〔回数〕48回（4会場×6回×2期）

区が地域のNPO法人等に委託し、委託料を支払う。

※教室運営にボランティアがシニアスタッフとして参加

【実施場所】 ・南品川シルバーセンター（ほっとサロン）

・東品川ゆうゆうプラザ

・大井林町高齢者複合施設

・平塚橋ゆうゆうプラザ

【内 容】 会話や運動・食などを通じ、外出習慣のきっかけづくりとなる交流の場を提供する。

【予算額】 6,920 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
会場数	4 カ所	4 カ所	4 カ所
延参加者数	375 人	340 人	398 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 4 年度および令和 5 年度 1 期は、持ち帰り用の軽食を提供。令和 5 年度 2 期から、会場での食事提供を実施。

9 シルバーパス交付事務(都事業)

【目 的】 高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者福祉の向上を図る。

【内 容】 満 70 歳以上の都民の方を対象に、申込みにより都営交通・都内を走行する民営バス・八丈町営バス・三宅村営バスに乗車できる「東京都シルバーパス」を発行する。

【費 用 負 担】 区市町村民税 課税の方 20,510 円／年
 区市町村民税 非課税の方 1,000 円／年
 令和 5 年の合計所得金額が 135 万円以下の方 1,000 円／年

第 4 高齢者クラブ等支援事業

1 高齢者クラブ運営助成

【目 的】 高齢者クラブおよび高齢者クラブ連合会の運営経費を補助し、会の運営と会員の福祉の向上と親睦および知識の向上等の事業の拡大と強化を図る。

【対 象】 高齢者クラブおよび高齢者クラブ連合会

【内 容】 設立後、3 ヶ月以上継続して活動しているクラブおよびその連合会に以下のとおり助成金を交付する。

【予算額】 38,474 千円
 (内訳)
 高齢者クラブ 33,125 千円
 高齢者クラブ連合会 4,950 千円
 事務局旅費 125 千円
 事務用経費 274 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
クラブ数	109 クラブ	106 クラブ	106 クラブ
会員数	9,299 人	8,846 人	8,492 人

《会員数による助成金》

	助成金(年額)
クラブ固定額	100,000 円
会員数による助成	会員数×1,200 円

《ボランティア活動回数による助成金》

ボランティア活動回数	助成金(年額)
100 回以下	60,000 円
101 ～ 350 回	75,000 円
351 ～ 600 回	90,000 円
601 ～ 850 回	115,000 円
851 ～ 1,100 回	140,000 円
1,101 回以上	170,000 円

2 花づくり助成事業

- 【目 的】 高齢者クラブの花づくり活動に必要な経費の一部を助成する。
- 【対 象】 高齢者クラブ連合会
- 【内 容】 品川区高齢者クラブ連合会に、区から花づくり事業に要する経費を助成し、草花を育成してもらい、その花を公共施設等に展示する。秋には小菊の作品展を開催する。
- 【予算額】 5,030 千円

第5 シルバーセンター（西大井いきいきセンターを含む）の運営

1 シルバーセンター

- 【目 的】 高齢者に施設を公開(提供)することで高齢者の福祉の増進を図る。
- 【対 象】 60 歳以上の区民
- 【内 容】 ①個人・グループの活動拠点【「憩いの場」「趣味・学習の場」「健康づくりの場（介護予防拠点を含む)】」の整備
- ②入浴・マッサージサービスの実施、健康機器・通信カラオケ機器・陶芸窯等の設置
- ③センターまつり・音楽祭等の開催
- ④施設の提供（目的外使用・介護予防事業・健康塾・ほっとサロ

ン等)

【予算額】 122,099 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延利用者数	100,122 人	114,462 人	116,101 人

2 西大井いきいきセンター

【目的】 西大井いきいきセンターは、平成 21 年 3 月に開設(民設民営)され、地域福祉の推進を図ることを目的に事業を実施しているが、その一環として、旧西大井シルバーセンター事業を継承している。この事業は、使用料が無料であることから、事業運営・施設管理の安定化を図るため、必要な経費を助成する。

【対象】 (社福)こうほうえん

【内容】 シルバーセンター事業・自主事業経費の助成

【予算額】 21,151 千円

(内訳) シルバーセンター事業 19,702 千円
地域交流・福祉事業 549 千円
コミュニティレストラン事業 500 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延利用者数	25,003 人	25,640 人	27,682 人

第 6 高齢者多世代交流支援施設(ゆうゆうプラザ)の運営

【目的】 品川区内に住所を有する 60 歳以上の高齢者の健康の維持・増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図る。

【対象】 高齢者および多世代の区民

【内容】 ①個人・グループの活動拠点【「憩いの場」「趣味・学習の場」「健康づくりの場(介護予防拠点を含む)」】の整備
②入浴・マッサージサービスの実施、健康機器・通信カラオケ機器等の設置
③ゆうゆうプラザまつり・音楽祭等の開催

④高齢者から子どもまで、多世代の方々が交流する拠点の整備
(イベント等各種事業の実施)

⑤施設の提供(目的外使用・介護予防事業・子育て支援事業・健康塾等)

【予算額】 197,022 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	73,615 人	109,804 人	159,308 人

※令和6年4月1日より、北品川高齢者多世代交流支援施設(北品川ゆうゆうプラザ)開設

第7 大井三丁目高齢者憩いの場の運営

【目的】 品川区内に住所を有する60歳以上の高齢者の健康の維持および増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図る。

【対象】 高齢者および多世代の区民

【内容】 ①高齢者から子どもまで、多世代の方々が交流する拠点の整備
②介護予防事業・ほっとサロン等の実施

【予算額】 12,087 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	2,766 人	3,722 人	4,091 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は規模を縮小して運営

シルバーセンター・いきいきセンター 施設・事業一覧

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	定員 (人)	開 設	構 造	規模(㎡) (上・建物) (下・敷地)	利用 最大 居室	エレ ベータ 設置	併設施設	主 な 事 業			目的外使用料 (日曜日および夜間)		
									入 浴	マッ サー ジ	セン ター ま つ り	広間	和室	洋室
五反田	東五反田 2-15-6	70	昭51. 7. 1	鉄骨鉄筋 コンクリート 14階建ての 1階部分	278. 28 —	広間 70. 00	不要	五反田保育園 五反田ふれあ い デイホーム	—	8 月・1 月を除く 月1回		2, 800	1, 200	—
西五反田	西五反田 3-9-10	70	昭44. 4. 1	鉄筋 コンクリート 3階建ての 3階部分	263. 36 —	広間 61. 60	○	西五反田 保育園	—			2, 500	1, 200	—
上大崎	上大崎 1-3-12	100	昭50. 8. 1	鉄筋 コンクリート 2階建て	420. 56 419. 69	広間 78. 10	×	単 独	水・金 12 : 00～ 16 : 00			3, 200	700	①1, 100 ②1, 200
南大井	南大井 3-7-13	120	昭46. 7. 1	鉄骨鉄筋 コンクリート 5階建ての 3階部分	475. 26 —	広間 104. 00	○	南大井児童 センター 南大井図書館 南大井保育園	水・金 12 : 00～ 16 : 00			3, 200	1, 200	①1, 400 ② 800
ゆたか	豊 町 3-2-15	130	昭33. 12. 1	鉄筋 コンクリート 2階建て	467. 76 511. 52	広間 64. 90	×	シルバー人材 センター ゆたか支所	—			2, 600	1, 100	①2, 300 ②1, 000
旗の台	旗の台 4-13-1	100	昭48. 61	鉄筋 コンクリート 2階建て	403. 53 625. 29	広間 82. 90	×	単 独	火・金 12 : 00～ 16 : 00			3, 400	800	1, 500
小 山	小 山 5-17-18	100	昭49. 6. 1	鉄筋 コンクリート 2階建て	400. 98 444. 53	広間 71. 60	×	単 独	火・金 12 : 00～ 16 : 00			2, 900	800	1, 200
関ヶ原	東大井 6-11-11	140	昭53. 6. 1	鉄筋 コンクリート 2階建ての 1階部分	417. 08 721. 70	広間 79. 80	不要	単 独	—			3, 100	① 1, 100 ② 1, 200	2, 400
後 地	小 山 2-9-19	140	昭54. 7. 2	鉄筋 コンクリート 3階建ての 1階部分	432. 50 728. 13	広間 79. 46	不要	後地児童 センター	—			3, 200	① 1, 000 ② 1, 400	2, 300
南品川	南品川 5-10-3	120	昭34. 10. 24	鉄筋 コンクリート 3階建て	687. 35 621. 83	多目的 75. 90	○	単 独	男性：火・ 木 女性：水・ 金 12 : 00～ 16 : 00			3, 100	—	①+② 2, 200 ③+④ 1, 200 ⑤+⑥ 3, 000
西大井 いきいき センター	西大井 2-5-21	120	平21. 3. 1	鉄筋 コンクリート 3階建ての 1階部分	669. 00 5520. 00	和室 56. 03	不要	ヘルスケアタ ウンケアホー ム キッズタウン	水・金 12 : 00～ 16 : 00			2, 400	700	①1, 100 ②1, 100 ③ 900

※シルバーセンターの規模（建物・敷地）：品川区公有財産表による。

高齢者多世代交流支援施設(ゆうゆうプラザ) 施設・事業一覧

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	定員 (人)	開 設	構 造	規模(m ²) (上・建物) (下・敷地)	利用最大 居室	エレ ベータ 設置	併設施設	主な事業			目的外使用料		
									入浴	マッサージ	自主 事業他	レク室	コミュ室	スタジオ
												※下記使用料は夜間使用の場合		
大 崎	大 崎 2-7-13	150	平28. 5. 1	鉄筋コンクリート 地下1階、地上2階建て	699. 57 516. 72	レク室1・2 82	○	単 独	水・金 12:00～16:00	8月・1月を 除く月1回	交流事業・ まつり他	1, 600	1, 600	1, 200
平塚橋	西中延 1-2-8	250	平28. 5. 1	鉄骨 9階建ての1階部分	813. 55 2748. 98	レク室 103. 4	不要	平塚橋特別養護 老人ホーム 西中延区営住宅	火・金 12:00～16:00	8月・1月を 除く月2回	交流事業・S T まつり他	3, 700	2, 400	1, 200
平 塚	平 塚 2-10-20	70 (1階)	平31. 3. 1	鉄骨 2階建ての1階部分	244. 88 477. 05	レク室1 51. 31	○	単 独	—	—	交流事業・ まつり他	1, 700	1, 000	—
東品川	東品川 3-32-10	200	令2. 9. 1	鉄筋コンクリート 14階建ての1・2階部分	1456. 17 —	レク室2・3 50	○	東品川文化 センター	月～土 10:30～16:00	8月・1月を 除く月2回	交流事業・ まつり他	1, 500	1, 400	1, 400
北品川	北品川 1-29-12	150	令6. 4. 1	鉄骨 地上3階建て	630. 81 347. 84	レク室1 82. 1	○	単 独	男性：火・木 女性：水・金 12:00～16:00	8月・1月を 除く月2回	交流事業・ まつり他	3, 000	1, 900	1, 300

令和4年度 利用者数		
施設名	利用者(人)	1日平均(人)
大崎	15,659	44
平塚橋	26,852	75
平塚	10,790	30
東品川	20,261	57
計	73,562	—

※開館日数は、大崎357日、平塚橋358日、平塚359日、東品川358日。

令和5年度 利用者数		
施設名	利用者(人)	1日平均(人)
大崎	21,804	61
平塚橋	34,014	95
平塚	10,981	31
東品川	43,005	120
計	109,804	—

※開館日数は、大崎358日、平塚橋359日、平塚360日、東品川358日。

令和6年度 利用者数		
施設名	利用者(人)	1日平均(人)
大崎	24,349	68
平塚橋	41,117	115
平塚	10,976	30
東品川	52,091	146
北品川	30,775	86
計	159,308	—

※開館日数は、大崎357日、平塚橋358日、平塚360日、東品川357日、北品川359日

大井三丁目高齢者憩いの場年度別利用者数(令和4年度～令和6年度分)

施設名	所在地	定員 (人)	開 設	構 造	規模(m ²) (上・建物) (下・敷地)	利用最大 居室	エレ ベータ 設置	併設施設	主な事業
大井三丁目	大 井 3-17-16	20	平29. 5. 8	木造 地上2階建て	71. 1 142. 25	交流室 24. 6	○	単 独	介護予防事業、多世代交流事業他

令和4年度 利用者数		
施設名	利用者(人)	1日平均(人)
大井三丁目	2,766	9

※開館日数は、293日。
※令和4年度は規模を縮小して運営

令和5年度 利用者数		
施設名	利用者(人)	1日平均(人)
大井三丁目	3,722	13

※開館日数は、294日。

令和6年度 利用者数		
施設名	利用者(人)	1日平均(人)
大井三丁目	4,091	14

※開館日数は、293日。

シルバーセンター年度別利用者数(令和4年度～令和6年度分)

令和4年度 (開館日数 293 日)		利 用 者 数
館 名	人 数	1日平均
北品川	1,537	16
五反田	3,845	13
西五反田	3,143	11
上大崎	3,496	12
南大井	11,182	39
ゆたか	18,608	64
旗の台	15,596	53
小 山	9,396	32
関ヶ原	5,300	18
後 地	12,089	41
南品川	15,930	54
計	100,122	—

令和4年度 入 浴 者 数	
館 名	人 数
北品川	296
上大崎	1,051
南大井	1,392
旗の台	1,344
小 山	1,139
南品川	1,540
計	6,762

西大井いきいき センター	人 数
	3,670

西大井いきいき センター	人 数	1日平均
	25,003	85

※北品川は改築工事のため令和4年6月30日をもって閉館した。(開館日数：97日)

※南大井は空調機改修工事のため令和4年9月19日から9月28日まで休館期間あり。(開館日数：286日)

令和5年度 (開館日数 293 日)		利 用 者 数
館 名	人 数	1日平均
五反田	4,562	16
西五反田	3,581	12
上大崎	4,266	15
南大井	13,109	45
ゆたか	19,347	66
旗の台	19,162	65
小 山	10,015	34
関ヶ原	7,869	27
後 地	15,422	53
南品川	17,129	58
計	114,462	—

令和5年度 入 浴 者 数	
館 名	人 数
上大崎	904
南大井	1,843
旗の台	1,524
小 山	1,093
南品川	2,090
計	7,454

西大井いきいき センター	人 数
	3,592

西大井いきいき センター	人 数	1日平均
	25,640	88

令和6年度 (開館日数 293 日)		利 用 者 数
館 名	人 数	1日平均
五反田	4,869	17
西五反田	3,467	12
上大崎	4,155	14
南大井	13,358	46
ゆたか	19,023	65
旗の台	19,599	67
小 山	10,305	35
関ヶ原	8,213	28
後 地	17,156	59
南品川	15,956	54
計	116,101	—

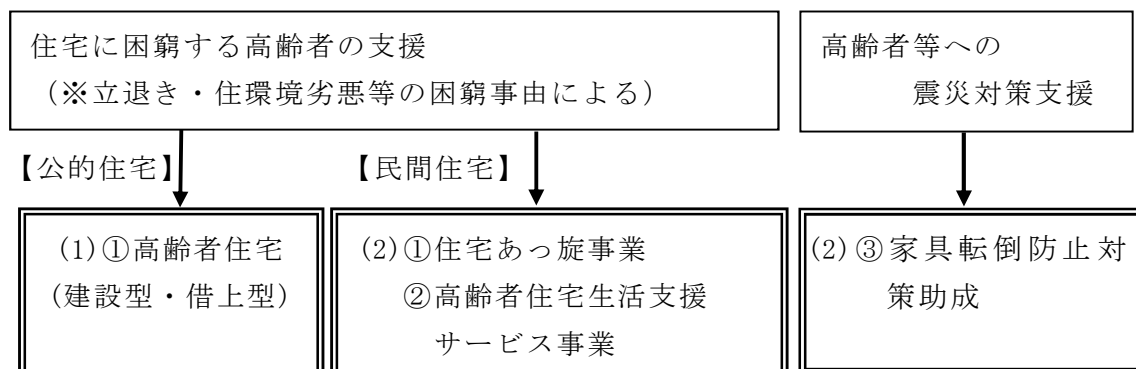
令和6年度 入 浴 者 数	
館 名	人 数
上大崎	740
南大井	1,974
旗の台	1,646
小 山	1,022
南品川	2,532
計	7,914

西大井いきいき センター	人 数
	4,126

西大井いきいき センター	人 数	1日平均
	27,682	94

第 8 高齢者住宅対策

【目的①】 住宅に困窮する高齢者に住宅等を提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。



【目的②】 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、サービス付き高齢者向け住宅（バリアフリー構造、一定の面積があり、ケアの専門家による安否確認、緊急対応、生活相談サービス等が提供される住宅）の家賃の一部を助成するとともに、その整備を促進する。

(3) 高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成 (4) サービス付き高齢者向け住宅家賃助成	(5) サービス付き高齢者向け住宅 整備費助成
--	----------------------------

1 高齢者住宅運営

◆ 高齢者住宅（建設型・借上型）

- 【対 象】
- ・ 区内に引き続き 2 年以上居住している 65 歳以上のひとり暮らしの方
 - ・ 立退き要求を受けているか、保安上または保健衛生上劣悪な賃貸住宅に居住している方
 - ・ 独立して日常生活を営め、自炊可能な方（介護保険サービスを利用していない）
 - ・ 借主が申請者本人である賃貸住宅に住んでいる方
- 【内 容】 管理人（ワーデン）の配置や緊急通報設備など、高齢者が安心して住めるよう配慮した住宅を提供する（別表「区立高齢者住宅一覧」参照）。
- 【予算額】 205,883 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
設置戸数	219 戸	219 戸	219 戸
前年度申請数	65 人	62 人	61 人
入居数	22 戸	20 戸	16 戸

2 高齢者住宅対策事業

① 住宅あつ旋事業

- 【対 象】 ・ 65 歳以上のひとり暮らしの方または全員が 65 歳以上の世帯
・ 区内に引き続き 2 年以上居住している

- 【内 容】 品川区住宅確保要配慮者入居促進事業を通じて、民間住宅をあつ旋し、礼金等を次の表のように助成する。

助成項目	限度額（単身）	限度額（世帯）	備考
礼金	35,000 円	55,000 円	限度額と本人の支払額の低い方を助成額とする。
敷金	35,000 円	55,000 円	
仲介手数料	35,000 円	55,000 円	
初回保証委託料助成	50,000 円	50,000 円	
家財の移送費※	30,000 円	50,000 円	

※令和 7 年 4 月から新規助成

- 【予算額】 20,144 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	57 件	95 件	74 件

※

② 高齢者住宅生活支援サービス事業

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すまいの確保と見守り等生活支援を一体的に提供する。

- 【対 象】 ・ 65 歳以上のひとり暮らしまたは、申請者および同居者の全員が 65 歳以上である世帯
・ 賃貸住宅に居住し立退き要求を受けていること
・ 保安上危険または保健衛生上劣悪な状態にある賃貸住宅に居住していること
・ 保証人がいない等の理由で住宅賃貸借契約の更新を拒否されて

いること

- ・家賃が高い等の理由で住宅賃貸借契約の継続が困難であること
- ・老朽化した自己所有の家を取り壊す必要があること
- ・品川区内に引き続き2年以上住所を有すること
- ・健康で独立して日常生活を営むことができ、自炊できること
- ・申請者および同居者のなかに公的住宅の名義人がいないこと
- ・生活保護法による扶助を受けていないこと

【内 容】 社会福祉法人品川区社会福祉協議会へ事業委託し、①転居支援、②生活支援（定期連絡、生活相談、緊急対応）、③※家財処分を基本サービスとして提供する（選択サービスとして、火葬等の実施など）。

※令和7年4月から家財撤去および残置物処分費の預託金のうち本人負担額を1/4に軽減(3/4は区負担)

【予算額】 9,625 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数	4 件	2 件	2 件

③家具転倒防止対策助成

震災対策に有効な家具転倒防止器具の購入、取付けが困難な高齢者や障害者世帯に対して、その普及を図るため購入・取付けおよび助成を行う。

【対 象】 65 歳以上で構成される世帯、障害者のみで構成される世帯、65 歳以上と障害者のみで構成される世帯、要介護3以上の65歳以上の高齢者のいる世帯、2級（度）以上の障害者のいる世帯

※令和7年4月から対象要件から所得制限撤廃

【内 容】 費用2万円を限度に10割を助成する。

【予算額】 667 千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成戸数	23 戸	27 戸	31 戸

3 高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が送れるよう、原小跡に整備された（社福）こうほうえんが運営するケアホーム西大井こうほうえん、（有）新井湯（旗の台）のコムニカ、区立大井林町高齢者住宅について、家賃の一部を助

成し、入居者の負担軽減を図る。

【内 容】 対象住宅の管理者へ 25,600～40,000 円／戸を限度に、入居者の家賃を助成する。

【予算額】 44,784 千円

【実 績】

対象住宅名称		所在地	戸数	開 設
民間型	ケアホーム西大井こうほうえん	西大井 2-5-21	42 戸	21 年 3 月
民間型	コムニカ	旗の台 4-5-17	15 戸	24 年 3 月
区立型	大井林町高齢者住宅	東大井 4-9-1	90 戸	24 年 6 月

4 サービス付き高齢者向け住宅家賃助成

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、医療法人が整備した介護や医療と連携し資格者の見守りサービスが付いた高齢者向け住宅、carna 五反田について、家賃の一部を助成し、入居者の負担軽減を図る。

【内 容】 対象住宅の管理者へ 40,000 円／戸を限度に、入居者の家賃を助成する。

【予算額】 10,080 千円

【実 績】

対象住宅名称		所在地	戸数	開 設
民間型	c a r n a 五反田	西五反田 3-10-9	21 戸	27 年 2 月

5 サービス付き高齢者向け住宅整備費助成

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護や医療と連携し、資格者の見守りサービスが付いた高齢者向け住宅を整備促進支援する。

【内 容】 ①住宅整備者へ整備費を助成

(国 45%、都 27.5%、区 27.5%他、都独自補助あり)

②東京都から照会されるサ高住整備案へ区が関与基準により関与することで、住宅不足地域等へ整備を促進

(区関与基準クリア ⇒ 都補助金の交付条件)

③東京都から照会のある国補助のサ高住整備案へ区の基準により意見することで、住宅不足地域等へ整備を促進

【予算額】 0 円

【実 績】

住宅名称		所在地	戸数	開 設
助成型	c a r n a 五反田	西五反田 3－10－9	21 戸	27 年 2 月
同意型	そんぽの家 S 西大井	西大井 2－14－3	48 戸	27 年 5 月
同意型	ケアホスピタル西小山	小山 6－4－14	5 戸	27 年 6 月

【別表】区立高齢者住宅一覧

(☆ = 東京都シルバーピア)

区分	名称	所在地	戸数	障害者向	他の住宅	1戸面積	設備等	間取	家賃		開設	
									基本額	減額措置		
建設型 (区立)	☆八潮 わかくさ荘	八潮 5-10-27	40			28.6㎡	生活リズムセンサー 緊急通報装置 電熱式調理器 エレベーター	居室6畳 台所 浴室・トイレ	85,000	所得により 35,000 ～65,000	平成 3年 7月	8階建の 4F～8F 管理人 1F在サ (品福)
	☆東品川 わかくさ荘	東品川 3-1-5	50	2	法人寮 2 待機寮 8	28.6㎡	生活リズムセンサー 緊急通報装置 IH式調理器 エレベーター	同 上	85,000	所得により 35,000 ～65,000	平成 5年 1月	7階建の 2F～5F 管理人 1F在支 (福栄)
	☆大井倉田 わかくさ荘	大井 4-14-8	8		法人寮 6	23.0㎡	生活リズムセンサー 緊急通報装置	同 上	70,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 5年 4月	2階建の 1F 管理人 隣棟在支 (品福)
	(サニタース付 き) 大井林町 高齢者住宅	東大井 4-9-1	単身 78 世帯 12		在支、訪 看、小規模多機能	25.0㎡～ 54.0㎡	生活リズムセンサー 緊急通報装置 IH式調理器 エレベーター	同 上 6畳2室	70,000 100,000	所得により 44,400 ～93,600	平成 24年 6月	5階建の 1F～5F 管理人 1F (さくら会)
	建設型計		単身 176 世帯 12	2								
借上型 (民間)	カサミヤ	二葉 1-3-28	11		非賃借 3	17.5㎡～ 27.0㎡	生活リズムセンサー 緊急通報装置	同 上	64,000	所得により 25,000 ～50,000	昭和 63年 5月	3階建の 2F～3F 管理人室 1F住居
	☆ バレスカール	南品川 4-5-4	53		管理人室	18.9㎡～ 24.4㎡	生活リズムセンサー 緊急通報装置 電熱式調理器 エレベーター	同 上	72,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 3年 7月	5階建の 1F～5F 管理人室 1F住居
	☆ メゾン琴秋	豊町 6-30-4	14		非賃借 2	18.9㎡～ 20.1㎡	緊急通報装置 電熱式調理器 IH式調理器	同 上	70,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 4年 4月	3階建の 1F～3F 管理人室 1F住居
	☆ グレースマンション	西大井 4-12-11	12	2	非賃借 3 法人寮 2	25.1㎡～ 26.9㎡	生活リズムセンサー 緊急通報装置 電熱式調理器 IH式調理器	同 上	70,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 6年 6月	3階建の 1F～3F 管理人室 3F住居
	☆ アツミマンション	二葉 1-16-14	10		非賃借 7	26.28㎡	緊急通報装置 IH式調理器	同 上	72,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 8年 4月	4階建の 1F～2F 管理人室 2F住居
	☆ バンブーガーデン	豊町 6-30-11	13		非賃借 2	25.16㎡～ 27.7㎡	生活リズムセンサー 緊急通報装置 電熱式調理器	同 上	72,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 11年 8月	3階建の 1F～3F 管理人室 1F住居
	☆ オーク中延	中延 4-5-10	単身 6 世帯 2		1階： クリニック	25.14㎡ 38.10㎡	生活リズムセンサー 緊急通報装置 ガス安全システム IH式調理器	同 上 6畳2室	75,000 100000	所得により 40,000 ～73,000	平成 12年 7月	3階建の 2F～3F 隣家に管理人居住
	借上型計		単身 119 世帯 2	2								
合 計		単身 295 世帯 14	4									

【別表】区立高齢者住宅使用料の費用負担基準表

(単身用)

使用者の前年の所得年額	使用料（シルバーピア）				使用料
	八潮わかくさ荘 東品川わかくさ荘	オーク中延	パレスガル アツミマンション ハソブーガーデン	大井倉田わかくさ荘 メゾン琴秋 グレースマンション	カガミハイツ
1,476,000円以下	35,000円	30,000円			25,000円
1,476,001円～2,400,000円	45,000円	40,000円			35,000円
2,400,001円～4,764,000円	65,000円	55,000円			50,000円
4,764,001円以上	85,000円	75,000円	72,000円	70,000円	64,000円

(2人用)

使用者の前年の所得年額	使用料（シルバーピア）
	オーク中延
1,856,000円以下	40,000円
1,856,001円～2,780,000円	53,000円
2,780,001円～5,144,000円	73,000円
5,144,001円以上	100,000円

※住宅使用料以外に、共益費を負担

【別表】区立大井林町高齢者住宅使用料の費用負担基準表

(単身用)

使用者の前年の所得月額	使用料	助成額	使用料助成後	その他経費	利用料
104,000円以下	75,000円	25,600円	49,400円	共益費 10,000円 基本サービス費 10,000円	69,400円
104,001円～123,000円		25,600円	49,400円		69,400円
123,001円～139,000円		25,600円	49,400円		69,400円
139,001円～158,000円		23,500円	51,500円		71,500円
158,001円～186,000円		17,900円	57,100円		77,100円
186,001円～214,000円		11,400円	63,600円		83,600円
214,001円以上		0円	75,000円		95,000円

※単身用（浴室なし）は使用料が70,000円、共益費が15,000円。

(2人用)

使用者の前年の所得月額	使用料	助成額	使用料助成後	その他経費	利用料
104,000円以下	100,000円	24,900円	75,100円	共益費 15,000円 基本サービス費 15,000円	105,100円
104,001円～123,000円		18,800円	81,200円		111,200円
123,001円～139,000円		12,900円	87,100円		117,100円
139,001円～158,000円		6,400円	93,600円		123,600円
158,001円以上		0円	100,000円		130,000円

第9 介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・生活支援サービス事業

平成 26 年の介護保険制度改正により、平成 27 年度から要支援高齢者の予防訪問介護および予防通所介護は区が実施する地域支援事業に位置付けられた。また、要介護認定を受けていなくても、要支援相当が見込まれる場合で、このサービスを利用することで在宅生活が可能となる場合には、総合事業対象者としてサービスを利用することができる。

いずれも在宅介護支援センターを中心として適切な介護予防マネジメントによりサービスを提供する。

【目 的】 要介護状態等となることの予防または軽減・悪化防止のほか、地域において自立した日常生活が送れるよう支援する。

【対 象】 要支援認定者および在宅介護支援センターが実施する基本チェックリストにより判定された総合事業対象者

(1) 予防訪問事業

① 予防訪問事業

訪問介護員（ヘルパー）が自宅に訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行う。

【予算額】 157,358 千円

② 生活機能向上支援訪問事業

上記予防訪問事業におけるサービスのうち、身体介護を除く専ら生活援助中心型のサービス。

【予算額】 147,250 千円

③ 管理栄養士派遣による栄養改善事業

栄養改善が必要な対象者に対して、管理栄養士が居宅等を訪問し、食事状況および栄養状態の確認、栄養改善のための必要な指導（献立の作成支援、調理方法の指導等）を行う。

【予算額】 1,460 千円

④ すけっとサービス事業

事業対象者の居宅等を有償ボランティア等が訪問し、日常生活上の自立支援を目的とした家事援助を行う。

【予算額】 2,410 千円

⑤柔道整復師による機能訓練訪問事業

柔道整復師が自宅に訪問し、外出が難しい方や閉じこもりがちな方向けに生活・運動機能を向上するための運動指導や外出訓練を行う。

【予算額】 2,242 千円

(2) 予防通所事業

① 予防通所事業

通所介護施設で日常生活上の支援や機能訓練を行う。

【予算額】 728,205 千円

② いきいき活動支援プログラム

上記予防通所事業と一体的な運用により、自立のための支援や介護予防の効果が期待できる事業者の特性を活かした提案型事業として、事業者からの届出により区が承認した事業を行う。

【予算額】 45,262 千円

③ はつらつ健康教室(短期集中予防サービス事業)

介護や支援が必要となるおそれのある人向けに、運動器・口腔機能の向上や、低栄養・認知症予防のためのプログラムを総合的に提供する。

【実施場所】 ・大崎ゆうゆうプラザ
・平塚橋ゆうゆうプラザ
・こみゅにていぶらぎ八潮

【予算額】 10,808 千円

【実績】

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
会場数	3 会場	3 会場	3 会場
延参加者数	326 人	157 人	123 人

④ 地域ミニデイ事業

地域のなかで自立した日常生活が送れるよう、日常生活に必要な機能訓練や支援を有償ボランティア主体で実施することで要介護状態になることを遅らせる。

【実施場所】 ・大崎ゆうゆうプラザ
※実施開始順 ・平塚橋ゆうゆうプラザ
・大井林町高齢者住宅「憩いの場」
・大井三丁目高齢者憩いの場
・東品川ゆうゆうプラザ

- ・平塚ゆうゆうプラザ
- ・北品川ゆうゆうプラザ ※令和 6 年 5 月開始

【予算額】 7,702 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
会場数	6 会場	6 会場	6 会場
延参加者数	1,503 人	1,780 人	1,745 人



2 一般介護予防事業

(1) 運動系介護予防事業

①カラダ見える化トレーニング

- ◆筋トレマシニングクラス
- ◆足腰しっかりクラス
- ◆しなやかストレッチクラス
- ◆体幹バランスクラス

【目 的】 介護予防拠点である民間フィットネスジム等で、筋力や歩行姿勢などを専用機器で測定し見える化し、「感覚」に頼らず、客観的なデータに基づき、(1) 最先端のトレーニングマシンを使って、全身の筋力をバランスよく効率的に鍛えること、(2) マシンとマット運動を組み合わせ、下肢筋力の向上と安定して歩ける足腰づくり、(3) 体の正しい動きを習得し歩行や日常生活をスムーズにすること、(4) 体幹の使い方を学びながら、全身を用いた移動の動きがスムーズに遂行できる力を鍛えることを目的とする。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 (1) (2) 6,000 円
(3) (4) 4,800 円

【実施場所】 (1) フィットネス・ラボ P 2 M (ピーツーエム)
P 2 M j o i r u (ピーツーエム ジョイル)
(2) P 2 M j o i r u (ピーツーエム ジョイル)
(3) P 2 M P e r f o r m a n c e (ピーツーエム パフォー
マンス)

【実施方法】 (4) P 2 M R u n w a y (ピーツーエム ランウェイ)

実施方法	6 ヶ月(週 1 回・1 回 2 時間程度)全 24 回、1 期・2 期に分けて実施
回 数	(1) 480 回 (10 教室×24 回×2 期) (2) 240 回 (5 教室×24 回×2 期) (3) 192 回 (4 教室×24 回×2 期) (4) 192 回 (4 教室×24 回×2 期)
その他	区が民間事業者に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、健康運動指導士等の専任スタッフ 2～3 人、ボランティアで運営する。

【予算額】 34,270 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延参加者数	8,993 人	10,031 人	10,287 人

※令和 3 年度より足腰しっかりクラス開始、既存クラスの教室数増設。

※令和 5 年度より、しなやかストレッチクラスを 3 コース増加し、そのうちの 4 コースを新会場（P 2 M P e r f o r m a n c e ピーツーエム パフォーマンス）で実施開始。

※令和 7 年度より筋トレマシニングクラス、足腰しっかりクラス joiru 会場を 1 コース増加。しなやかストレッチクラス Runway 会場 4 コースを廃止し、体幹バランスクラスを Runway 会場にて実施開始。

②マシンでトレーニング

【目 的】 高齢者用に設計・開発されたトレーニング機器を使って、集団および個々の機能訓練と日常生活を送るための「体力づくり」「運動習慣づくり」を行い、老年症候群を予防する。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 4,800 円

【実施場所】 ・南大井在宅サービスセンター（2 教室実施）
・西五反田在宅サービスセンター（4 教室実施）
・東品川在宅サービスセンター
・八潮在宅サービスセンター

【実施方法】

実施方法	6 ヶ月（週 1 回 1 回 2 時間程度）全 24 回、1 期・2 期に分けて実施
回 数	384 回（8 教室×24 回×2 期）
その他	区が在宅サービスセンター等に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、介護士等の専任スタッフ 2～3 人で運営する。

③身近でトレーニング

【目 的】 椅子などの身近にある道具を使って、一人ひとりに合わせた個別・集団のプログラムにより、自宅でもできる運動の方法を提供して「体力づくり」・「運動習慣づくり」の習得を目指す。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 4,800 円

- 【実施場所】 ・中延在宅サービスセンター（3 教室実施）
 ・荏原在宅サービスセンター（大規模改修のため中止）
 ・西大井在宅サービスセンター
 ・大崎在宅サービスセンター
 ・東品川在宅サービスセンター（2 教室実施）
 ・西五反田在宅サービスセンター（2 教室実施）
 ・戸越台在宅サービスセンター（2 教室実施）

【実施方法】	実施方法	6 ヶ月（週 1 回 1 回 2 時間程度）全 24 回、 1 期・2 期に分けて実施
	回 数	528 回（11 教室×24 回×2 期）
	その他	区が在宅サービスセンターに事業を委託し、委託料を支払う。事業は、介護士等の専任スタッフ 2～3 人で運営する。

④予防ミニデイ

- 【目 的】 デイサービスセンターに通って身体を動かしたり、食事や趣味活動をするなど他の人との交流による仲間づくりを図ることで、閉じこもり予防などの介護予防への取り組みや心身の安心感を持てる場を提供する。

- 【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

- 【費用負担】 2,400 円

※南大井在宅サービスセンターは 4,800 円

- 【実施場所】 ・南大井在宅サービスセンター（全 24 回実施）
 ・西五反田在宅サービスセンター
 ・西大井在宅サービスセンター

【実施方法】	実施方法	6 ヶ月（隔週 1 回 1 回 4 時間程度）全 12 回、 1 期・2 期に分けて実施
	回 数	96 回 （（1 教室×24 回×2 期）+（2 教室×12 回×2 期））
	その他	区が在宅サービスセンターに事業を委託し、委託料を支払う。事業は、介護士等の専任スタッフ 2～4 人で運営する。

⑤水中トレーニング

- 【目 的】 水圧・水温・浮力・抵抗・水流などの水の持つ特性を活かしたト

レーニングを行う。水中では、陸上では難しい動きや普段使いにくい筋肉を楽に動かすことができる。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 9,600 円

【実施場所】 南大井在宅サービスセンター（1 会場で 9 教室実施）

実施方法	6 ヶ月（週 1 回 1 回 2 時間程度） 全 24 回、 1 期・2 期に分けて実施
回 数	432 回（9 教室×24 回×2 期）
その他	区が在宅サービスセンターに事業を委託し、委託料を支払う。事業は、水中運動指導士・介護士等の専任スタッフ 2～3 人で運営する。

【予算額】 37,586 千円

※マシンでトレーニング、身近でトレーニング、予防ミニデイ、水中トレーニングの合計額。

【実 績】（延参加者数）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
マシンでトレーニング	3,544 人	3,607 人	3,778 人
身近でトレーニング	5,032 人	4,998 人	4,720 人
予防ミニデイ	3,263 人	3,109 人	2,986 人
水中トレーニング	1,285 人	1,379 人	1,445 人

⑥健康やわら体操

【目 的】 柔道整復師によるストレッチを基本とした体操教室。高齢者の運動習慣化が図られるよう、柔体操等遊びを取り入れたメニューを設定する。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 3,200 円

【実施場所】 ・こみゅにていぷらざ八潮
・ゆたかシルバーセンター
・大井第二区民集会所
・大崎ゆうゆうプラザ
・平塚橋ゆうゆうプラザ
・特別養護老人ホームグランアークみづほ

実施方法	4 ヶ月（週 1 回、1 回 1 時間半程度）全 16 回
------	-------------------------------

回 数	96 回 (6 会場×16 回)
その他	区が柔道整復師会に事業を委託し、委託料を支払う。 事業は、柔道整復師等を中心とした専任スタッフ 3 人以上で運営する。

【予算額】 5,000 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延参加者数	1,116 人	1,144 人	1,143 人

⑦ うんどう機能トレーニング

【目 的】 日常生活に必要な筋力や体力を向上させることを目的とする。また、教室終了後に自主化講座を実施し、仲間とともに運動を継続する自主グループへ繋げていく。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 2,400 円

【実施場所】

- ・品川保健センター
- ・荏原いきいき倶楽部
- ・いきいきラボ関ヶ原
- ・こみゅにていぷらざ八潮
- ・りんし 21
- ・特別養護老人ホームグランアークみづほ
- ・東品川ゆうゆうプラザ

【実施方法】

実施方法	5 ヶ月 (週 1 回 1 回 1 時間半程度) 全 12 回
回 数	168 回 (7 会場×12 回×2 期)
その他	区が民間事業者へ事業を委託し委託料を支払う。 事業は理学療法士 1 人、健康運動指導士、健康運動実践指導者または、それと同等の技術と経験を有する者 2 人、ボランティア 2 人で運営する。教室運営にボランティアがサポーターとして参加する。

【予算額】 9,445 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延参加者数	2,500 人	3,135 人	3,277 人

⑧うんどう教室

【目 的】 トレーニングができる場を提供し、習慣づけをすることによって、要介護の原因となる衰弱、転倒・骨折などを予防し、健康と生活機能の維持・向上を図ることを目的とする。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 なし

【実施場所】 ・特別養護老人ホームロイヤルサニー屋上
・鈴ヶ森公園
・京陽公園
・北浜公園
・八潮公園

【内 容】 屋外に設置した健康遊具を使用した、つまずかないうんどう等 4 つの基本運動を、教室以外でも参加者が自主的に行うよう誘導することにより、介護予防に資する運動の習慣化を図る。

【実施方法】	実施方法	12 ヶ月(月 2 回 1 回 1 時間半程度)全 24 回
	回 数	教室 120 回(24 回×5 会場) 指導員スキルアップ 20 回(4 回×5 会場)
	その他	運動指導員 2 人ほか、地域指導員各 6 人程度が専門スタッフとして参加する。

【予算額】 9,482 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
会場数	5 カ所	5 カ所	5 カ所
延参加者数	1,479 人	1,590 人	1,437 人

(2) 栄養改善事業

①わくわくクッキング

【目 的】 地域サービスの新たな担い手である NPO 法人等と協力・連携し、効率的に介護予防の実施基盤を充実させることで、地域に根ざした介護予防事業の展開を図る。地元商店街と連携した閉じこもり・認知症・低栄養を予防するための買物、調理の実践と講習会を合わせて実施する。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 2,000 円(別途材料費有り)

【実施場所】 ・ライフケアサービスセンター
・平塚橋ゆうゆうプラザ
・荏原文化センター
・八潮区民集会所

【実施方法】	実施方法	①6 ヶ月（月 2 回 1 回 2 時間程度）全 10 回、1 期・2 期に分けて実施 ②～④3 ヶ月（週 1 回 1 回 2 時間程度）全 10 回、1 期～3 期に分けて実施
	回数	130 回(1 会場×10 回×2 グループ×2 期+3 会場×10 回×3 期)
	その他	区が NPO 法人等に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、管理栄養士等を中心とした専任スタッフ 2～3 人で運営する。 教室運営にボランティアがシニアスタッフとして参加する。

【予算額】 7,400 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
回数	130 回	130 回	130 回
延参加者数	705 人	741 人	905 人

②シニアのためのやさしい手料理教室

【目 的】 65 歳以上の一人暮らしの料理初心者に、料理の基本に必要な事柄や栄養について学ぶ機会を提供し、食生活の自立をサポートするとともに仲間づくりや社会参加の実現を目指す。

【対 象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可

能な方

【費用負担】 10,000 円（10 回分材料費込み）

【実施場所】 ・品川介護福祉専門学校
・荏原文化センター

【実施方法】	実施方法	〔本教室〕 3 ヶ月（週 1 回 1 回 3 時間程度）全 10 回、1 期・2 期に分けて実施 〔支援講座〕 各会場、本教室（1 期・2 期）終了後に各 1 回実施
	回数	〔本教室〕 36 回（2 会場×9 回×2 期） 〔支援講座〕 4 回（2 会場×1 回×2 期）
	その他	区が民間事業者に事業委託し、委託料を支払う。 教室運営にボランティアがサポーターとして参加する。

【内 容】 普段の生活で活かせるような買物、調理、後片付けを実習し自炊習慣を身につける。支援講座は、本教室修了者を対象に、自主活動への移行を支援し、運営ボランティア育成のための講座を実施する。

【予算額】 1,510 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
会場数	2 か所	2 か所	2 か所
延参加者数	296 人	312 人	340 人

※令和 6 年度より事業名を変更（旧事業名 シニアのための男の手料理教室）。

（3）地域貢献ポイント事業

【目 的】 区民が高齢期を迎えても積極的に社会参加し、高齢者相互の支え合いや地域の支援を行い続けられるようボランティア活動への参加者にポイントを付与する。また、これを換金して社会福祉事業に寄付するなど社会貢献活動へつなげることで、高齢者の介護支援ボランティア活動の普及を図る。

【対 象】 区内在住の概ね 60 歳以上の区民で、区が指定するボランティア活動に参加できる方

【費用負担】 なし（地域貢献ポイント事業保険に加入）

【実施場所】 品川区社会福祉協議会 品川ボランティアセンター

【実施方法】 品川ボランティアセンターへ事業を委託し、実施する。対象者がボランティアセンター等で登録し、ポイントカードを受領する。

登録者は区が指定する事業に参加し、ポイントシールを受け取り、カードに貼付する。

ポイントシール(1枚1ポイント)が5ポイント以上(5ポイント単位)で、区内共通商品券へ交換または、ポイントを社会福祉団体へ寄付できる。(上限、年間50ポイント)

【予算額】 5,462千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	1,269人	1,293人	1,311人

(4) 介護予防対象者把握事業

【目的】 特に介護認定率が高くなる75歳以上の高齢者に対し、重点的に生活機能調査を行うことで、的確に介護予防事業の対象者を把握し、介護予防事業の参加へと繋げていく。

【対象】 要介護・要支援認定者および総合事業対象者を除く75歳以上の区民(約30,000人)のうち、14,000人

【実施方法】 基本チェックリストを中心とする生活機能チェック(はつらつ健康チェック票)を対象者へ郵送する。(年1回)

また、回答返送者あてに結果アドバイス票および介護予防事業案内を郵送する。

【予算額】 7,706千円

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	15,000人	18,000人	20,000人

(5) 介護予防普及啓発事業

【目的】 適切な介護保険制度の案内や情報提供を行い、介護予防に対する理解を促す。また、介護予防・フレイル予防の意識化を図ることで、高齢者の活動機会を増やし、参加意欲の促進に繋げる。

【内容】 ①介護予防事業パンフレット等作成

介護予防の知識や情報提供と介護予防事業の普及啓発のため、パンフレットを作成する。

②フレイル予防フェスタの開催

フレイル予防に関する体験・情報発信を目的としたイベントを開催し、高齢者のみならず幅広い世代に対してフレイル予防を普及・啓発する。

【予算額】 3,873 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
作成数	6,000 部	6,000 部	7,500 部
来場者数	—	—	276 人

(6) 介護予防による地域づくり推進事業

【目 的】 高齢者が主体となって地域で介護予防活動に取り組み健康寿命の延伸につなげられるよう、住民主体による通いの場（地域介護予防活動）を支援する。

【実 施 方 法】 社会福祉法人、病院等に勤務するリハビリテーション専門職（理学療法士等）の派遣を受け入れ、リハ専門職である品川区介護予防による地域づくり推進員を中心に、通いの場の立ち上げおよび活動の継続を支援する。

【内 容】 ①住民主体による通いの場の立ち上げ・活動支援
地域介護予防活動（通いの場）の登録制度を設け、希望する登録団体に対してフレイル予防に関する各種講座を実施する。また、定期的にフレイル予防に関する教室を実施し、フレイル予防および通いの場の周知・啓発を図る。

②通いの場運営費助成

通いの場の新規立ち上げにあたり、その運営費を助成する。
開催 1 回あたり 1,000 円（上限 5,000 円/月、60,000 円/年）

【予算額】 4,959 千円

【実績】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
講座実施数	18 回	33 回	21 回

第10 資料

サービス提供にかかる利用料金(高齢者地域支援課)

事 務 事 業		利用料金等 【 】内は所得制限による対象者
総合事業	予防訪問事業 (～H27.3予防訪問介護相当)	事業対象者、要支援1・2 月額定額費用 週1回 13,406円 週2回 26,778円の1割(※)
	予防通所事業 (～H27.3予防通所介護相当)	事業対象者、要支援1・2 月額定額費用 週1回 13,319円 週2回26,923円の1割(※)
生きがいづくりと社会参加促進事業等	(1)シルバー成年式	な し
	(2)長寿お祝い事業	な し
	(3)シニアにやさしいパソコン・タブレット・スマホ教室	全4回2,000円
	(4)簡単！スマホでゲーム体験	なし
	(5)高齢者作品展	な し
	(6)はじめてのスマホ体験教室・スマホよろず相談	教室：全4回1,000円 相談：なし
	(7)高齢者グラウンドゴルフ大会	な し
	(8)いきいきカラオケ広場	1回 室料割引等
	(9)いきいき健康マーじゃん広場	1回 700円～1,500円
	(10)高齢者輪投げ大会	な し
	(11)高齢者外出習慣化事業	全6回 3,000円
	(12)花づくり助成事業	なし
	(13)シルバーセンターの運営	なし
高齢者住宅対策	区立高齢者住宅 区立大井林町高齢者住宅	(29ページ参照)

(※)一定以上の所得がある方は、費用の2割または3割

障害者（児）の福祉

IV 障害者施策推進課

目次

第 1	障害者施策推進経費.....	1
第 2	障害福祉サービス事業者指定等経費.....	4
第 3	障害者福祉施設等整備費.....	5

第 1 障害者施策推進経費

1 障害者計画等策定・推進

(1) 計画概要

	品川区障害者計画	第 7 期品川区障害福祉計画	第 3 期品川区障害児福祉計画
根 拠 法	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者総合支援法第 88 条第 1 項	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項
計画内容	障害者施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保と方策等を定める計画	障害児通所支援等の確保と方策等を定める計画
計画期間	令和 6 年度～11 年度(6 年間)	令和 6 年度～8 年度(3 年間)	令和 6 年度～8 年度(3 年間)

(2) 基本理念

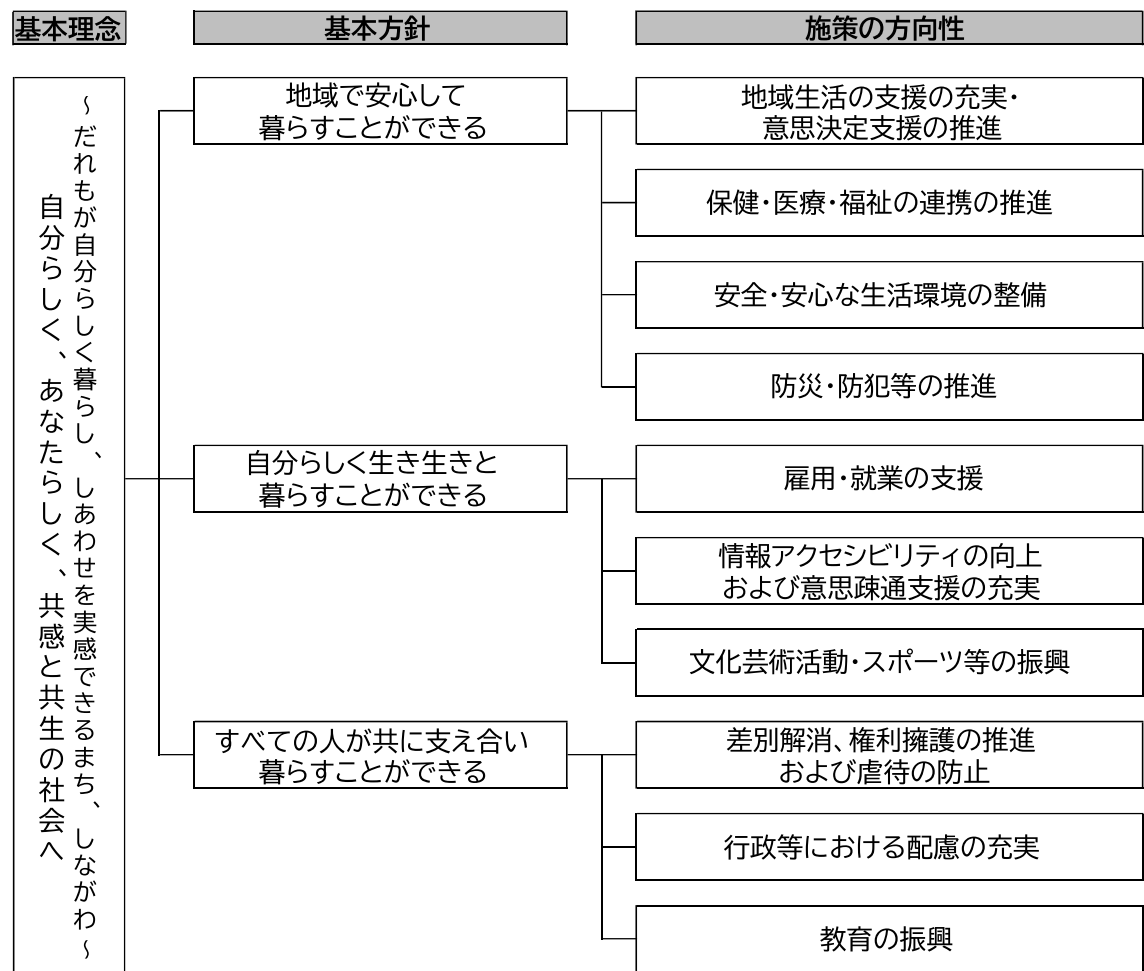
自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ
～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～

(3) 基本方針

- ① 地域で安心して暮らすことができる
- ② 自分らしく生き生きと暮らすことができる
- ③ すべての人が共に支え合い暮らすことができる

(4) 施策体系

■品川区障害者計画



■第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画

施策の柱	主な施策・取組
相談支援の充実	相談支援体制の強化 障害特性に応じた専門相談の充実
地域生活の支援の充実	意思決定支援の促進 地域生活への移行・継続の支援 保健・医療・福祉等の連携強化
障害福祉サービス等の充実	サービス提供体制の確保 地域生活支援拠点等の機能の充実 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進 精神障害に対応した地域包括ケアの推進 サービスの質の向上・研修等の充実
障害のある子どもへの支援の充実	地域における支援体制の充実 早期発見・早期支援の充実 家族支援の充実
安全・安心な暮らしの確保	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 災害対応等の推進
就労支援の充実	就労支援の推進 多様な働き方の推進
社会参加の促進	情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実 スポーツ活動の充実 文化・芸術活動の充実 外出支援・参加支援の充実
障害理解と権利擁護の促進	虐待防止・権利擁護の促進 障害理解・差別解消の促進 行政における合理的配慮の提供の充実
インクルージョンの推進	教育のインクルージョンの推進 地域におけるインクルージョンの充実

（５）障害者計画等の策定・推進

- 【目 的】 障害者計画等の進捗状況を検証および分析・評価することにより、障害者施策を総合的かつ計画的に推進し、障害福祉サービスの向上を図る。また、障害児者の生活実態やニーズ、意向や要望、障害福祉サービス等の利用状況を的確に把握し、課題を整理することで次期計画策定の基礎資料とする。
- 【事業内容】 障害福祉計画等推進委員会の運営
 毎年度、障害者計画等の進捗状況を検証および分析・評価し、次年度の取組みや計画の改善・見直しの必要性を審議する。
 基礎調査・分析
 令和８年度に予定している次期計画策定に向け、区内の障害児者やサービス提供事業所等へ基礎調査を行う。
- 【予算額】 9,302 千円

２ 障害者差別解消推進

（１）障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別に係る事例の共有、関係機関の連携、障害および障害者の理解促進・普及啓発等を目的とし、障害児者等への支援体制の整備を図る。

【予算額】 649 千円

（２）障害者差別解消法の普及・啓発に関する取組み

障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いの排除や合理的配慮の提供等に全庁的に取り組むとともに、区職員への研修、区民・事業者に向けた障害および障害者の理解促進・普及啓発等を実施している。

- 【事業開始】 平成 28 年 3 月から
- 【予算額】 966 千円
- 【根拠法令等】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例
 品川区障害者差別解消推進本部設置要綱

３ 障害者福祉サービス第三者評価受審支援

障害福祉サービスの質の向上を図るため、区立施設の受審および民間事業所の受審支援をしている。

- 【対 象】 指定障害福祉サービス事業所（居宅介護）
 指定障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- 【事業開始】 平成 17 年 4 月から
- 【予算額】 4,200 千円
- 【根拠法令等】 社会福祉法第 78 条第 1 項
 品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付要綱
- 【実施方法】 国による社会的養護関係施設の第三者評価の義務付けと、東京都の指針によって、少なくとも 3 年に 1 度の受審と公表が原則となっている。区立施設については区が直接受審し、民間事業所については区が受審費を補助する仕組み（受審支援事業）となっている。区立施設では、6 施設（「心身障害者福祉会館」、「かがやき園」、「西大井福祉園」、「重症心身障害者通所事業所ピッコロ」、「発達障害者支援施設ぷらーす」「障害児者総合支援施設ぐるっぽ（品川児童学園を含む）」）が実施対象となる。

【実績】

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区分				
区立施設		0	4	4
民間事業所		2	1	5

第2 障害福祉サービス事業者指定等経費

1 障害福祉サービス事業者等指導検査

第2次一括法の施行による社会福祉法人に対する定款の認可や指導検査等の権限の移譲を契機に、東京都における障害福祉サービス等に対する指導検査体制の強化の一環として、平成28年度より区が所轄する社会福祉法人の運営する指定障害福祉サービス事業等の指導検査を開始。自立支援給付等の実施主体として、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき指導を実施し、サービス内容の質の確保および給付費に係る支給等の適正化を図る。

【事業開始】 平成28年4月から

【予算額】 374千円

【根拠法令等】 障害者総合支援法

児童福祉法

品川区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱

品川区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要領

【実績】

年度 区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
検査事業所数	12	10	20

2 事業者指定等事務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく特定相談支援事業および児童福祉法に基づく障害児入所施設・障害児通所支援事業・障害児相談支援事業の指定事務等を行うことにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービス等を提供する事業者を設置し、障害児者の自立生活援助を図る。

【事業開始】 令和7年4月から

【予算額】 40千円

【根拠法令等】 障害者総合支援法

児童福祉法

品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例

品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例

品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例

品川区指定特定相談支援事業者の指定等に関する要綱

品川区指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱

第3 障害者福祉施設等整備費

高齢化・重度化が進む障害者の受入れに対応したグループホームや障害者通所施設等の整備をはじめ、心身の発達に遅れや障害のある児童への支援体制を拡充するため、児童発達支援センターの整備等を計画的に実施している。

令和7年度は、戸越地区児童発達支援センター等整備（大原児童発達支援センター）や旧小山台住宅等跡地の活用等により、障害者福祉施設等の整備計画を推進する。また、地域で必要と見込まれる障害者グループホーム等を計画的かつ適正に整備するため、区が東京都による補助に上乗せして整備費の一部を助成するとともに、開設を検討する不動産所有者等に向けたセミナーおよび個別相談会を開催し、民間事業者による整備促進を図る。

【予算】

上段：予算額合計 下段：内訳

事業名	令和7年度
戸越地区児童発達支援センター等整備 （大原児童発達支援センター）	359,825,000 円
	改修工事、改修工事監理委託、開設準備経費
小山台住宅等跡地複合施設整備	339,380,000 円
	整備工事、工事監理委託
八潮南特別養護老人ホーム等増改築 （重症心身障害者通所事業所の移転・拡張）	4,627,000 円
	増築・改修工事、工事監理委託
小山七丁目障害者グループホーム整備	9,050,000 円
	万年堀改修工事費負担金
戸越四丁目障害者グループホーム整備	37,040,000 円
	建物解体・堀改修工事
障害者グループホーム整備助成等	51,384,000 円
	施設整備費補助、開設準備経費補助、セミナー・個別相談会の開催

V 障害者支援課

目次

第 1	権利擁護支援事業	3
第 2	障害者理解・普及啓発事業	4
第 3	基幹相談支援センター運営費	5
第 4	障害者介護給付事務	8
第 5	障害者訓練等給付事務	10
第 6	相談支援給付事務	14
第 7	地域生活支援事業	16
第 8	社会参加支援事業	23
第 9	在宅生活支援事業	27
第 10	障害者福祉手当等給付事務	32
第 11	心身障害者福祉会館運営費	36
第 12	西大井福祉園等運営	38
第 13	かがやき園運営費	39
第 14	北品川つばさの家運営費	39
第 15	出石つばさの家運営費	40
第 16	障害者訓練センター運営費	40
第 17	重症心身障害者通所施設運営費	41
第 18	発達障害者支援施設等運営費	42
第 19	障害児者総合支援施設運営費	43
第 20	大原児童発達支援センター運営費	45
第 21	障害児支援給付事務	46
第 22	障害者支援事務費	47
第 23	手帳の交付	48
第 24	障害者総合支援法	49
第 25	児童福祉法	54
第 26	医療費の助成（都の制度）	55
第 27	公共料金などの軽減	55
第 28	資料	59

第 1 権利擁護支援事業

1 障害者の成年後見制度利用支援事業

(1) 成年後見制度区長申立て

障害のある方の権利擁護の視点から後見人等の選任が必要な知的障害者や精神障害者について、品川成年後見センターの法人後見制度等を活用し、家庭裁判所に成年後見等開始審判の「区長申立」を行っている。

【予 算 額】 201 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申 立 件 数	●知的障害者 審判申立 3 件 審判決定 4 件 ●精神障害者 審判申立 1 件 審判決定 1 件	●知的障害者 審判申立 5 件 審判決定 4 件	●知的障害者 審判申立 1 件 審判決定 1 件 ●精神障害者 審判申立 2 件 審判決定 2 件

(2) 成年後見人等報酬助成事業

成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成する。

【事業開始】 平成 25 年 4 月から

【相談先】 (社福)品川区社会福祉協議会品川成年後見センター

【予 算 額】 3,595 千円

2 障害者虐待防止支援事業

障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月 1 日施行）を受け、障害者支援課に障害者虐待防止センターの機能を設置し、障害者虐待の防止、早期発見・早期対応ならびに養護者への適切な支援を行っている。

【内 容】

- ・品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催
- ・相談支援センター、事業所等への研修の実施
- ・しながわ見守りホットライン（障害者虐待防止専用フリーダイヤル）の設置
- ・虐待ケース対応（随時）
- ・緊急一時保護施設の確保
- ・障害者虐待防止の広報啓発

【事業開始】 平成 24 年 10 月

【根拠法令等】 障害者虐待防止法第 4 条、品川区障害者虐待防止対策事業実施要綱

【予 算 額】 744 千円

【実績】 相談・通報受理件数（実人数） ※虐待種別で重複あり

虐待種別 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
身体的虐待	9	6	8
心理的虐待	10	5	9
性的虐待	0	2	2
放棄・放任	1	0	1
経済的虐待	7	3	1
分類不能・その他	0	0	1
計	27	15	22
（再掲）しながわ見守りホットライン経由	11	8	3

第 2 障害者理解・普及啓発事業

1 障害者週間 記念のつどい

障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、「記念のつどい」を毎年障害者週間に開催している。（平成 28 年度からは区主催事業）

【予算額】 2,907 千円

【実績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参加者数	延べ 434 (再生回数) ※オンライン開催 令和 4 年 12 月 6 日 ～12 月 20 日	延べ 550	延べ 400

2 障害者まつり・障害児（者）と家族のレクリエーション大会

障害者と家族が、区内の施設、ボランティア団体とともに、区民との交流、親睦を図り障害者への理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを基本としたまちづくりを推進し、障害のある人となない人が共に楽しみふれあう場として、毎年、実行委員会を結成し実施している。

【予算額】 1,857 千円

（協力団体）

*代表者は令和 7 年 4 月 1 日現在

団 体 名	代表者
品川区手をつなぐ育成会	佐藤 直子
品川区肢体不自由児・者父母の会	菊地 絵里子
品川区重症心身障害児（者）を守る会	島崎 妙子
品川区視覚障害者福祉協会	大胡田 誠
品川区聴覚障害者協会	三輪 雄幸
品川区身体障害者友和会	伏見 敏博
品川区精神保健福祉家族会（かもめ会）	庄田 洋

3 品川区障害者作品展

本展は障害者週間（毎年12月3日から12月9日まで）に先駆けて開催するもので、障害者の文化芸術活動を通じて、区民の障害および障害者への関心と理解を深めるとともに、障害者が自立と社会参加への意欲を高めることを目的としている。

【対象者】 区内在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者・区内の障害福祉サービスの利用者

【事業実施】 平成24年度から

【予算額】 2,221千円

【実績】

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	566	736	727

4 手話の理解促進

令和3年7月「品川区手話言語条例」を制定した。手話が言語であるとの認識のもと、手話による意思疎通が図りやすい環境の整備を推進し、手話を必要とする方が安心して生活できる地域社会の実現を目指すため、区民に対して手話の理解促進を図っている。

また、東京2025年デフリンピック開催に向けた機運醸成を図る。

【予算額】 871千円

【実績】

区分 \ 年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども向け体験講座	回数	2	4	4
	参加者数	24	62	48
区民向け体験講座	回数	3	6	6
	参加者数（延べ）	67	85	44
事業者向け体験講座	回数	10	7	4
	参加者数	155	67	85

※令和6年度より手話体験講座は心身障害者福祉会館運営費・障害児者総合支援施設運営費の指定管理料予算内に移管

第3 基幹相談支援センター運営費

1 心身障害者福祉相談

区では、身体障害者手帳や愛の手帳の取得、補装具、施設利用をはじめ、日常生活、医療、教育、将来のことなどいろいろな相談に応じ、関係機関と提携し、必要な助言や援助を行っている。

《身体障害者（児）相談状況》

※単位：延相談人員は人、それ以外は件

年度	延相談人員	手帳	更生医療	補装具	職業	施設利用	医療保健	生活	その他	合計
令和4	7,852	1,580	2,173	594	43	32	192	340	4,524	9,478
令和5	7,867	1,686	2,151	582	44	29	188	340	4,519	9,539
令和6	7,870	1,751	2,153	596	40	28	189	342	4,511	9,610

《知的障害者相談状況》

※単位：延相談人員は人、それ以外は件

年度	延相談人員	施設利用	職業	医療保健	生活	教育	その他	合計
令和4	422	125	59	49	475	24	125	857
令和5	422	128	61	50	470	22	129	860
令和6	434	127	62	47	482	25	118	861

2 基幹相談支援センター

障害者支援課を基幹相談支援センターと位置づけ、総合的・専門的相談をはじめ、人材育成・権利擁護・虐待の対応など、地域の拠点相談支援センターと連携し対応する。

【品川区地域拠点相談支援センター】

- ・品川区旗の台障害児者相談支援センター・品川区東品川障害者相談支援センター
- ・品川区南品川障害児者相談支援センター・品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」・品川区発達障害児者相談支援センター

3 障害者の包括支援相談体制整備促進事業 (在宅介護支援センター併設型事業所)

地域共生社会の実現のため、在宅介護支援センターに併設した指定特定相談支援事業所を開所し、障害者の計画相談支援を実施することにより、包括的な相談体制の整備を図る。

【根拠法令等】障害者総合支援法

【予算額】40,570千円

【実績】

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業所数	6	6	6

4 障害児者の相談支援体制整備促進事業

相談支援事業所の運営経費の一部を補助することで、民間事業所の安定的な運営を支援する。

【根拠法令等】 障害者総合支援法、児童福祉法、
品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱

【予算額】 30,000 千円

【実績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
事業所数	7	7	6

5 地域自立支援協議会および福祉カレッジ

関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。また、地域支援力向上のための研修や人材育成が図られるよう、「障害者版福祉カレッジ」を実施している。併せて、相談支援体制の強化促進を目的として、共通のマニュアルを作成している。

【委員構成】 30人以内
(障害者団体、相談支援事業者、保健・医療関係者、教育関係者、権利擁護関係者等)

【開催回数】 3回

【予算額】 3,289 千円

6 医療的ケア児等支援関係機関連絡会

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等が地域で必要な支援を受けるための課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行うことで、医療的ケア児等の成長を支える連携体制の構築を目指す。

【予算額】 722 千円

7 品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当

福祉職員の不足の要因の一つに給与等処遇の課題が挙げられており、その改善を図るため、居住支援手当を支給する。

【予算額】 200,100 千円

【実績】

区分 \ 年度	令和 6 年度
事業所数	94

第4 障害者介護給付事務

1 居宅介護（ホームヘルプ）

【内 容】（障害者総合支援法第5条第2項）

居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事などの援助を行う。

【対 象 者】

障害支援区分が1以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態）である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）は、一定の条件がある。

【予 算 額】 328,440 千円

【実 績】

区分 \ 年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体介護	利 用 者 数	86	106	114
	利 用 時 間 数	24,622	26,764	30,305
家事援助	利 用 者 数	145	156	167
	利 用 時 間 数	13,889	15,641	17,420
通院介助	利 用 者 数	24	26	28
	利 用 時 間 数	1,792	1,930	2,362

2 重度訪問介護

【内 容】（障害者総合支援法第5条第3項）

重度の肢体不自由者等であつて常時介護を要する障害者に対して、居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助および外出時における移動中の介護を総合的に行う。

※平成26年度から行動障害のある知的・精神障害者が加わった。

【対 象 者】

障害支援区分が4以上であつて、下記の(ア)または(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 次の①、②のいずれにも該当

①二肢以上に麻痺等があること

②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」と認定されていないこと

(イ) 障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計が10点以上

【予 算 額】 475,200 千円

【実 績】

区分 \ 年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 者 数		35	38	38
利 用 時 間 数		56,173	91,298	121,304

3 同行援護 平成23年10月より開始

（平成24年4月より移動支援（ガイドヘルパー）より変更）

【内 容】（障害者総合支援法第5条第4項）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において、同行して移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出時に必要な援助を行う。

【対 象 者】

同行援護の調査票により、視力、視野、夜盲の障害かつ移動の障害が認められる者。

【予 算 額】 89,760 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数	81	83	86
利 用 時 間 数	22,946	24,486	23,988

4 短期入所（ショートステイ）

【内 容】（障害者総合支援法第 5 条第 8 項）

介護を行う方の疾病、事故、出産等の理由により、障害者等を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設などの短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行う。

【対 象 者】

①障害支援区分が区分 1 以上である障害者

②障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児

【予 算 額】 157,920 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数	105	120	121
利 用 日 数	8,456	11,008	10,610

5 その他の施設系サービス

(1) 療養介護

【内 容】（障害者総合支援法第 5 条第 6 項）

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をする。

【予 算 額】 110,160 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数	32	32	31

(2) 生活介護

【内 容】（障害者総合支援法第 5 条第 7 項）

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。

【予 算 額】 1,380,000 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数	500	496	504

(3) 施設入所支援

【内 容】(障害者総合支援法第 5 条第 10 項)

施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをする。

【予 算 額】 450,360 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数	275	271	268

6 補足給付

【内 容】(障害者総合支援法第 34 条)

入所施設を利用する場合、所得の低い人には、一定額が手元に残るように光熱水費の一部を給付する。グループホームを利用する場合は、月額 1 万円を上限に家賃の一部を給付する。

【予 算 額】 62,772 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数	549	550	577

7 福祉人材確保支援事業

障害福祉サービスの利用需要が高まっているため、その担い手となる福祉人材の確保に必要な紹介料について助成する。

【予 算 額】 4,400 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 6 年度
紹介料の助成件数 (生活支援員)	2

8 生活介護延長受入運営費助成

【内 容】サービス提供時間を延長する生活介護事業者へ運営費助成をすることで、受入可能な事業者数・利用者数の拡大を促進する。

【予 算 額】 16,560 千円

第 5 障害者訓練等給付事務

1 共同生活援助（グループホーム）

【介護サービス包括型グループホーム】(障害者総合支援法第 5 条第 17 項)

共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などが受けられる。
【外部サービス利用型グループホーム】（障害者総合支援法第5条第17項）
 地域で共同生活を営む人に、相談や日常生活上の援助をする。

【予算額】 902,040 千円

【実績】

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	274	279	309

2 就労定着支援（平成30年度より）

【内容】（障害者総合支援法第5条第15項）

就労移行支援等の利用を経て一般就労をした障害者に対し、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行う。

【予算額】 35,496 千円

【実績】

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	62	76	85

3 自立生活援助（平成30年度より）

【内容】（障害者総合支援法第5条第16項）

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者などを定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うほか、利用者からの相談にも随時対応する。

【予算額】 408 千円

【実績】

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	0	4	5

4 その他の施設系サービス

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【内容】（障害者総合支援法第5条第12項）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。

【予算額】 101,628 千円

【実績】

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	50	53	50

(2) 就労移行支援

【内 容】(障害者総合支援法第 5 条第 13 項)

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

【予 算 額】 362,880 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数	122	124	163

(3) 就労継続支援

【内 容】(障害者総合支援法第 5 条第 14 項)

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

【予 算 額】 742,560 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数	449	440	471

5 補装具費の支給 (購入・修理・借受け)

身体的障害のある人が、失われた機能を補って、日常生活や職業活動を容易にするために必要な補装具費(購入費・修理費・借受け費)の支給を行う。

令和 6 年度から障害児(18 歳未満)の所得制限を撤廃。

【対 象】

身体障害者手帳を所持している人、もしくは障害者総合支援法に規定する難病等患者で、東京都心身障害者福祉センター等において補装具の交付が必要と判定された人

【補装具種目】

- ・視覚障害者用 — 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等
- ・聴覚障害者用 — 補聴器等
- ・肢体不自由者用 — 義手、義足、装具、車いす、歩行器等

【実施方法】

障害者支援課に申請書を提出し、補装具費支給券の支給を受け、指定業者から納入、修理または借受けを受ける。

【費用負担】 原則一割の自己負担(所得に応じた月額上限額あり)。

【根拠法令等】 障害者総合支援法第 76 条

【予 算 額】 61,179 千円

【実 績】

≪補装具購入・修理状況(件数)≫

種目		年度 区分	令和 5 年度			令和 6 年度		
			購入	修理	計	購入	修理	計
総		数	251	210	461	268	186	454
義 肢	義 手		2	0	2	3	0	3
	義 足		7	16	23	7	14	21

装 具	下 肢	38	9	47	49	7	56
	靴 型	11	7	18	5	8	13
	体 幹	1	1	2	3	0	3
	上 肢	0	0	0	1	0	1
	足	7	0	7	5	0	5
姿勢保持装置	姿勢保持機能付車いす	4	16	20	7	15	22
	姿勢保持機能付電動車いす	1	4	5	0	2	2
	そ の 他	8	7	15	12	8	20
視 覚 障 害 者 安 全 つ え		13	0	13	9	0	9
義 眼		2	0	2	1	0	1
眼 鏡	矯 正 眼 鏡	1	1	2	4	1	5
	遮 光 眼 鏡	10	1	11	3	1	4
	コンタクトレンズ	0	0	0	1	0	1
	弱 視 眼 鏡	5	0	5	1	0	1
補 聴 器	高度難聴用ポケット形	3	1	4	2	1	3
	高度難聴用耳掛け形	57	27	84	67	32	99
	重度難聴用ポケット形	0	0	0	1	0	1
	重度難聴用耳掛け形	21	35	56	35	19	54
	耳あな型 (レディーメイド)	0	0	0	0	0	0
	耳あな型 (オーダーメイド)	2	2	4	3	1	4
	骨 導 式	0	1	1	0	3	3
	補 聴 シ ス テ ム	2	0	2	5	1	6
	特 例 補 装 具	1	3	4	1	2	3
	人工内耳用音声信号 処理装置修理		4	4		3	3
車 い す	自 走 用	19	29	48	6	24	30
	介 助 用	4	8	12	6	8	14
	介助用リクライニング機構	2	1	3	1	1	2
	そ の 他	11	8	19	5	14	19
電 動 車 い す	標 準 型	0	1	1	2	4	6
	簡 易 型	6	26	32	5	14	19
	そ の 他	2	2	4	3	2	5
座 位 保 持 い す		0	0	0	2	0	2
起 立 保 持 具		0	0	0	1	0	1
歩 行 器		4	0	4	4	0	4
頭 部 保 持 具		0	0	0	0	0	0
排 便 補 助 具		0	0	0	0	0	0
歩 行 補 助 つ え		3	0	3	6	0	6
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置		4	0	4	2	1	3
そ の 他		0	0	0	0	0	0

6 自立支援医療(更生医療)の給付

障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、障害の進行を防いだりする医療費の本人負担分を給付する。

【対 象】 18歳以上の身体障害者手帳所持者で、東京都心身障害者福祉セン

ターにおいて医療の給付が必要と判定された人

【費用負担】 原則として医療費の一割負担。ただし世帯の所得に応じてひと月あたりの負担に上限額あり。

【根拠法令等】 障害者総合支援法第 58 条

【予 算 額】 427,908 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一 般	789	767	1,656
心 臓 機 能 障 害	0	0	0
じ ん 臓 機 能 障 害	2,602	2,736	2,143
合 計	3,391	3,503	3,799
うち生活保護受給者 レセプト件数	985	1,011	1,119

※一般とは「視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害」をいう。

7 障害者グループホーム等運営費補助事業

地域で必要と見込まれる共同生活援助事業（グループホーム）を計画的かつ適正に整備することを目的とし、中重度の方の受入れや支援のための専門職の配置や借上方式のグループホームの費用の助成を行う等、多様なニーズに合わせた運営を支援する。

【予 算 額】 25,195 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
有資格者配置助成	2	2	2
施設借上費助成	1	0	0

第 6 相談支援給付事務

1 品川区地域拠点相談支援センター

基幹相談支援センターである障害者支援課と連携し、地域における中核的な相談窓口として一般相談から計画策定にかかる相談も受け付ける。

(1) 品川区東品川障害者相談支援センター

平成 25 年 4 月社会福祉法人福栄会本部内に開設し、指定特定相談支援事業所（計画相談支援・基本相談支援）の指定を受け、障害者ケアマネジメントを行っている。

【予 算 額】 21,215 千円

所 在 地	東品川 3 丁目 1 番 8 号（福栄会内） 電話 5479-2912
-------	--

相 談 内 容	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画の作成等を行う。(相談員 4 人)
専 門 機 関 の 紹 介	必要に応じて専門機関を紹介する。
運 営	社会福祉法人 福栄会

(2) 品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」

精神障害者の地域生活を支援するために、日常生活の相談、就労についての相談、交流の場の提供等を行なっている。

また指定特定相談支援事業（計画相談支援・基本相談支援）を担い、障害者ケアマネジメントを行っている。

【予 算 額】 8,380 千円

所 在 地	西五反田 2 丁目 24 番 2 号 電話 5719-3381
相 談 内 容	障害者等からの相談に応じ、福祉サービスの利用や社会資源の活用等のために必要な情報の提供および助言等を行う。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画の作成等を行う。(相談員 5 人)
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行う。 交流室、自主活動（アートクラブ、体操クラブ、パソコンクラブ等）
地 域 交 流 事 業	地域住民ボランティアの育成、障害者等に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。 地域交流会の開催（年 4～5 回）
そ の 他 の 事 業	個別ピアカウンセリング、たいむミーティング
運 営	社会福祉法人 福栄会

※他の地域拠点相談支援センターについては下記ページに記載。

- ・品川区旗の台障害児者相談支援センター…第 11 心身障害者福祉会館運営費（P36）
- ・品川区発達障害児者相談支援センター…第 18 発達障害者支援施設等運営費（P42）
- ・品川区南品川障害児者相談支援センター…第 19 障害児者総合支援施設運営費（P43）

2 障害児相談支援（障害児支援利用援助）

【内 容】（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項）

児童発達支援（医療型含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の通所給付決定の申請もしくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児またはその保護者から利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスおよび内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利用計画案を作成する。

【対象者】

児童発達支援（医療型含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを申請する保護者。

第7 地域生活支援事業

1 日中一時支援事業

特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供する。

令和7年度より利用負担額の無償化を実施。

【対象者】 区内に在住の特別支援学校等に通学する障害児

【内容】 ①放課後等活動サポート支援(午前8時から午後7時まで事業実施)
利用時間に応じた利用料の自己負担がある(軽減措置あり)。

②送迎支援サービス

【場所・管理運営】

①にじのひろば戸越(利用定員10人)

品川区戸越6-8-20 3F

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会

②にじのひろば八潮(利用定員15人)

品川区八潮5-3-8 (障害者支援課八潮分室)

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会

③品川児童学園(利用定員20人)

品川区南品川3-7-7(品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっ
ぽ」内社会福祉法人 福栄会

【根拠法令等】 障害者総合支援法第77条 品川区障害者地域生活支援事業
実施要綱・品川区障害者日中一時支援事業実施要綱

【予算額】 131,235千円(①②74,044千円、③57,191千円)

【実績】

年度 延利用者数(人)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にじのひろば戸越	1,788	1,865	1,826
にじのひろば八潮	2,779	2,557	3,138
品川児童学園	2,067	2,183	3,061
計	6,634	6,605	8,025

2 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促進する。

【対象】 障害者等で世帯の中に適当な介助者がいない方

【根拠法令等】 障害者総合支援法第77条・品川区障害者地域生活支援事業実施
要綱・品川区移動支援事業運営要綱

【予算額】 69,840千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数 (人)	111	189	236
利用時間数 (時間)	15,187	16,729	19,756

3 日常生活用具の給付

在宅の障害者（児）に対し、日常生活用具を給付し、日常生活を容易にすることを目的とした制度。一部の品目は入院・入所中でも給付される。（令和 4 年度より在宅人工呼吸器使用者への「自家発電装置」を給付対象品目に追加）

令和 6 年度から障害児（18 歳未満）の所得制限を撤廃。

【対 象】 主に身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度を所持する人

【実施方法】 障害者支援課に申請書を提出し、日常生活用具給付券の交付を受け指定業者から納入を受ける。

【費用負担】 原則一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する。（軽減措置あり）

【根拠法令等】 障害者総合支援法第 77 条・品川区障害者地域生活支援事業実施要綱・日常生活用具給付等事業運営要綱

【予 算 額】 70,508 千円

【日常生活用具給付実績】

区分 \ 年度	スマホ用器具	紙おむつ	便器	入浴補助具	歩行支援用具	活字文書読上げ装置	エアーパード	F A X	自動消火装置他	特殊寝台	ポータブルレコーダー	時計	電磁調理器	屋内信号装置	小規模改修	その他	計
4	2,503	284	1	11	2	0	6	2	0	12	6	7	3	8	4	143	2,992
5	2,621	357	1	6	5	2	3	3	0	3	6	10	1	7	6	119	3,150
6	2,287	436	1	12	7	5	2	0	0	8	2	6	0	3	1	97	2,867

4 障害者地域生活サポート 24 事業

日常生活の困りごとに対する助言や指導、また一般賃貸住宅等への入居希望者への必要な支援、地域での見守りや交流など様々な支援を通じて、区内で生活する精神障害者および知的障害者が安定した地域生活を継続することができるようにする。（令和 7 年 4 月より事業再編成）

【対 象】 区内に住所を有し、グループホームまたは自宅で生活している精神障害者および知的障害者

- 【内 容】(1) 日常生活の困りごとへの助言や相談
 (2) 地域で単身生活を希望する障害者に対する賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援
 (3) 休日・夜間を含めて24時間の緊急対応が必要な場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等の支援
 (4) 退院後の治療中断の防止、服薬管理等の支援
 (5) 精神科医による定期的な家庭訪問および当事者を含めた勉強会の実施
 (6) 食事会、音楽活動の行事等を通じた交流の場の提供
 (7) 生活能力向上のための支援※利用については登録が必要

【運 営】 有限会社それいゆ

【場 所】 品川区南大井3-20-14 ほか

【事業実施】 令和7年4月から

※再編前事業の開始年月

- ・知的障害者地域生活サポート24事業 平成20年4月
- ・精神障害者地域生活サポート24事業 平成20年4月
- ・精神障害者交流スペース運営事業 平成19年4月
- ・精神障害者地域生活安定化事業 平成23年4月

【根拠法令等】 品川区障害者地域生活サポート24事業実施要綱

【予 算 額】 31,793 千円

【実 績】 (再編前事業の内訳により掲載)

知的障害者地域生活サポート24事業

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登 録 者 数	42	31	30
利 用 回 数	860	889	799

精神障害者地域生活サポート24事業

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登 録 者 数	52	51	50
利 用 回 数	2,728	2,607	2,078

精神障害者交流スペース運営事業

内容 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間開所日数	192	194	134
登録者数	35	39	34
年間利用者(延数)	1,937	2,469	1,464

精神障害者地域生活安定化事業

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	35	35	31
交流室利用者(延数)	1,673	1,463	1,283

5 発達障害・思春期サポート事業

発達障害や、その特性をもつと思われる思春期以降の児童とその親の抱える悩みや課題に対する相談や支援を行うことで、親の関わり方を見直すきっかけや、子どもたち自身の自己認知を高め、自立支援のきっかけづくりを行う。

また、発達障害に関する啓発や支援者養成等、地域支援に必要な事業も行っている。

【対 象】 区内在住の思春期を迎えた発達障害児、またはその特性を持つ本人、またはその家族

【内 容】 ①家族による相談支援
②本人の個別支援、グループ活動等とおした自立支援
③発達障害に関する普及啓発・支援者養成等研修事業

【運 営】 NPO法人 パルレ

【場 所】 上大崎 1-20-12 品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」2 階

【事業実施】 平成 20 年 9 月から（平成 26 年度より移転）

【根拠法令等】 品川区発達障害・思春期サポート事業実施要綱

【予 算 額】 27,863 千円

【実 績】

	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	内容			
①	家族支援（年間登録者数）	572	656	728
	本人支援（年間利用登録者数）	143	153	166
②	本人支援（活動登録数）（延数）	764	659	679
	本人支援（活動利用回数）（延数）	582	540	548
	サポーター養成ステップアップ講座（3 回）	330	344	498
③	ペアレントトレーニング	91	85	79
	啓発講演会開催数	4	4	4
	啓発講演会参加者数（延数）	2,215	317	1,464

6 医療的ケア児地域生活支援促進事業（インクルーシブひろばベル）

医療的ケア児等とその家族に対し、地域の子ども達とインクルーシブな環境で過ごせる場所を提供するとともに、地域交流を通じた仲間づくりや子育てに関する情報交換の場の提供や相談支援を行う等、医療的ケア児等とその保護者への地域生活を支援する。

【対 象 者】 区内に住所を有する医療的ケア児等およびその保護者
品川区立児童センターの利用対象者およびその保護者

【内 容】 ① 安心して遊べる環境の提供
② 医療的ケア児親子同士の仲間づくりの促進
③ インクルーシブな地域交流の促進
④ 子育て相談の実施

【場 所】 戸越 6-16-14（障害者支援課戸越分室）
（令和 7 年 8 月まで旧荏原第四中学校跡地へ仮移転中）

【運営受託者】 特定非営利活動法人フローレンス（令和 7 年 8 月まで）

【事業開始】 令和 3 年 4 月 1 日

【根拠法令等】 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(医療的ケア児支援法)
 障害者総合支援法第 77 条
 品川区医療的ケア児地域生活支援促進事業実施要領

【予 算 額】 13,670 千円

【実 績】

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用登録世帯数	194	303	490

7 重度障害者大学等修学支援事業

【内 容】 重度障害者に対して、重度訪問介護等事業者を通じ、大学等への通学中および大学等の敷地内における身体介護等の支援を実施する。

【予 算 額】 2,384 千円

8 精神障害者の退院・居住支援コーディネート事業

【内 容】 精神障害者の退院・居住支援を行う事業者への補助を行うことで精神障害者の地域移行および地域生活支援の体制整備を促進する。

【予 算 額】 24,000 千円

所 在 地	東品川 3 丁目 1 番 8 号 (福栄会内)
支 援 内 容	精神科病院に入院している者に対する退院に向けた意欲喚起、および地域生活を送るために必要な居住の支援をする。
運 営	社会福祉法人 福栄会

9 重度障害者等就労支援特別事業

【内 容】 自営や企業等で働く重度障害者等に対して、重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施する。

【予 算 額】 12,486 千円

年度	令和 6 年度
利用者数	6 人
利用時間数	231.5 時間

10 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員

身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員は、障害者の更生援護の相談や関係機関への協力を職務内容とし、地域の民間の方々に品川区長が業務を委託している。任期は 2 年で、品川区には現在 25 人の相談員が活動している。

【根拠法令等】 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

《身体障害者相談員》任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

*印はFAX専用

氏 名	電 話	対 象
笹 原 稔	080-8855-0988	視覚障害者
寺 島 政博	090-4093-7680	
菊 地 絵里子	090-5316-2077	肢体不自由児・者 (主として父母等)
武 田 澄 昌	090-9855-2840	
庭 田 富美代	3773-9887	
神 田 尚	3472-0020	
須 藤 基 子	080-1161-0240	重症心身障害児・者
丸 山 文 子	3471-7939	
伏 見 敏 博	3781-5169	肢体不自由者 内部障害者
山 崎 久美子	3781-1477	
久 保 し の ぶ	3765-4896	
三 輪 雄 幸	*3784-9035	聴覚障害者
佐々木 敏恵	*3784-7895	
横 山 行 保	090-3513-8534	人工肛門・膀胱の方

《知的障害者相談員》任期：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

氏 名	電 話	対 象
島 崎 妙 子	3799-3670	知的障害者
松 田 啓 江	6431-8211	
佐 藤 直 子	070-5593-6477	
川 村 智 美	3490-3203	
白 鳥 由 起 子	080-3120-9825	
徳 山 香 織	080-8729-4426	
石 川 た ま き	080-5636-7796	
堀 と し 恵	090-9311-4573	
尾 下 貴 美	3781-2770	

《精神障害者相談員》任期：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

氏 名	電 話	対 象
庄 田 洋	6768-4797	精神障害者
横 田 信 子	3782-4952	

第8 社会参加支援事業

1 自動車改造経費の助成

身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢または体幹機能障害の人が、就労等に伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成する。

【助成限度額】 本人および扶養義務者の所得により 133,900 円と 66,950 円の二種類

※本人や扶養義務者の所得によって助成金額が変わる。
(所得制限一覧のとおり)

【根拠法令等】 障害者総合支援法第77条・品川区障害者地域生活支援事業実施要綱・品川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

【予算額】 337 千円

【実績】

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成人数(人)	1	0	2

2 自動車運転免許取得経費の助成

自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することにより、障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図る。

【助成限度額】 164,800 円

※本人の所得によって助成金額が変わる。(別表3)

【根拠法令等】 障害者総合支援法第77条
品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱

【予算額】 824 千円

【実績】

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成人数(人)	3	5	4

3 福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付

- (1) 外出困難な障害者に対し、日常生活のために必要な福祉タクシーの利用料金または自動車燃料費の一部を助成することにより、障害者の生活の利便および生活圏の拡大を図る。令和6年度より、自動車燃料費助成券の交付額を月あたり500円分増額し、500円券を福祉タクシー利用券と共通の券に変更。

【対象】 ・下肢、体幹機能障害3級以上
・視覚障害1・2級
・内部障害1級
・愛の手帳2度以上

【交付枚数】 500円券1カ月6枚(年間72枚)・100円券1カ月5枚(年間60枚)

枚) または 500 円券 1 カ月 7 枚 (年間 84 枚)

【利用方法】 500 円券 (共通券) : 区の委託したタクシーに乗車する際または区の委託した燃料販売店で給油する際に提出。

100 円券 (タクシー専用券) : 区の委託したタクシーに乗車する際に提出。

【根拠法令等】 品川区障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成事業実施要綱

【申請先】 (福)品川区社会福祉協議会

【予算額】 160,730 千円

【実績】

福祉タクシー券 (500 円券 1 カ月 6 枚、100 円券 1 カ月 5 枚)

年度 区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付人数		3,520	3,434	4,067
交付枚数	500 円券	253,440	247,248	302,136
	100 円券	211,200	206,040	197,460
利用枚数	500 円券	189,746	188,945	242,753
	100 円券	149,942	148,423	133,528

タクシー委託業者契約件数令和 6 年度 155 社

自動車燃料費助成券 (500 円券 1 カ月 6 枚※R6 より 500 円分増額)

年度 区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付人数		755	739	福祉タクシー券 と共通化
交付枚数		54,360	53,208	
利用枚数		51,232	49,410	

※令和 5 年度までは、福祉タクシー利用券と自動車燃料費助成券の選択制であったことから、各実績について記載。

- (2) 外出困難な医療的ケア児者等が医療型短期入所を利用するために必要な福祉タクシーの利用料金または自動車燃料費の一部を助成することにより、経済的な負担軽減を図る。

【対象】 医療型短期入所を利用するために交付される、以下のいずれかの障害福祉サービス受給者証の交付対象者。

- ①短期入所障害者医療型 (療養介護)
- ②短期入所障害者医療型 (その他)
- ③短期入所障害児医療型 (重心・医ケア)
- ④短期入所障害児医療型 (その他)

【交付枚数】 500 円券 (1 か月 40 枚 (年間 480 枚))

【利用方法】 500 円券: 区の委託したタクシーに乗車する際または区の委託した燃料販売店で給油する際に提出。

【根拠法令等】 品川区障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成事業実施要綱

【予算額】 5,800 千円

4 介護タクシー利用補助券の交付

移動の際に車椅子やストレッチャー等を使用するため外出困難な障害者に対し、日常生活のために必要な介護タクシー（国土交通省地方運輸局より福祉輸送限定の一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可を受けたタクシー業者のうち、区が介護タクシーの供給に関する業務を委託したタクシー業者に属するタクシーをいう。以下同じ。）の利用料金の一部を補助する。

- 【対 象】 ・ 下肢、体幹機能障害 3 級以上
・ 視覚障害 1・2 級
・ 内部障害 1 級

【交付枚数】 介護タクシーの予約料、迎車料、基本介助料の全額を補助する利用券を月 4 枚（年間最大 48 枚）交付。

【利用方法】 区の委託した介護タクシーに乗車する際に提出。

【根拠法令等】 品川区障害者介護タクシー利用補助事業実施要綱

【予 算 額】 33,368 千円

5 リフト・寝台付福祉タクシー

外出時に車いすを使用する人や寝たきりの人の社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシーを運行している。

【対 象】 常時車いすを使用する人または寝たきり状態にある人
（介護を必要とする場合には、必ず介護人が付き添う必要あり。）

【内 容】 運賃・迎車料金、待ち時間料金、有料道路料金、駐車料金は自己負担となる。

福祉タクシー券が使用できる。

・ リフト寝台付福祉タクシー（1 台）

※運行時間：午前 8 時から午後 8 時まで

【申 込 先】 03-3787-0006

※受付時間：午前 8 時から午後 5 時まで

【根拠法令等】 品川区リフト・寝台付福祉タクシー事業実施要綱

【予 算 額】 3,936 千円

【実 績】

年度 区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 件 数	648	719	605

6 福祉車両助成事業

車いす利用者が、容易に同乗できる自動車の購入および改造に必要な費用の一部を助成することにより、在宅の車いす利用者の外出を支援する。

【対 象】 区内在住の車いす利用する者障害者（児）で、次の要件に該当する人

- ・ 申込者が引き続き 1 年以上区内に住所を有していること
- ・ 身体障害者手帳所持者で、常時車いすを利用している人

※所得による制限がある。

※営業用の車を除く。

【助成内容】 購入費助成 1 件 30 万円を限度とする。

改造費助成 1 件 15 万円を限度とする。

【根拠法令等】 品川区福祉車両助成事業実施要綱

【予 算 額】 1,350 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
購入費助成（件）	3	3	4
改造費助成（件）	0	0	0

7 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器等の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器等の購入・修理費用の一部を助成し、もって難聴児の健全な発達を支援することを目的とした事業。令和 6 年度から所得制限を撤廃。

【対 象】 区内在住の 18 歳までのお子さんで、学習のため補聴器が必要な方。

【根拠法令等】 品川区中等度難聴児発達支援事業実施要綱

【予 算 額】 2,636 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成人数	11	18	19
助成件数	16	21	23

8 中等度難聴者補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴者に対して、補聴器の購入および修理費用の一部を助成し、積極的な社会参加を促すことを目的とした事業。

【対 象】 区内在住の満 18 歳以上 65 歳未満の方で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める意見を得ることができる方。

【根拠法令等】 品川区中等度難聴者補聴器購入助成事業実施要綱

【予 算 額】 2,500 千円

9 杖の交付

視覚障害者や下肢・体幹障害等の理由により杖が必要な人に、白杖またはT字杖を交付する。

【申 請 先】 品川区社会福祉協議会

【予 算 額】 283 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
白 杖	29	26	22
T 字 杖	12	13	8
合 計	41	39	30

第9 在宅生活支援事業

1 住宅設備改善費の給付

身体に障害がある人の住宅を改造することにより、障害者や介護者の負担の軽減を図る。

【根拠法令等】 品川区障害者住宅設備改善費給付事業実施要綱

【予算額】 6,362 千円

【費用負担】 原則一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。

住宅設備改善費給付対象者および給付基準額（平成 19 年 4 月 1 日改定）

種 目	対 象 者	年 齢	給 付 基 準 額（円）
中 規 模 改 修	下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の人および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	学齢児以上 65 歳未満	1,410,000
屋内移動設備	上肢、下肢または体幹の障害を有する歩行不能な人で、かつ障害の程度が 1 級の人および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	学齢児以上	機器本体付属器具 979,000 設 置 費 353,000
昇 降 機	下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の人	6 歳以上 65 歳未満	800,000

住宅設備改善費の給付実績

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度
内 訳	件数（件）	件数（件）
中 規 模 改 修	0	1
屋 内 移 動 設 備	0	0
昇 降 機	1	1

2 障害者福祉電話

区内在住の障害者のコミュニケーションや緊急時の連絡手段を確保するため、自己の所有する電話料金の一部を助成する。

※新規申請受付は令和 6 年 3 月末で終了

【対 象】 18 歳以上で次の①～④のいずれかに該当し、住民税非課税または均等割のみ課税世帯に属する人

①下肢または体幹障害 1～3 級の人、内部障害 1～3 級の人

②視覚障害または聴覚障害 1・2 級の人

③愛の手帳 1～3 度の人

④精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の人

【助成内容】 回線使用料（基本料・住宅用）、屋内配線使用料、機器使用料、通話料金（540 円分まで）、ユニバーサルサービス料、ファックス・フラッシュベルの付加使用料およびこれらに係る消費税

【根拠法令等】 品川区障害者福祉電話助成事業運営要綱

【予算額】 675 千円

【実績】

年度 区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
電 話 貸 与 台 数	12	8	6
フ ァ ッ ク ス 台 数	0	0	0
フ ラ ッ シ ュ ベ ル 台 数	0	0	0
シ ル バ ー ホ ー ン 台 数	0	0	0
回 線 使 用 料 等 件 数	22	18	17

3 障害者救急代理通報システム

障害者がいる世帯に、救急代理通報システムを設置し緊急時（救急・火災等）の安全確保を図る。平成 26 年度からは、民間の警備会社による救急代理通報システムを活用し、24 時間・365 日緊急時に対応できる体制とした。また、より多くの障害のある方の安心した在宅生活につなげるため、令和 6 年度より全世帯の自己負担金の無償化と対象者要件を拡大した。

【対 象】 一人暮らしの障害者、または障害者と高齢者のみで構成される世帯で以下のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳
総合等級 2 級以上、下肢・体幹機障害 3 級以上、内部障害 3 級以上の方
- ② 愛の手帳 3 度以上の方
- ③ 難病医療費助成対象者で国の障害者手当・東京都重度心身障害者手当を受給中の方
- ④ 人工呼吸器を使用し常時介護を必要な方（この場合は世帯構成は問わない）

【内 容】 緊急事態に、通報ボタンを押すことで、民間受信センターから派遣員が自宅へ駆けつけるとともに、必要に応じて救急車が要請される。

【根拠法令等】 品川区障害者救急代理通報システム事業実施要綱

【予 算 額】 3,282 千円

【実 績】

年度 区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
消 防 庁 型	—	—	—
委 託 型	59	70	67
火災安全システム	—	—	—

※平成 25 年度までは、消防庁型緊急通報システムおよび火災安全システムを採用していた。

4 区立障害者住宅

身体障害者の方のために障害に配慮した住宅を確保している。

【対 象】 区内に引き続き 2 年以上住所を有する単身の 18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人

【場所、戸数および使用料】 (令和 7 年 4 月現在 6 室)

名 称	住 所	戸数	間取	月額使用料	備 考
① 東品川わかさ荘	東品川3丁目1番5号	2	1K	85,000円	高齢者住宅内
② グレースマンション	西大井4丁目12番11号	2	1K	70,000円	高齢者住宅内
③ 平塚きぼう荘	平塚2丁目12番2号	2	1K	77,000円	家庭あんしんセンターに併設

注) 使用料は所得に応じて減免制度がある。

5 障害者住宅あつ旋事業

住宅に困窮する障害者に対して住宅のあつ旋を行い、また転居資金の一部を助成することにより、障害者の生活の安定と福祉の向上を図る。なお、住宅のあつ旋については品川区住宅確保要配慮者入居促進事業によって行う。

【助成対象】 品川区住宅確保要配慮者入居促進事業による住宅のあつ旋に申請し、区からあつ旋決定通知を受けた次のア～オまでのすべての要件を満たす人

(ア)身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上または精神障害者保健福祉手帳3級以上の人を含む世帯

(イ)品川区に引き続き2年以上住所を有する人

(ウ)前年の所得が基準額を超えない人

(エ)品川区内の民間賃貸住宅へ転居する人

(オ)65歳以上の人については、高齢者の住宅あつ旋を受けていない人

【助成内容】・民間住宅へのあつ旋

・転居時に要した礼金等

(限度額 2か月分：単身世帯 70,000円、障害者を含む世帯 110,000円)

・転居時に要した仲介手数料

(限度額 1か月分：単身世帯 35,000円、障害者を含む世帯 55,000円)

・初回保証委託料

(限度額：50,000円)

【根拠法令等】 品川区住宅確保要配慮者入居促進事業実施要綱

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱

【予算額】 155千円

【実績】 (平成8年4月開始) ※平成18年度より家賃等債務保証制度を導入

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助 成 件 数	0	0	2

6 障害者世帯ハウスクリーニング

本人または家族によるハウスクリーニング(大掃除)が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施し、世帯の衛生と健康保持を図るための制度。

※新規申請受付は令和6年3月末で終了

【対 象】 区内在宅の、身体障害者手帳の程度が2級以上または愛の手帳の程度が2度以上の人がある世帯

【内 容】 障害者の使用する居室、台所、浴室、トイレの床、壁、窓(窓枠を

含む)、家具類、電灯の笠、換気扇および天井等の清掃

【派遣回数】 年2回まで

【費用負担】 原則一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。

【根拠法令等】 障害者総合支援法第77条・品川区障害者地域生活支援事業実施要綱・品川区障害者世帯ハウスクリーニング事業実施要綱

【予算額】 233千円

【実績】

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣世帯数	30	20	17
延派遣回数	46	41	30

7 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

重症心身障害児（者）等で医療的ケアが必要な方や重度の障害で常時の見守りを必要とする方に対して、居宅に看護師や介護人を派遣し、介護者である家族等が行っているたん吸引や経管栄養等の医療的ケアと見守りの中で必要となる体位交換、食事介助等の療養上の世話を一定時間代替する。

【予算額】 10,009千円

【実績】

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	24	30	35
利用時間数	658.5	837	1,384

8 障害者医療ショートステイ事業

医療機関において医療依存度の高い障害児者の短期入所事業を行うことにより、安心して地域での暮らしを継続できるようにする。

【予算額】 578千円

【実績】

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用日数	11	34	27

9 避難行動要支援者個別計画作成委託

災害時の避難行動支援について、日頃から生活面で携わっている相談支援専門員に個別計画の作成を依頼し、避難支援方法や避難支援者の確保等を検討する。

【予算額】 700千円

【実績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
作成件数（件）	403	78	20

10 車いすの貸出し

心身障害者（児）等の福祉の増進のため、車いすの貸出しを行っており、区役所の障害者支援課や各地域センター等に常備している。

【根拠法令等】 品川区車いす貸出し事業実施要綱

【実績】

区分 \ 年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
所有台数	障害者支援課	10	12	14
	各地域センター	57	55	56
	合 計	67	67	70

第 10 障害者福祉手当等給付事務

1 国制度の手当

【根拠法令】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

① 特別障害者手当

【対 象 者】 20 歳以上で、身体または精神に著しい障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方(身体障害 1・2 級程度、愛の手帳 1・2 度程度の障害またはこれと同等の疾病・精神の障害)

【支給制限】 ア. 施設に入所している人、病院または診療所に継続して 3 か月を超えて入院している人は、受給できない。
イ. 本人、扶養義務者等の所得が一定の限度を超えている場合には支給されない。

【予 算 額】 74,483 千円

【支 給 額】 月額 29,590 円 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件数	2,509	2,461	2,476

②障害児福祉手当

【対 象 者】 身体または精神に著しい障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳未満の児童 (身体障害 1 級程度、愛の手帳 1 度程度の障害またはこれと同等の疾病・精神の障害)

【支給制限】 ア. 施設入所または、障害年金等を受給している児童は受給できない。
イ. 本人、扶養義務者等の所得が一定の限度を超えている場合には支給されない。

【予 算 額】 9,842 千円

【支 給 額】 月額 16,100 円 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件数	630	603	656

③経過的福祉手当

【対 象 者】 昭和 61 年 3 月末日現在において 20 歳以上で、かつ改正前の福祉手当を受給しており、特別障害者手当、障害基礎年金、特別障害給付金のいずれも支給されない人に経過措置として支給されている。

【予 算 額】 386 千円

【支 給 額】 月額 16,100 円 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件数	48	30	24

2 都制度の手当

①重度心身障害者手当

【対 象 者】 65 歳未満の人で、都立心身障害者福祉センターで障害の判定を受けた人

【支給制限】 ア. 施設に入所している人、病院または診療所に継続して 3 か月を超えて入院している人は、受給できない。
イ. 本人、扶養義務者等の所得が一定の限度を超えている場合には、支給されない。

【手 当 額】 月額 60,000 円（令和 7 年 4 月 1 日現在）

【支給方法】 毎月、東京都から指定の金融機関に振り込む。

【予 算】 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」による交付金

【根拠法令等】 東京都重度心身障害者手当条例

②東京都心身障害者扶養共済制度 ※ 平成 20 年 4 月 1 日から実施

障害者を扶養する保護者が死亡・重度障害となったとき、障害者に年金を支給する。

【加入の要件】 保護者（加入者） 次のすべての要件を満たしている方

- ①障害者の保護者であること。
- ②東京都内に住所があること。
- ③特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ④年度初日（4 月 1 日）年齢が 65 歳未満であること。

【障害者の範囲】 次のいずれかに該当する障害がある方

- ①知的障害者
- ②身体障害者（1 級～3 級）
- ③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①または②と同程度の方（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

【年金の支給】 加入者の死亡または重度障害のときから支給される。

支給額は、月額 20,000 円（加入 1 口当たり）

※心身障害者扶養年金（都制度）は、平成 19 年 3 月に廃止となった。

3 区制度の手当

①障害者福祉手当＜第一種手当＞

【対 象 者】 次に掲げるいずれかの障害のある、申請時に 20 歳以上 65 歳未満の障害者本人で、所得が限度額を超えない人。ただし、特別養護老人ホームや障害者支援施設等に入所している人を除く。

- ア. 身体障害者手帳 1・2 級の人
- イ. 愛の手帳 1～3 度の人
- ウ. 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人

【予 算 額】 459,606 千円
 【支 給 額】 月額 15,500 円（令和 7 年 4 月 1 日現在）
 【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支給実人数	2,524	2,450	2,401
延支給件数	30,279	29,380	29,087

【根拠法令等】 品川区障害者福祉手当条例・同施行規則

②障害者福祉手当＜第二種手当＞

【対 象 者】 心身に次のいずれかの障害がある、65 歳未満（申請時点）の障害者本人で、所得が限度額を超えない人。ただし、特別養護老人ホームや障害者支援施設等の施設に入所している人を除く。

ア. 身体障害者手帳 3 級の人

イ. 愛の手帳 4 度の人

ウ. 戦傷病者手帳 4 項症以上の人

エ. 規則に定める特殊疾病に罹患している人

オ. 精神障害者で以下に該当する人

1 級年金を受給している人、特別障害者手当等を受給している人、特別児童扶養手当 1 級を受給している人、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人

【予 算 額】 406,566 千円
 【支 給 額】 前記エは月額 15,500 円、その他は月額 8,500 円
 （令和 7 年 4 月 1 日現在）

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支給実人数	2,553	2,596	2,667
延支給件数	30,634	31,003	31,299

【根拠法令等】 品川区障害者福祉手当条例・同施行規則

4 重度脳性麻痺者介護事業

重度脳性麻痺者が推薦する家族を介護人として登録し、生活圏の拡大を図ることを目的とした制度。

※この制度を利用するためには、あらかじめ登録が必要。

【介 護 回 数】 月 12 日以内

【根拠法令等】 品川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱

【予 算 額】 12,281 千円

【実 績】

年度 区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登 録 人 数	15	13	13
延 派 遣 回 数	2,095	1,974	1,839

5 被爆者見舞金

原爆被爆者の福祉を増進するために、毎年 8 月、被爆者健康手帳の交付を受けている人に、見舞金（12,000 円）を支給する。

【予 算 額】 1,140 千円

【実 績】

年度 区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支給人数	98	96	92

第 11 心身障害者福祉会館運営費

1 品川区立心身障害者福祉会館

心身障害者福祉会館は、障害者の自立と社会参加のための援助、障害者団体やボランティア団体の活動および障害者に対する理解を深めるための拠点として、障害者福祉の増進を図るため、あらゆる障害者の方々が利用できる施設として運営している。

(沿革)

昭和 52 年	開設
昭和 60 年	在宅障害者デイサービス施設（身体障害者福祉センター B 型）
平成 16 年 8 月	知的障害者通所更生施設（障害者支援施設の機能を併設）
平成 19 年 4 月	品川区障害者生活支援センター（相談支援機能）を移転し、身体障害者福祉センター B 型と一体的に運営
平成 21 年 4 月	自立訓練センター開設（障害者自立支援法の施設に移行）
平成 23 年 4 月	生活介護事業を開始
平成 24 年 4 月	地域活動支援センター開設（身体障害者福祉センター B 型を改変）
平成 26 年 4 月	事業定員の見直し（生活介護、自立訓練センター）
令和 4 年 4 月	事業定員の見直し（自立訓練センター）

当会館では障害のある人もない人も、品川区民として等しく健康で文化的な生活と基本的人権が保障された、ゆたかな地域社会の実現をめざして、次の事業を行っている。

- 【根拠法令等】 障害者総合支援法、品川区立心身障害者福祉会館条例・同施行規則
- 【予 算 額】 243,336 千円（品川区旗の台障害児者相談支援センター分を含む）

所 在 地	旗の台 5 丁目 2 番 2 号		電話	3785－3322	
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建				
敷 地 面 積	980.14 m ²	建築面積	508.25 m ²	延床面積	1,599.16 m ²
対 象 者	18 歳以上の知的障害者・身体障害者等				
事業内容	自立訓練センター（機能訓練） 定員 12 人 自立訓練センターの機能訓練部門として、PT 等による機能訓練および相談を行う等、個別支援計画に基づき自立した日常生活が送れるよう支援する。				
	生活介護 定員 50 人 常に介護が必要な人に施設で排せつ、食事の介護や創作的活動、摂食指導、口腔衛生、理学療法、作業療法等訓練の機会等を提供する。 ※「生活介護」と併せ、「東京都重症心身障害者通所事業」の指定を受け、運営している。				
	地域活動支援センター「逢（あえる）」 品川区旗の台障害児者相談センターと一体的に運営し、障害者の方に創作活動や生産活動の機会を提供し、社会の中で自らの意思で日常生活や社会活動に参加出来ることを支援している。				

	品川区旗の台障害児者相談支援センター（再掲） ・ 特定相談支援事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害者総合支援法第77条第1項第3号に定める相談業務
指定管理者	社会福祉法人 品川総合福祉センター

2 品川区旗の台障害児者相談支援センター

障害者に対する中核的な相談支援の窓口として位置づけ、指定特定相談支援事業（計画相談支援・基本相談支援）を担い、障害者ケアマネジメントのもとで、在宅福祉サービスの利用援助や介護相談、情報の提供、ピアカウンセリング等を総合的に行うとともに、自立や社会参加の促進が図れるよう、平成 24 年 4 月から開設した地域活動支援センター「逢（あえる）」と共に一体的な運営を行っている。障害者生活支援センターとして、平成 14 年 9 月に開設し、平成 19 年 4 月には心身障害者福祉会館に移転、平成 24 年には指定特定相談支援事業所に指定している。

【予 算 額】 40,244 千円（心身障害者福祉会館指定管理運営経費に合算）

所 在 地	旗の台 5 丁目 2 番 2 号（品川区立心身障害者福祉会館内） 電話 5750-4995
相 談 内 容	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成等も行う。 （相談員 7 人）
高次脳機能障害相談	週 1 回、専任作業療法士による相談を実施する。 ※必要時評価実施
訪問リハビリ相談	事前予約制により、身体障害の方を対象に、理学療法士による訪問相談を実施。
ピアカウンセリング	障害者自身によるカウンセリング 時 間 帯 午後 1 時 30 分～午後 3 時 40 分 第 1・第 2 木曜日 ※令和 2 年 6 月より事前予約が必要
専 門 機 関 の 紹 介	医療や療育、教育、訓練などの専門機関を紹介する。
指 定 管 理 者	社会福祉法人 品川総合福祉センター

3 手話通訳者の窓口相談および派遣

平成 19 年度から実施し、障害者総合支援法の地域生活支援事業の意思疎通支援事業に位置づけている。

月曜日・水曜日・木曜日の午後 1 時～午後 4 時、毎週火曜日・金曜日の午前 9 時～正午に品川区役所障害者支援課窓口到手話通訳者を配置し区役所各窓口での手続きに関する相談に応じている。

【手話通訳者派遣申込先】 心身障害者福祉会館

【根拠法令等】 障害者総合支援法第 77 条、品川区障害者地域生活支援事業実施要綱、品川区意思疎通支援事業実施要綱

【予 算 額】 8,426 千円

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
窓口相談実施回数	147	141	242
派遣回数	861	1,037	1,141

4 障害者（児）巡回入浴サービス

入浴が困難な在宅の重度心身障害者（児）に巡回入浴車を派遣し、障害者の健康保持と家庭の負担軽減を図るための制度。

【対 象】

区内在宅の、身体障害者手帳の程度が 2 級以上または愛の手帳の程度が 2 度以上の人で医師に入浴の了解が得られる方

【費用負担】

サービス量の一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。

【内 容】 洗体、洗髪、洗顔および清拭に関する指導など

【根拠法令等】 障害者総合支援法第 77 条・品川区障害者地域生活支援事業実施要綱・品川区障害者巡回入浴サービス事業実施要綱

【予算額】 27,000 千円（心身障害者福祉会館指定管理運営経費に含まれる）

【実績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
派遣世帯数	26	29	29
延派遣回数	1,491	1,698	1,666

第 12 西大井福祉園等運営費

1 品川区立西大井福祉園・品川区立西大井つばさの家

平成 6 年 4 月、旧西大井福祉ホーム跡地に知的障害者の保護、生活指導、作業指導を行い社会復帰を図ることを目的として知的障害者（通所）更生施設「品川区立西大井福祉園」を開設した。この施設には知的障害者グループホーム西大井つばさの家が併設されている。障害者総合支援法の「就労継続支援」、「生活介護」、「共同生活援助」の施設として運営している。

【根拠法令等】 障害者総合支援法

品川区立知的障害者福祉施設条例・同施行規則

品川区立知的障害者グループホーム条例・同施行規則

【予算額】 87,389 千円（西大井つばさの家運営費を含む）

所在地	西大井 5 丁目 7 番 24 号		電話	西大井福祉園：3777－0294 西大井つばさの家：3777－1478	
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建				
敷地面積	765.54 m ²	建築面積	430.43 m ²	延床面積	1,158.25 m ²
施設別面積	通所(日中活動)施設			面積	852.82 m ²
	知的障害者グループホーム			面積	305.43 m ²

対 象 者	通所(日中活動)施設： 18歳以上の通所可能な知的障害者	定員	40人
	知的障害者グループホーム： 区内に住所を有する知的障害者で、施設に 通所または就労している人	定員	9人
事業内容	就労継続支援（B型）：通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う（10人）。 生活介護：常に介護が必要な人に施設で排せつ、食事の介護や創作的活動などを行う（30人）。 共同生活援助（9人）：入居者に対する食事の提供や健康管理など日常生活に必要な指導		
指定管理者	社会福祉法人 福栄会		

第13 かがやき園運営費

1 品川区立かがやき園

品川区立かがやき園は、知的障害者の地域生活への移行を目標とした入所更生施設で平成16年5月に開設された。また、在宅の障害者（児）のために、ショートステイも行っている。平成21年4月から、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の「施設入所支援」と「生活介護」の施設として運営している。

【根拠法令等】 障害者総合支援法、
品川区立知的障害者福祉施設条例・同施行規則

【予算額】 58,659千円

所在地	西大井6丁目2番14号	電話	3772-8171
建物構造	鉄筋コンクリート造 6階建の1階および2階部分 1,345.52㎡		
敷地面積	1,973.78㎡		
対 象 者	原則として、18歳以上の知的障害者	定員	30人
事業内容	施設入所支援：入所者の入浴や排せつ、食事の介護などを行う。 生活介護：常に介護が必要な人に施設で排せつ、食事の介護や創作的活動などを行う。 短期入所：一時的に居宅で介護できないとき短期間の入所により入浴や排せつ、食事の介護などを行う（3床）。		
指定管理者	社会福祉法人 福栄会		

第14 北品川つばさの家運営費

1 品川区立北品川つばさの家

品川区立北品川つばさの家は、施設に通所するか就労している知的障害者に対し、生活の場を提供するとともに、地域社会での自立生活を助長するための施設で、平成3年10月に開設された。障害者総合支援法の「共同生活援助」の施設として運営している。

【根拠法令等】 障害者総合支援法、
品川区立知的障害者グループホーム条例・同施行規則
【予算額】 5,937 千円

所在地	北品川 3 丁目 7 番 21 号	電話	5461-8822
対象者	区内に住所を有する知的障害者で、施設に通所または就労している人	定員	12 人
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建の 3 階部分		
床面積等	435.06 m ² 12 室		
事業内容	入居者に対する食事の提供や健康管理など日常生活に必要な指導		
指定管理者	社会福祉法人 げんき		

第 15 出石つばさの家運営費

品川区立出石つばさの家は、施設に通所するか就労している障害者に対し、生活の場を提供するとともに、地域社会での自立生活を助長するための施設で、令和 6 年 4 月に開設された。障害者総合支援法の「共同生活援助」の施設として運営している。あわせて、一時的に居宅で介護できないときに入浴や排せつ、食事の介護などを行う短期入所事業を行っている。

【根拠法令等】 障害者総合支援法、
品川区立知的障害者グループホーム条例・同施行規則
【予算額】 17,694 千円

所在地	西大井 3 丁目 11 番 19 号	電話	6417-1896
対象者	区内に住所を有する知的障害者・身体障害者で、施設に通所または就労している人	定員	共同生活援助 16 人 短期入所 2 人
建物構造	鉄骨造 2 階建		
床面積等	848.62 m ² 18 室		
事業内容	入居者に対する食事の提供や健康管理など日常生活に必要な指導		
指定管理者	社会福祉法人 長岡福祉協会		

第 16 障害者訓練センター運営費

1 品川区障害者就労支援センター

障害者の企業等への就労機会の拡大と定着化を図れるよう、専門の支援スタッフを配置して平成 15 年 4 月に開設。平成 16 年 12 月に現在地に移転した。

平成 24 年 4 月から併設して就労移行支援事業を実施することで、障害者の就労

支援のための訓練から就労後の支援まで一体的な運営を行っている。平成 30 年 10 月からは、就労定着支援も併せて開始した。

令和 6 年度から長時間の就労が難しい障害者等（主に精神障害や発達障害）のために、週 20 時間未満の就労の機会を提供し、多様な働き方を実現する超短時間雇用促進事業を開始した。

【予算額】 33,415 千円（超短時間雇用促進事業分を含む）

所在地	大崎 4 丁目 11 番 12 号 電話 5496-2525
対象者	障害者等で、主に企業等への一般就労を希望する方および一般就労をしている方
支援スタッフ	コーディネーター 6 人を配置
事業内容	① 就労面の支援：就労相談、職場開拓、職場実習の支援、職場定着のための支援（訪問・実務援助・職場環境の調整等） ② 生活面の支援：日常生活の支援（健康管理、金銭管理等） カウンセリング、住宅・年金・福祉サービス利用等の支援、社会参加・将来設計等への支援 ③ 超短時間雇用促進窓口の運営 ：週 20 時間未満の就労に係る上記①②の支援
運営	社会福祉法人 げんき

2 旧リボン旗の台店跡地障害者就労支援施設の開設

旧リボン旗の台店跡地において、一般商品や区内障害福祉サービス事業所の自主製品の販売、共同受注窓口、集いの場、区立学校標準服等リユースコーナーを運営する店舗を令和 7 年 9 月に開設する。この店舗において一般就労の意欲のある障害者等がスタッフとして運営に従事し、仕事を体験できる場を設けることで、一般就労につなげるための支援を行う。

【予算額】 50,000 千円

第 17 重症心身障害者通所施設運営費

1 品川区立重症心身障害者通所事業ピッコロ（P i c c o l o）

品川区立重症心身障害者通所事業ピッコロは、在宅の重症心身障害者が家族とともに地域の中で暮らすことができるよう平成 24 年 6 月に開設した。

東京都重症心身障害者通所事業の指定を受けて運営しており、障害が重くても、地域の中で充実した日々を過ごし、豊かな生活が送れるよう、身体機能の維持・向上、二次障害の予防や生きがいにつながるプログラムを実施している。

【根拠法令等】 障害者総合支援法

【予算額】 98,267 千円

所在地	八潮 5 丁目 3 番 8 号	電話	3799-5931
建物構造	鉄筋コンクリート造 11 階建の 1 階部分 256.96 m ²		
敷地面積	2,220.43 m ²		

対 象 者	18 歳以上の重症心身障害者等 (レスパイトは乳児を除く児童)	定員	6 人
事業内容	生活介護： 常に介護が必要な人に施設で入浴、理学療法、摂食指導、運動、製作、音楽活動やスヌーズレン（リラクゼーション活動）を実施する。 レスパイト事業： 在宅で重症児の子育てをしている保護者の方が、外出しての用事や兄弟の学校行事参加、通院等によりお子様を見られなくなるとき、一時的に預かる事業（1 日 1 床）。 医療的ケア児・者および家族等への相談支援		

第 18 発達障害者支援施設等運営費

1 品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」・品川区立上大崎つばさの家

平成 26 年 4 月、旧鉄道弘済会アフターケアセンター跡施設に、発達障害成人期支援の取組みとして、発達障害の特性を活かした就労系の日中活動の場として、就労継続支援事業を開始した。また、従来より実施してきた発達障害・思春期サポート事業もこの施設に拠点を移し、思春期から成人期へと一貫した支援の構築を目指す。この施設には知的障害者グループホーム上大崎つばさの家が併設されている。

【根拠法令等】 障害者総合支援法

品川区立発達障害者支援施設条例・同施行規則

【予 算 額】 68,221 千円

(上大崎つばさの家・品川区発達障害児者相談支援センター分含む)

所 在 地	上大崎 1 丁目 20 番 12 号			電話	発達障害者支援施設：5793-7095 上大崎つばさの家：5793-7140	
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建					
敷 地 面 積	639.99 m ²	建築面積	215.166 m ²	延床面積	684.78 m ²	
施 設 別 積 面	通所（日中活動）施設			面積	533.90 m ²	
	知的障害者グループホーム			面積	150.88 m ²	
対 象 者	通所（日中活動）施設： 発達障害者支援法に既定される発達障害者。思春期サポート事業および成人期支援事業は発達障害と思われる思春期～成人の方およびその家族等。			定員	就労継続 B 20 人	
	知的障害者グループホーム： 区内に住所を有する知的障害者で、施設に通所または就労している人			定員	5 人	

内 容	発達障害児者相談支援センター：発達障害に関する相談を受け、必要な支援へと繋げる。 就労継続支援（B型）：通常の事業所で働くことが困難な人に発達の特性にあったプログラムによる就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う（20人）。 成人期支援事業（リクト）：発達障害と思われる方の就労に関する相談や居場所の提供、自立支援のためのプログラムの提供等。 共同生活援助：入居者に対する食事の提供や健康管理など日常生活に必要な指導
指定管理者	社会福祉法人 げんき

※発達障害・思春期サポート事業は、区の委託事業のため、別掲載している。

2 品川区発達障害児者相談支援センター

令和元年10月に指定特定相談支援事業所を開設。令和6年4月より障害児相談支援事業を開始し、品川区発達障害児者相談支援センターに名称変更した。

【予算額】10,072千円

（発達障害者支援施設等運営費に含んで計上）

所 在 地	上大崎1丁目20番12号（品川区立発達障害者支援施設内） 電話 5793-7071
相 談 内 容	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成等も行う。 （相談員4人）
運 営	社会福祉法人 げんき

第19 障害児者総合支援施設運営費

1 品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」

品川区立障害児者総合支援施設は、令和元年10月に障害児者の地域生活支援拠点として開設された。児童発達支援センター「品川児童学園」の機能拡充を図り、発達・発育に支援を必要とする子どもとその保護者等の支援を行うとともに、障害者の高齢化や重度化など多様化する障害者ニーズに対応し、障害者が地域で自立し、安心した生活を送るための支援を行う。また、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現をめざして、運営している。

（沿革）

- 昭和55年3月 知的障害児通園施設「品川児童学園」が東京都から品川区へ移管
- 昭和57年4月 区単独事業として「子ども発達相談室」を設置
- 平成19年7月 児童デイサービス（現放課後等デイサービス）「コンパス」を開設

平成 24 年 4 月 児童福祉法改正により児童発達支援センターへ移行
 平成 26 年 7 月 品川児童学園分室「戸越ルーム」開設
 平成 28 年 4 月 建替えのため、品川児童学園をこみゅにていぷらご八潮へ仮移転
 令和元年 10 月 障害児者総合支援施設開設
 品川児童学園を仮移転先から再移転し、分室を統合して運営開始

【根拠法令等】 障害者総合支援法、児童福祉法
 品川区立障害児者総合支援施設条例、同施行規則等
 【予 算 額】 499,872 千円（品川区南品川障害児者相談支援センター分含む）

所 在 地	南品川 3 丁目 7 番 7 号		
敷 地 面 積	2,748.90 m ²	延 床 面 積	6,870.90 m ²
構 造 種 別	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造	階 数	地下 1 階、地上 6 階
施設および事業内容等			
品川児童学園（児童発達支援センター）			
事 業 内 容	・ 子ども発達相談室（障害児等にかかる相談等） ・ 児童発達支援（定員 50 名） ・ 保育所等訪問支援 ・ 放課後等デイサービス（定員 10 名） ・ 日中一時支援（定員 20 名）		
訪問系サービス事業所			
事 業 内 容	・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 移動支援事業		
品川区南品川障害児者相談支援センター（再掲）			
事 業 内 容	・ 特定相談支援事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号に定める相談業務		
日中活動・短期入所系サービスセンター			
事 業 内 容	・ 生活介護（定員 40 名） ・ 就労継続支援（B 型）（定員 10 名） ・ 短期入所（定員 12 名） ・ 地域活動支援センター		
その他の施設			
多 目 的 室	・ 多目的室 1 ・ 多目的室 2（目的外使用による一般貸出しを実施）		
併 設 施 設	・ カフェレストラン（就労継続支援（B 型））		
指定管理者	社会福祉法人 福栄会		

2 品川区南品川障害児者相談支援センター

平成 29 年 4 月に開設し、令和元年 10 月に品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」の開設に伴い移転した。

【予 算 額】 37,404 千円

(品川区立障害児者総合支援施設指定管理運営経費に含んで計上)

所在地	南品川3丁目7番7号(品川区立障害児者総合支援施設内) 電話 5460-5301
相談内容	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成等も行う。 (相談員6人)
専門機関の紹介	医療や療育、教育、訓練などの専門機関を紹介する。
指定管理者	社会福祉法人 福栄会

第20 大原児童発達支援センター運営費

品川区立大原児童発達支援センターは、心身の発達に遅れや障害のある児童の増加に対応するための地域における療育環境を充実させるための施設で、令和7年9月に開設する予定である。児童福祉法の「児童発達支援」「放課後等デイサービス」による通所事業を行うとともに、「保育所等訪問支援」「障害児相談支援事業・特定相談支援事業」「医療的ケア児およびその家族に対し地域における交流を促進するための事業」を行う。

【根拠法令等】 児童福祉法、障害者総合支援法

品川区立大原児童発達支援センター条例・同施行規則

【予算額】 86,912千円

所在地	戸越6丁目16番1号	電話	未定
対象者	区内に住所を有する障害児等およびその保護者、医療的ケア児およびその保護者ならびに子育て中の保護者およびその子		
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建(地下倉庫あり)		
床面積等	853.7㎡		
事業内容	・児童発達支援および放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・医療的ケア児およびその家族に対し地域における交流を促進するための事業		
指定管理者	株式会社 学研ココファン・ナーサリー		

第 21 障害児支援給付事務

1 児童発達支援、児童発達支援センター

【内 容】（児童福祉法第 21 条 5 の 2、第 43 条）

発達に支援の必要な児童に対し、早期の段階から個々の特性や発達の状況に合わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。令和 7 年度より利用負担額の無償化を実施。

【対象者】

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。

①乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童

②児童相談所・保健所・保健センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童

【予算額】 751,493 千円

2 放課後等デイサービス

【内 容】（児童福祉法第 21 条 5 の 2）

発達に支援の必要な学齢児の放課後や学校休業日の日中活動の場として、個々の特性に合わせた生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流に必要な支援を行う。令和 7 年度より利用負担額の無償化を実施。

【対象者】

学校教育法に規定する学校に就学している障害児（幼稚園および大学を除く）で、放課後等に支援が必要と認められた児童

【予算額】 805,943 千円

区 年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童発達支援	延利用者数（人）	7,727	9,188	10,621
	利用日数（日）	47,490	54,723	62,271
医療型児童発達支援	延利用者数（人）	94	89	8
	利用日数（日）	631	533	38
放課後等デイサービス	延利用者数（人）	9,141	10,711	12,268
	利用日数（日）	50,962	67,594	76,666
保育所等訪問支援	延利用者数（人）	504	747	906
	利用日数（日）	878	1,333	1,583
居宅訪問型児童発達支援	延利用者数（人）	18	19	17
	利用日数（日）	127	132	127
障害児相談支援 延利用者数		2,964	3,264	3,616

3 障害児通所支援等運営費補助事業

受け皿の少ない未熟児や重症心身障害児等、医療的ケアを必要とする障害児の療育を行うことのできる事業所に対し、重症心身障害児等を看ることのできる看護師等、優良な専門職の加配分を助成することで、区内の重症心身障害児等に対する療育環境を整備する。

【予算額】 30,000 千円

【実績】

年度 区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
補助事業所数	2	2	4

4 障害児入所給付費の支給

障害児入所施設に入所または指定発達支援医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や治療等を行う、

【予算額】 44,867 千円

5 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業

医療的ケア児等やその家族が地域において安心して生活できるよう、NICU から在宅移行に係る連絡調整、各種相談対応やサービス利用計画の作成、各ライフステージにおける課題解決のために継続的な支援を行う。

【予算額】 948 千円

【実績】 (令和 7 年 2 月末時点)

年度 区分	令和 6 年度
支援人数	8
支援時間	31

6 障害児区外特別支援学校への通学支援事業

品川区外の都立特別支援学校にスクールバスを利用して通学する生徒が区外のバス停までの送迎にかかる交通費を助成することにより、経済的な負担軽減を図る。

【予算額】 8,640 千円

第 22 障害者支援事務費

1 優先調達カタログ

区内就労支援事業所で受注できる物品・サービスをまとめたカタログを作成し、周知を行う。

【予算額】 96 千円

2 障害者福祉のしおり

障害のある方に対し、障害者福祉サービスや障害者施策について分かりやすく伝えるため、しおりの作成を行う。

【予算額】 1,749 千円

第 23 手帳の交付

1 身体障害者手帳

身体障害者（児）が、補装具費の支給、自立支援医療（更生医療）の給付、日常生活用具の給付、税の減免、J R 旅客運賃の割引、テレビ受信料の減免、施設利用など各種の援護を受けるために必要な手帳である。

手帳の交付を受けるためには、身体障害者福祉法第 15 条の指定を受けている医師の診断書（用紙は障害者支援課にて配布）が必要（申請後約 1 か月で手帳が交付される）。

手帳は、障害の部位により、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語またはそしゃく機能障害、肢体不自由、内部機能障害に区分され、さらに障害の程度により、1 級から 6 級までに分けられる。

《身体障害者手帳所持者数》

（各年 4 月 1 日現在）単位：人

年度 障害の区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度			
			18 歳未 満	18 歳以 上	合 計	1・2 級者
視 覚 障 害	606	614	4	630	634	377
聴 覚 障 害 等	819	823	66	786	852	279
音 声 機 能 障 害 等	136	136	1	125	126	17
肢 体 不 自 由	3, 896	3, 817	83	3, 655	3, 738	1, 488
内 部 障 害	3, 557	3, 544	51	3, 505	3, 556	2, 330
合 計	9, 014	8, 934	205	8, 701	8, 906	4, 491

2 愛の手帳

愛の手帳は、知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けており、都では、知能測定値・社会性・基本的生活作業力等を年齢に応じて総合的に判断している。手帳は、障害の程度で 1 度～4 度に区分されている。なお、国の制度としては療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けている。

【申 請 先】

- ・18 歳未満 児童相談所（東京都品川児童相談所）
- ・18 歳以上 東京都心身障害者福祉センター

※満 3 歳、6 歳、12 歳、18 歳になったとき、または障害程度が変化したとき、手帳の再交付や再判定が受けられる。

《愛の手帳所持者数》

（各年 4 月 1 日現在）単位：人

年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		
			18 歳未満	18 歳以上	合 計
1 度	66	69	3	67	70
2 度	537	557	131	432	563
3 度	558	556	151	414	565
4 度	1, 033	1, 076	297	828	1, 125
合 計	2, 194	2, 258	582	1, 741	2, 323

第 24 障害者総合支援法

1 障害者総合支援法の公布および施行

平成21年に閣議決定により設置された障がい者制度改革推進本部（内閣府）等による検討を踏まえ、共生社会の実現に向けて障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスの充実や新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成24年6月27日）が公布された。

【障害者総合支援法における障害者の範囲】

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が内閣総理大臣および厚生労働大臣が定める程度である者）としている。（障害児の範囲も同様に対応）

2 障害の対象となる「難病患者」の方の障害福祉サービスの利用について

上記の法律により対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスの利用が可能になる。

【対象となる方】

対象疾病（376疾病）による障害がある方

【利用できるサービス】

障害者（児）については、障害福祉サービス、相談支援、補装具および地域生活支援事業が、障害児については、障害児通所支援（児童福祉法による）がそれぞれ利用できる。

【問い合わせ先】

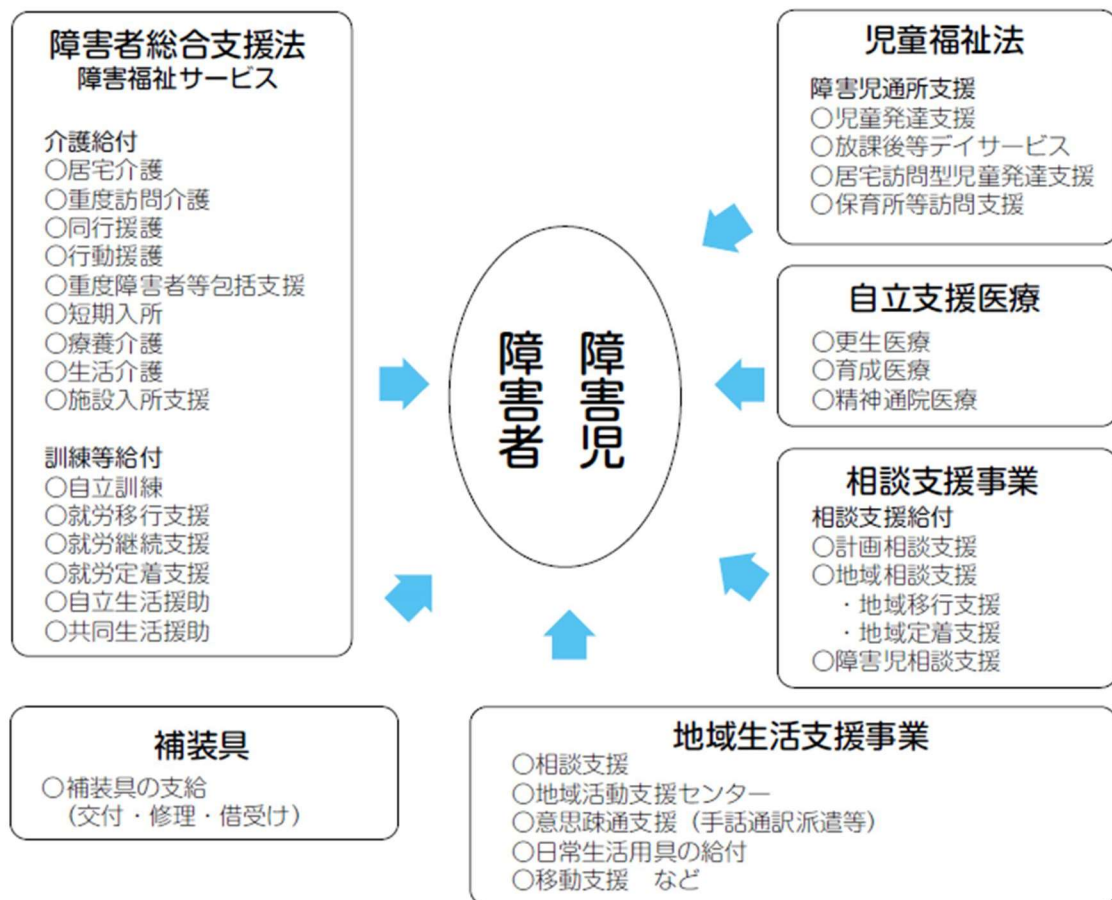
・ 難病についての相談窓口

- ◆品川保健センター（保健担当） 03-3474-2903～4
- ◆大井保健センター（保健担当） 03-3772-2666
- ◆荏原保健センター（保健担当） 03-5487-1311

・ サービスの申請窓口

- ◆障害者支援課障害者相談支援担当 03-5742-6711

3 障害福祉サービスの体系（令和7年4月～）



※令和7年10月より、障害者総合支援法訓練等給付に「就労選択支援」が追加

4 支給決定の流れ

障害福祉サービス利用の手続き 障害者総合支援法の障害福祉サービスを受けるためには、区に申請をし、「支給決定」を受ける必要がある。

(1) 障害支援区分認定

介護給付を利用する場合、福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、支給決定にあたり、全国統一の基準としての「障害支援区分」認定を行う。

※障害者介護給付費等支給審査会

障害支援区分認定調査等に基づく一次判定結果と、特記事項および医師意見書に基づき、審査・判定を行う。

◆委員

障害者福祉施策に精通している保健・医療・福祉の関係者に委嘱して実施する。

◆合議体の設置

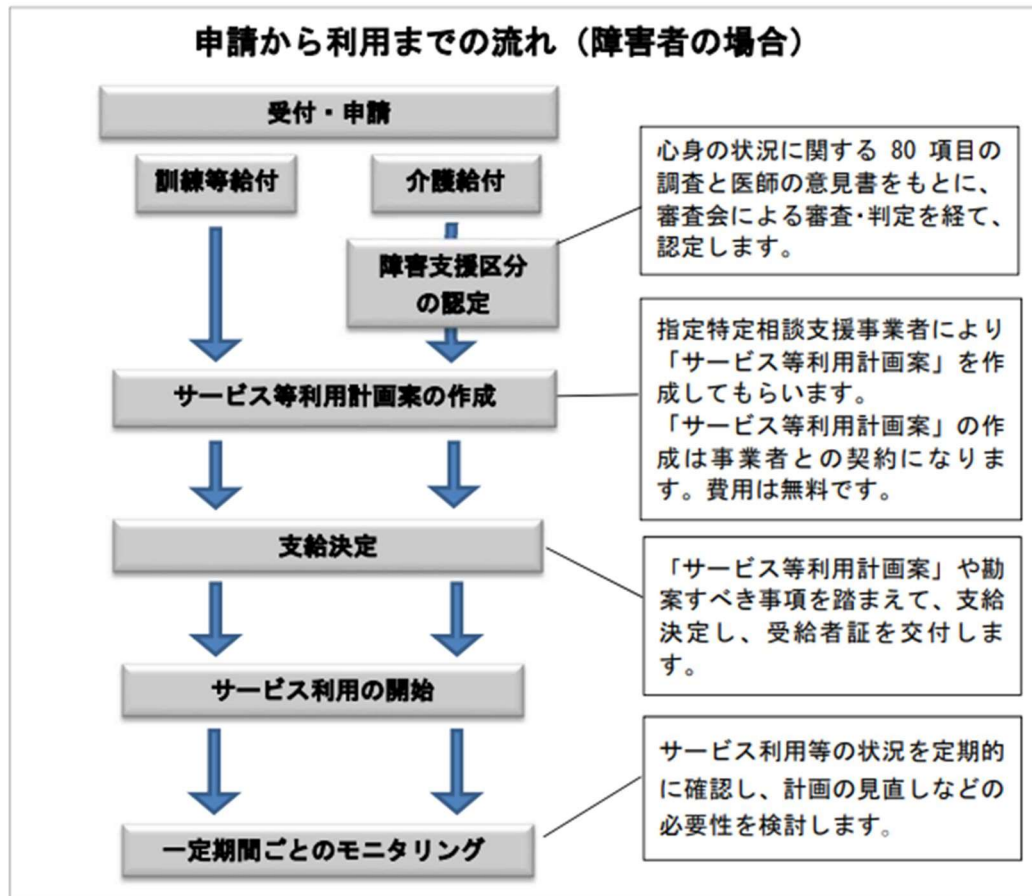
・設置数 2 ・委員構成 5人（医師、学識経験者等）

◆審査会の回数（令和6年4月～令和7年3月末）

・回数 40回 ・審査件数 497件

【予算額】 3,000千円

(2) 支給決定の流れ



5 対象となるサービス

(1) 自立支援給付

	サービス名	支 援 内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事ならびに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に、自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事ならびに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を総合的に行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において、同行して移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他外出時に必要な援助を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（雇用型・非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労をした人に対し、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行う。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者などを定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うほか、利用者からの相談にも随時対応する。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において相談・入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常的な援助を行う。

(2) 補装具費の支給

障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ、長時間継続して使用される義肢、装具、車いす等の購入費、修理費、借受け費の給付を行う。

(3) 自立支援医療

従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が統合されたもの。

実際の給付は、更生医療については障害者支援課、育成医療は健康課、精神通院医療は各保健センターで対応している。

(4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業	事業名	内 容
	相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、および助言その他の障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための支援を行う。
	意思疎通支援事業	聴覚障害者等のコミュニケーションの確保と、情報保障のために手話通訳者の派遣や要約筆記者の派遣を行う。
	日常生活用具の給付等事業	重度の障害者に、補装具以外の機器で、自立生活支援用具等の給付を行う。
	移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの、外出時の移動を支援する。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に、成年後見制度の利用に要する費用等を支援または助成することで、成年後見制度の利用を推し進める。
	地域活動支援センター機能強化事業	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図る。
	その他の事業	・発達障害児者及び家族等支援事業 ・住宅設備改善費給付事業 ・巡回入浴サービス事業 ・日中一時支援事業 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 ・重度障害者大学等修学支援事業 ・救急代理通報システム事業 ・自動車改造費助成事業 ・自動車運転免許取得助成事業

第 25 児童福祉法

児童福祉法に位置づけられる障害児支援。

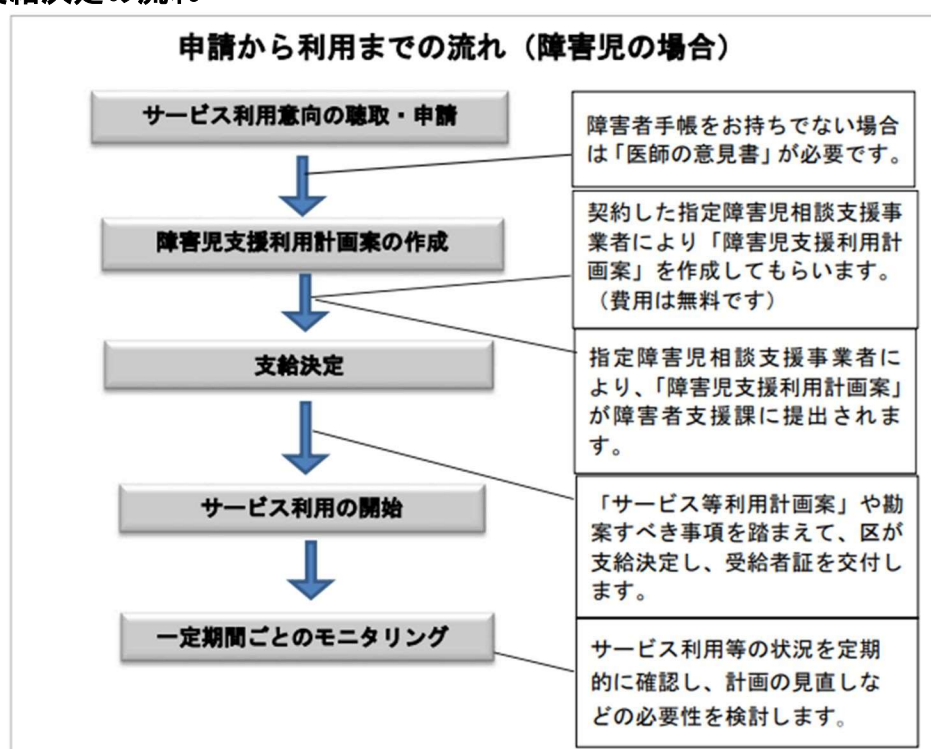
障害児通所支援【市町村】

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

障害児入所支援【都道府県】

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

1. 支給決定の流れ



2. 対象となるサービス

	サービス名	支 援 内 容
障害児通所支援	児童発達支援	通所により日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得支援、集団生活への適応訓練等を行う。
	放課後等デイサービス	授業の終了後、または学校の休業日に施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障害のあるお子さんに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得支援、集団生活への適応訓練等を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、一般の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。

第 26 医療費の助成（都の制度）

重度心身障害者の医療費の軽減を図るため、一部負担金を除く総医療費と保険給付額との差額を助成する。

【対 象】 65 歳未満で、身体障害者手帳 1・2 級（内部機能障害者およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害については 1～3 級）または愛の手帳 1・2 度（所得制限あり）または精神障害者保健福祉手帳 1 級を取得した人

医療費は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」による交付。

【根拠法令等】 東京都心身障害者の医療の助成に関する条例

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
所持者	2,444	2,445	2,400
償還払い 延べ申請件数	1,688	1,996	1,916

第 27 公共料金などの軽減

1 都営交通無料乗車券の交付

心身障害者や児童扶養手当受給世帯員、生活保護受給世帯員などの人に都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を発行する。

また、介護人（第 1 種身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方の介護人）にも 5 割引の扱いがある。※シルバーパスを持っている人は対象外

【実 績】

年度 区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
無 料 乗 車 券 配 付 枚 数	障 害 者 等	1,527	1,400	1327
	児童扶養手当受給世帯員	642	647	689
	生活保護受給世帯員	697	673	711
	中 国 残 留 邦 人 等	7	6	7
合 計 配 付 枚 数		2,873	2,726	2734

※精神障害者保健福祉手帳を持っている人には、都営交通無料乗車証が発行される。
（手続：都営バス・都営地下鉄の定期券発売所）

2 民営バス乗車割引証等の交付

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその介護人に対し、普通乗車券 5 割引、定期乗車券 3 割引の制度がある（介護人の割引は、身体障害者手帳（第 1 種）または愛の手帳を持っている人のみが対象）。

身体障害者等が単独で乗車する場合は、手帳を提示すれば割引乗車できる。介護人には、乗車割引証を発行する。また、本人と介護人が利用できる定期券割引購入申込書を発行する。

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
民営バス乗車割引証 発行枚数	277	269	293
民営バス定期券割引購入申込書 発行冊数	2	0	0

3 有料道路通行料金の割引

有料道路事業者が日常生活で有料道路を利用する障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するために実施している。

身体障害者が自ら運転する場合、または、介護者が重度の身体障害者・重度の知的障害者を乗せて運転する場合、有料道路の通行料金が 5 割引になる。

(事前の申請・登録が必要。また、対象となる車両の制限等がある。)

【実 績】

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
証 明 者 数	746	823	768

4 タクシー料金の割引

身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方がタクシーを利用すると料金が割引になる。

【割引率】 10%

乗車時に身体障害者手帳・愛の手帳を提示して割引を受ける。

5 放送受信料減免

NHK 放送受信料の「免除申請書」の配布と「確認書」の発行を行う。

(精神障害者保健福祉手帳所持者の確認書は、各保健センターで発行する。)

免除には全額免除と半額免除がある。

①全額免除の対象は、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯で、世帯の全員が住民税を課税されていない場合。

②半額免除の対象は、以下のとおり。

(ア)視覚障害または聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

(イ)身体障害者手帳(1 級または 2 級)をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

(ウ)愛の手帳(1 度または 2 度)をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

(エ)精神障害者保健福祉手帳(1 級)をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

(オ)戦傷病者手帳(特別項症～第 1 款症)をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

各事業にかかる所得制限一覧

事務事業名		所得制限
医療	医療費の助成	別表1の基準額を超えないこと
手当・見舞金	特別障害者手当	別表1の基準額を超えないこと
	障害児福祉手当	
	福祉手当（経過措置）	
	重度心身障害者手当	
	障害者福祉手当（一種手当）	
	〃（二種手当）	
	被爆者見舞金	無
日常生活の支援	補装具の交付・修理・借受け	有 区民税所得割が46万円以上のものがある世帯 ※障害児（18歳未満）を除く。
	日常生活用具の給付	有 区民税所得割が46万円以上のものがある世帯 ※障害児（18歳未満）を除く。
	住宅設備改善費の給付	有 区民税所得割が46万円以上のものがある世帯
	杖の交付	無
	車いすの貸出	無
	自動車運転免許取得経費の助成	別表3の基準額を超えないこと
	自動車改造経費の助成	特別障害者手当所得基準内の人 133,900円 所得税40万円以下の人 66,950円
	障害者福祉電話	貸与・助成 住民税均等割以下の世帯
	障害者救急代理通報システム	無（利用者負担額 0円／月）
	介	
護	重度脳性麻痺者介護事業	無
	障害者世帯ハウスクリーニング	別表2
社会参加への支援	福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付	無
	リフト・寝台付福祉タクシー	無
	福祉車両助成事業	障害者福祉手当の所得制限基準と同じ 別表1
	意思疎通支援（手話通訳・要約筆記）者派遣事業	無
住宅	区立障害者住宅	所得に応じて利用料の減免有り
	障害者住宅あつ旋事業	医療費助成の所得制限基準と同じ 別表1
公共料金の軽減	都営交通無料乗車券の交付	無
	民営バス割引乗車券の交付	無
	有料道路通行料の割引	無
	放送受信料減免	有・全額免除の場合、世帯員全員が住民税非課税

別表1 医療費助成・各種手当に関する所得制限基準

- ・心身障害者医療費助成（平成14年9月改訂）
 - ・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過措置）}
 - ・障害者福祉手当 ・重度心身障害者手当
- （平成14年8月改訂）

単位：円

種 別	所 得 制 限 金 額					
	扶養者数	0人	1人	2人	3人	4人
医 療 費 助 成	—	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
特 別 障 害 者 手 当	本 人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
障 害 児 福 祉 手 当	配 偶 者 等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
福 祉 手 当（経過措置）						
障 害 者 福 祉 手 当	—	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
重 度 心 身 障 害 者 福 祉 手 当						

別表2 総合支援法に関する費用負担基準

- ・介護給付・訓練等給付
- ・地域生活支援事業（移動支援・巡回入浴・ハウスクリーニング）

平成26年4月から適用

所 得 区 分		負担上限月額	負担割合
生活保護	生活保護受給世帯	0円	—
低所得1	区民税非課税 (収入80万円以下)	0円	—
低所得2	区民税非課税	0円	—
一 般 1	区民税所得割16万円未満 (障害児にあっては28万円未満)	9,300円 (障害児4,600円)	10% (3% ※)
一 般 2	区民税所得割16万円以上 (障害児にあっては28万円以上)	37,200円	10%

※介護給付の一部（居宅介護・重度訪問介護）と、地域生活支援事業に適用する。

別表3 自動車運転免許取得経費助成の所得基準

前 年 の 所 得 税 額	補 助 限 度 額
0円	164,800円
1円 ～ 42,000円まで	144,200円
42,001円 ～ 400,000円まで	123,600円

（注1）限定解除の費用については、20,600円を補助限度額とする。

障害者（児）福祉施設一覧

※

①：区立／指定管理

②：区立／委託

③：民設／民営

④：その他

（１）指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

区分	名称	運営	所在地
①	品川区旗の台障害児者相談支援センター	(社福)品川総合福祉センター	旗の台 5-2-2 (区立心身障害者福祉会館内)
④	品川区東品川障害者相談支援センター	(社福)福栄会	東品川 3-1-8 (福栄会 2階)
①	品川区南品川障害児者相談支援センター	(社福)福栄会	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)
③	品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	(社福)福栄会	西五反田 2-24-2
④	品川区発達障害児者相談支援センター	(社福)げんき	上大崎 1-20-12 (区立発達障害者支援施設「ぷらーす」内)
③	相談支援事業所パルレ	(特非)パルレ	東大井 5-14-20 2階
③	相談支援事業所アプリ北品川	リアルカンパニー(株)	北品川 2-18-2 1階
③	インクル南品川障害者相談支援センター	(株)大崎ホームヘルプサービス	南品川 4-11-1
③	相談支援事業所えがお	(社福)恵正福祉会	平塚 2-13-7 1階
③	生活サポートの ぷらむ	(一社)総合福祉研究所	東品川 2-5-6-2601
③	福は家相談室品川	(株)Take Aim	西大井 4-10-16-202
③	相談支援室ちびっこタイム	(社福)げんき	東大井 5-5-13-101
③	コプラス 相談支援事業部	(株)ライトサイン	東五反田 4-9-2 2階
③	相談支援事業所スタンドアウト品川	(株)ケアビィ	上大崎 2-6-4-106
③	パーソナルファミリーサポートセンター	(株)resona教育研究所	西五反田 5-4-5-903

区分	名称	運営	所在地
③	ラシクラボコネクト東京	株式会社ULT	東大井 5-7-10 5階
③	品川区中延障害者計画相談支援事業所	(社福)品川総合福祉センター	中延 6-8-8 (中延在宅介護支援センター内)
③	品川区東品川障害者計画相談支援事業所	(社福)福栄会	東品川 3-1-5 (東品川在宅介護支援センター内)
③	品川区大井第二障害者計画相談支援事業所	(社福)品川総合福祉センター	大井 3-15-7 (大井第二在宅介護支援センター内)
③	品川区西五反田障害者計画相談支援事業所	(社福)さくら会	西五反田 3-6-6 (西五反田在宅介護支援センター内)
③	品川区八潮障害者計画相談支援事業所	(社福)品川総合福祉センター	八潮 5-9-2 (八潮在宅介護支援センター内)
③	品川区荏原障害者計画相談支援事業所	(社福)三徳会	荏原 2-9-6 (荏原在宅介護支援センター内)

(2) 子ども発達相談室

区分	名称	運営	所在地
①	品川区立品川児童学園	(社福)福栄会	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)

(3) 地域生活支援センター

区分	名称	運営	所在地
①	品川区地域生活支援センター「逢（あえる）」	(社福)品川総合福祉センター	旗の台 5-2-2 (品川区立心身障害者福祉会館内)
③	品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	(社福)福栄会	西五反田 2-24-2
①	品川区立障害者地域活動支援センター	(社福)福栄会	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)

(4) 障害者就労支援センター

区分	名称	運営	所在地
④	障害者就労支援センター「げんき品川」	(社福)げんき	大崎 4-11-12

(5) 生活介護

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立心身障害者福祉会館	(社福)品川総合福祉センター	旗の台 5-2-2	昭和 52 年 7 月 1 日	50
①	品川区立西大井福祉園	(社福)福栄会	西大井 5-7-24	平成 6 年 4 月 1 日	30
①	品川区立かがやき園	(社福)福栄会	西大井 6-2-14	平成 16 年 5 月 1 日	30
①	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」	(社福)福栄会	南品川 3-7-7	令和元年 10 月 1 日	40
②	品川区重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」	全国重症心身障害児(者)を守る会	八潮 5-3-8	平成 24 年 6 月 1 日	6
①	品川区立中延在宅サービスセンター	(社福)品川総合福祉センター	中延 6-8-8	平成 31 年 4 月 1 日	35
③	かもめ園	(社福)品川総合福祉センター	八潮 5-1-1	昭和 58 年 4 月 1 日	100
③	サンかもめ	(社福)品川総合福祉センター	八潮 5-10-27	平成 14 年 4 月 1 日	30
③	第一しいのき学園	(社福)福栄会	東品川 3-1-8	平成 2 年 5 月 1 日	40
③	南品川むつみ園	(社福)福栄会	南品川 5-16-25	平成 26 年 4 月 1 日	20

(6) 就労継続支援 A 型

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
③	福祉工場しながわ	(社福)品川総合福祉センター	東大井 1-3-10	平成 10 年 4 月 1 日	40
	パン工房 プチレーブ		八潮 5-1-1		
③	すまいる・さぽーと品川	(一社)すまいる・さぽーと品川	南大井 1-3-12 2F	平成 27 年 6 月 1 日	20

(7) 就労継続支援 B 型

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立西大井福祉園	(社福)福栄会	西大井 5-7-24	平成 6 年 4 月 1 日	10
①	就労継続支援 B 型ガーデン	(社福)げんき	上大崎 1-20-12 (品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす内」)	平成 26 年 4 月 1 日	20

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」	(社福)福栄会	南品川 3-7-7	令和元年 10 月 1 日	10
③	さつき	(社福)品川総合福祉センター	八潮 5-3-8	昭和 58 年 4 月 1 日	20
			八潮 5-1-1		20
③	第二しいのき学園	(社福)福栄会	東品川 3-1-8	平成 2 年 5 月 1 日	60
③	かもめ第一工房	(社福)福栄会	北品川 3-7-21 4 階	昭和 62 年 4 月 1 日	25
③	かもめ第二工房	(社福)福栄会	西大井 1-8-7	平成 2 年 4 月 1 日	20
③	かもめ第三工房	(社福)福栄会	西五反田 2-24-2	平成 6 年 4 月 1 日	20
③	トット文化館	(社福)トット基金	西品川 2-2-16	昭和 62 年 4 月 1 日	20
③	ふれあい作業所西大井	(社福)品川区社会福祉協議会	西大井 4-9-9	平成 27 年 4 月 1 日	30
③	ふれあい作業所西品川	(社福)品川区社会福祉協議会	西品川 1-28-3	平成 27 年 4 月 1 日	20
③	就労継続支援事業所 B 型 T ODAY 南品川	リアルカンパニー(株)	南品川 4-2-35 2 階	平成 31 年 2 月 1 日	20
③	品川宿	(一社)まるまる荘	戸越 5-11-7	令和 5 年 9 月 1 日	10
③	ラシクラボ大井町	株式会社 ULT	東大井 5-7-10 5 階	令和 7 年 4 月 1 日	20

(8) 自立訓練 (機能)

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立心身障害者福祉会館	(社福)品川総合福祉センター	旗の台 5-2-2	昭和 52 年 7 月 1 日	12

(9) 自立訓練 (生活)

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
③	品川宿	(一社)まるまる荘	戸越 5-11-7	令和 3 年 2 月 1 日	18

(10) 就労移行支援

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
③	げんき品川	(社福)げんき	大崎 4-11-12	平成 24 年 4 月 1 日	14
			東大井 5-5-13-101		6
③	ジョブサ品川区	(株)デザインマイ ンドカンパニー	西五反田 1-13-7 3 階	平成 26 年 5 月 1 日	20
③	～キセキの杜～ジョブステーション大井町	(株)KEG キャリア・アカデミー	大井 4-1-2 4 階	平成 27 年 11 月 1 日	10
③	L I T A L I C O ワークス 五反田	(株)L I T A L I C O パートナーズ	西五反田 3-6-20 4F	平成 28 年 8 月 1 日	20
③	就労移行支援事業所サンライト	(一社)サンライト	西五反田 7-16-3 4 階	平成 29 年 1 月 1 日	20
③	ミラトレ大井町	パーソルダイバー ス(株)	大井 1-49-12 5 階	平成 30 年 6 月 1 日	20
③	キクロス大森駅前	(合)E N I S H I	南大井 6-17-16 2 階	令和 6 年 7 月 1 日	14
③	ディーキャリア 品川サウスオフィス	スウィートステッ プ(株)	南大井 3-29-7 4 階	令和元年 12 月 1 日	20
③	リファイン就労支援センター五反田	(一社)リファイン 就労支援センター	南大井 3-29-7 4 階	令和 3 年 5 月 1 日	20
③	ニューロワークス 五反田センター	インクルード(株)	西五反田 2-1-22 2 階	令和 4 年 7 月 1 日	20
③	プラススタイル大井町	(株)モアナケア	大井 4-6-1 5 階	令和 4 年 11 月 1 日	20
③	プラスオフィス品川	(株)R o d i n a	北品川 1-14-1 2 階	令和 6 年 4 月 1 日	20

(11) 自立生活援助

区分	名称	運営	所在地	開設
③	自立生活援助事業 絲	(有)それいゆ	南大井 3-20-14 大森ヒラノビル 201	令和 5 年 4 月 1 日

(12) 共同生活援助

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立北品川つばさの家	(社福)げんき	北品川 3-7-21	平成 3 年 10 月 1 日	12
①	品川区立西大井つばさの家	(社福)福栄会	西大井 5-7-24	平成 6 年 4 月 1 日	9

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立上大崎つばさの家	(社福)げんき	上大崎 1-20-12	平成 26 年 4 月 1 日	5
①	品川区立出石つばさの家	(社福)長岡福祉協会	西大井 3-11-19	令和 6 年 4 月 1 日	16
③	かもめハウス	(有)それいゆ	非公開	平成 11 年 10 月 1 日	6
③	わいわいてい	(特非)NPO もやい	西大井 6-9-3	平成 14 年 11 月 1 日	5
③	えびハウス	(有)それいゆ	東大井 4-8-11	平成 15 年 2 月 1 日	4
③	旗の台つばさの家	(社福)げんき	旗の台 3-5-11	平成 15 年 7 月 1 日	6
③	グループホーム金子山 森前	(社福)福栄会	西大井 1-8-7	平成 22 年 3 月 1 日	6
③	鮫洲なぎさの家	(社福)品川総合福祉センター	東大井 1-3-10	平成 23 年 4 月 1 日	6
③	ふくふく五反田	(特非)福祉検討会	非公開	平成 28 年 3 月 1 日	6
③	グループホーム金子山 1F・2F	(社福)福栄会	西大井 4-10-16	平成 29 年 11 月 1 日	10
③	935 ファミリー・ワン 大井ハウス	(一社)日本代替医療食品研究会	非公開	平成 30 年 5 月 1 日	7
③	935 ファミリー・ワン 南品川ハウス	(一社)日本代替医療食品研究会	非公開	平成 30 年 7 月 1 日	4
③	935 ファミリー・ワン 鮫洲ハウス	(一社)日本代替医療食品研究会	非公開	平成 30 年 9 月 1 日	4
③	935 ファミリー・ワン 西大井ハウス	(一社)日本代替医療食品研究会	非公開	令和 2 年 10 月 1 日	4
③	DAYS 大井	リアルカンパニー(株)	大井 6-1-1	令和 3 年 6 月 1 日	6
③	コノヒカラ品川Ⅲ・Ⅳ	(株)コノヒカラ	非公開	令和 3 年 6 月 1 日	10
③	DAYS 旗の台	リアルカンパニー(株)	非公開	令和 3 年 12 月 1 日	6
③	グループホームおれんち	(特非)ワーカーズユープ	東大井 5-23-24	令和 4 年 8 月 1 日	5
③	さくらホーム品川大崎事業所 北棟ユニット 1・2	さくらホーム(株)	非公開	令和 6 年 3 月 1 日	10

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
③	さくらホーム品川大崎事業所 南棟ユニット1・2	さくらホーム(株)	非公開	令和6年3月1日	10
③	土屋の里 品川1・2	(株)土屋	非公開	令和7年1月1日	14
③	土屋の里 品川3	(株)土屋	非公開	令和7年1月1日	6
③	土屋の里 品川4・5	(株)土屋	非公開	令和7年1月1日	8

(13) 施設入所支援

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立かがやき園	(社福)福栄会	西大井6-2-14	平成16年5月1日	30
③	かもめ園	(社福)品川総合福祉センター	八潮5-1-1	昭和58年4月1日	100

(14) 短期入所

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立かがやき園	(社福)福栄会	西大井6-2-14	平成16年5月1日	3
③	かもめ園	(社福)品川総合福祉センター	八潮5-1-1	昭和58年4月1日	5
①	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」	(社福)福栄会	南品川3-7-7	令和1年10月1日	12
①	品川区立出石つばさの家	(社福)長岡福祉協会	西大井3-11-19	令和6年4月1日	2

(15) 児童発達支援

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立児童学園	(社福)福栄会	南品川3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)	令和1年10月1日	50
③	ちびっこタイム品川	(社福)げんき	東品川3-25-16	平成19年6月1日	10
③	めるへんキッズ南大井園	(株)めるへんキッズ	南大井3-24-14	平成24年8月1日	10
③	LITALICOジュニア大井町東口教室	(株)LITALICOパートナーズ	東大井5-11-4 3階	平成27年8月1日	10

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
③	アプリ児童デイサービス 北品川	リアルカンパニー (株)	北品川 2-18-2	平成 27 年 11 月 1 日	10
③	ぷっく旗の台教室	ルシッド・ドリー ム(株)	旗の台 5-15-15 201-A	平成 29 年 4 月 1 日	10
③	ほわわ品川	(社福)むそう	東品川 3-27-25 2 階	平成 29 年 4 月 1 日	5
③	キッズアイランドワイキ キ	(株)エルサーブ	二葉 4-4-19	平成 29 年 6 月 1 日	10
③	めるへんキッズ大森園	(株) めるへんキ ッズ	南大井 6-16-1- 101	平成 29 年 6 月 1 日	10
③	スタジオそら品川戸越	アース・キッズ (株)	東中延 1-3-11	平成 29 年 6 月 1 日	10
③	桐塾 荏原教室	(株)桐塾	荏原 2-17-15- 201	平成 31 年 4 月 1 日	10
③	クロッカ五反田	(株)学研ココファ ン・ナーサリー	西五反田 6-7-5 2 階	令和元年 6 月 1 日	10
③	B l o s s o m	(特非)めぶき	西大井 4-25-6 2 階	令和元年 8 月 1 日	10
③	コペルプラス 青物横丁 教室	三敬(株)	南品川 2-4-5 2 階	令和 2 年 3 月 1 日	10
③	コプラス中延教室	(株)ライトサイン	中延 6-6-1 2 階	令和 3 年 4 月 1 日	10
③	にゅーとらる西大井	(合)ニュートラル	二葉 2-14-8-101	令和 3 年 4 月 1 日	10
③	むすびヶ丘 旗の台	(株)チャイルドビ ジョン	旗の台 2-10-19	令和 3 年 12 月 1 日	10
③	クロッカ旗の台	(株)ココファン・ ナーサリー	旗の台 3-7-2	令和 3 年 12 月 1 日	10
③	コプラス五反田教室	(株)ライトサイン	東五反田 4-9-2 2 階	令和 4 年 4 月 1 日	10
③	コスモ療育クラブ ファ ミリア	幼児活動研究会 (株)	戸越 5-15-14 2 階	令和 4 年 4 月 1 日	10
③	ミリミリ品川	(一社)O h a n a HOUSE	西大井 4-15-5 1 階	令和 4 年 8 月 1 日	5
③	めるへんキッズ大森海岸 園	(株)めるへんキッ ズ	南大井 3-23-10 2 階	令和 4 年 9 月 1 日	10
③	アートキッズ療育	(株)LOG Z	東品川 1-7-6- 202	令和 4 年 11 月 1 日	10

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
③	コスモ療育クラブ ファミリア 五反田	幼児活動研究会(株)	西五反田 2-10-8-211	令和 5 年 6 月 1 日	10
③	むすびヶ丘大崎	(株)チャイルドビジョン	西品川 2-7-10	令和 5 年 9 月 1 日	10
③	ひなたのかぜ不動前教室	(合)Health Evangelist	西五反田 3-13-14-101	令和 5 年 9 月 1 日	10
③	ノビッコ	(合)望月	北品川 1-30-25 2 階	令和 6 年 3 月 1 日	10
③	さぼな	(株)サポナ	荏原 4-8-11 1 階	令和 6 年 7 月 1 日	10
③	放課後等デイサービス ウィズ・ユー北品川	(株)ハイビジョン	北品川 2-25-8-103	令和 7 年 2 月 1 日	10

(1 6) 放課後等デイサービス

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
①	品川区立品川児童学園	(社福)福栄会	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ内」)	令和 1 年 10 月 1 日	10
③	ちびっこタイム品川	(社福)げんき	東品川 3-25-16	平成 19 年 6 月 1 日	10
③	このこのリーフ 中延	. C o n n e c t (株)	中延 3-13-19 - 101	平成 26 年 12 月 1 日	10
③	アプリ児童デイサービス 不動前	リアルカンパニー(株)	西五反田 3 - 13 - 14 - 103	平成 27 年 3 月 1 日	10
③	アプリ児童デイサービス 不動前	リアルカンパニー(株)	西五反田 3 - 13 - 14 - 103	平成 27 年 3 月 1 日	10
③	アプリ児童デイサービス 北品川	リアルカンパニー(株)	北品川 2-18-2	平成 27 年 11 月 1 日	10
③	スキップランド 西大井	フューチャーサポート(株)	西大井 6-14-15	平成 28 年 8 月 1 日	10
③	みんなの家 ゆめっこ	(特非)夢の地図	中延 6-3-16	平成 28 年 9 月 1 日	10
③	キッズアイランドワイキキ	(株)エルサーブ	二葉 4-4-19	平成 29 年 6 月 1 日	10
③	めるへんキッズ大森園	(株)めるへんキッズ	南大井 6-16-1 - 101	平成 29 年 6 月 1 日	10
③	スタジオそら品川戸越	アース・キッズ(株)	東中延 1-3-11	平成 29 年 6 月 1 日	10

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
③	てんとうむし御殿山	(株)レディバード	北品川 4-1-1 2階	平成30年4月1日	10
③	ミント	(株)Y&N	西品川 2-10-11 1階	平成31年1月1日	5
③	桐塾 荏原教室	(株)桐塾	荏原 2-17-15 - 201	平成31年4月1日	10
③	このこのリーフ戸越公園	. C o n n e c t (株)	豊町 3-1-1 1階	平成31年4月1日	10
③	放課後等デイサービス えがお	(社福)恵正福祉会	平塚 3-2-14 - 101	令和元年10月1日	5
③	コプラス中延教室	(株)ライトサイン	中延 6-6-1 2階	令和3年4月1日	10
③	にゅーとらる西大井	(合)ニュートラル	二葉 2-14-8 - 101	令和3年4月1日	10
③	放課後等デイサービス k i d s ベース	k u r a s h i (合)	大井 3-22-5 - 102	令和4年4月1日	10
③	コプラス五反田教室	(株)ライトサイン	東五反田 4-9-2 2階	令和4年4月1日	10
③	コスモ療育クラブ ファミリア	幼児活動研究会 (株)	戸越 5-15-14 2階	令和4年4月1日	10
③	めるへんキッズ大森海岸園	(株)めるへんキッズ	南大井 3-23-10 2階	令和4年9月1日	10
③	アプリ児童デイサービス 大崎	リアルカンパニー (株)	大崎 1-18-5 2階	令和4年11月1日	10
③	このこのリーフ立会川	(一社)こども発達療育センター	東大井 2-12-18 1階	令和5年5月1日	10
③	ひなたのかぜ不動前教室	(合)Health Evangelist	西五反田 3-13-14-101	令和5年9月1日	10
③	このこのリーフ北品川	(一社)こども発達療育センター	北品川 1-30-25 1階	令和5年12月1日	10
③	さぼな	(株)サポナ	荏原 4-8-11 1階	令和6年7月1日	10
③	放課後等デイサービス ウィズ・ユー北品川	(株)ハイビジョン	北品川 2-25-8-103	令和7年2月1日	10
③	放課後等デイサービス d e k k u n プログラミング&ドローンスクール	d c k k u n (有)	大崎 2-6-12 1階	令和6年12月1日	10
③	ノビッコ	(合)望月	北品川 1-30-25 2階	令和7年1月1日	10

(17) 保育所等訪問支援

区分	名称	運営	所在地	開設
①	品川区立品川児童学園	(社福)福栄会	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっば内」)	令和元年 10 月 1 日
③	コプラス五反田教室	(株)ライトサイン	東五反田 4-9-2 2 階	令和 5 年 4 月 1 日

(18) 日中一時支援事業

区分	名称	運営	所在地	開設	定員
②	にじのひろば戸越	(社福)品川区社会福祉協議会	戸越 6-8-20 3 階	平成 17 年 9 月 1 日	10
②	にじのひろば八潮	(社福)品川区社会福祉協議会	八潮 5-3-8	平成 23 年 7 月 1 日	15
①	品川区立品川児童学園	(社福)福栄会	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっば」内)	令和元年 10 月 1 日	20

(19) 医療的ケア児地域生活支援促進事業

区分	名称	運営	所在地	開設
②	インクルーシブひろばベル	(特非)フローレンス ※令和 7 年 8 月まで	戸越 6-16-14 ※令和 7 年 8 月まで旧荏原第四中学校跡地へ仮移転中	令和 3 年 4 月 1 日

(20) 自立支援等

区分	名称	運営	所在地	開設
②	発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」	(特非) パルレ	上大崎 1-20-12 (区立発達障害者支援施設「ぷらーす」内)	平成 20 年 4 月 1 日

公的扶助

VI 生活福祉課

目次

第1	生活保護法施行事務.....	3
第2	生活保護費.....	3
第3	法外援護費.....	14
第4	生活困窮者自立支援事業.....	16
第5	中国残留邦人等支援事業.....	19
第6	高額療養費等貸付事務.....	20

第 1 生活保護法施行事務

1. 行旅病人および行旅死亡人の取扱い

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、区内で発生した行旅病人の医療による救護および行旅死亡人の葬祭を行っている。

《相談・取扱件数および支出額》

年度 区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
行旅病人	相 談(件)	0	0	0
	取 扱(件)	0	0	0
行旅死亡	相 談(件)	70	75	59
	取 扱(件)	61	71	51

※行旅病人の取扱開始：平成 4 年 8 月

【根拠】行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)

墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)

第 2 生活保護費

生活保護制度は、わが国の社会保障制度の根幹をなしている。生活保護法は、国民のすべてに最低限度の生活を保障する憲法第 25 条(生存権の保障)を具体化するものとして、その第 1 条に『この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。』と、その性格を規定している。

そして、この制度は、直接的には生活に困っている国民への制度であり、同時に国民全体の福祉の向上の立場から極めて大きな意味をもつものである。したがって年齢、世帯人員、かかえる問題など千差万別である国民の生活に即応する必要があることなどから、制度の運用にはきめ細かなことがらが定められている。

1. 生活保護の基本原則

生活保護制度は、保護申請を国民の権利として認め、健康で文化的な最低限度の生活を保障しているが、一方、国民が等しく理解し、遵守しなければならない原理も明記されている。

(1) 国家責任による最低生活保障の原則（生活保護法（以下「法」という。）第1条）

憲法第25条に規定する理念に基づき、国がその直接責任において生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを規定している。

(2) 保護請求権無差別平等の原則（法第2条）

全ての国民は、この法律による保護を無差別平等に受けることができると規定し、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により差別することはできないことはもとより、生活困窮になった原因についても、いっさい問わないで、もっぱら生活困窮状態についてのみ着目して保護を行うということにしている。

(3) 健康で文化的な最低生活保障の原則（法第3条）

この法律で保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならないと定めている。

(4) 保護の補足性の原則（法第4条）

この法律では、国民が保護を受けるために守らなければならない最小限の要件を規定している。自分の能力、利用できる資産その他あらゆるものを、最低生活を維持するために活用し、また民法が定める扶養義務者の扶養や、その他の法律で実施している援護などが生活保護に優先して行われることとなっている。そのうえ、なお世帯の収入が最低生活費に満たない場合、その足りない部分につき、支給することとしている。

2. 保護の種類

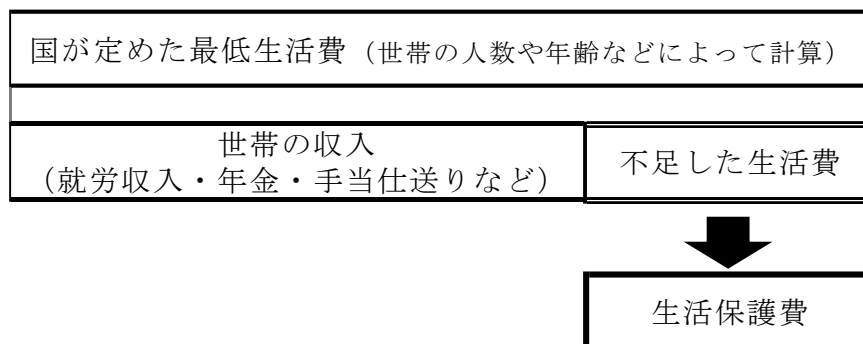
保護は、生活費の性格により次の8種類に分けられている。

- (1)生活扶助 衣食など日常生活に必要な費用
- (2)住宅扶助 家賃・間代・地代・更新料・補修・その他住宅維持に必要な費用
- (3)教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品・教材費等の費用
- (4)介護扶助 在宅および施設での介護サービスに必要な費用
- (5)医療扶助 病気や怪我の治療に必要な費用
- (6)出産扶助 出産のために必要な費用
- (7)生業扶助 技能の習得・就労のために必要な費用、高校就学費
- (8)葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

3. 保護の決定方法

生活保護は、厚生労働大臣の定める基準(これを保護基準と呼ぶ)によって計算した最低生活費と保護を申請した人の世帯全員の収入額を対比し、最低生活費より収入認定額が少ない場合に決定される。

《最低生活費と収入との対比》



4. 保護基準

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地別などに分けて、厚生労働大臣が定めている。最低生活費の構成要素として、最も中心的なものは生活扶助であり、この基準額の推移は次のとおりである。この生活扶助基準については、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うとともに、国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案して改定を行っている。

《生活保護基準改定の推移》

1 級地－1

改定実施年月日	基準額(円)	前回比(%)	標準世帯構成
平成4年4月1日	146,966	－	3人世帯 33歳、29歳、4歳 【算定式】 厚生労働省標準世帯 第1類+第2類+冬季加算 (5/12月)分 (10円未満端数を10円に切上げ)
平成17年4月1日 ～平成25年7月31日 (8年4ヶ月)	162,170	－	
平成25年8月1日 ～平成26年3月31日 (8ヶ月)	156,810	96.7	
平成26年4月1日 ～平成27年3月31日 (1年)	155,840	99.4	
平成27年4月1日 ～平成30年9月30日 (3年6ヶ月)	150,110	96.3	
平成30年10月1日 ～令和元年9月30日 (1年)	148,910	99.2	
令和元年10月1日 ～令和2年9月30日 (1年)	149,790	100.6	
令和2年10月1日 ～令和5年9月30日 (3年)	148,570	99.2	
令和5年10月1日～	154,670	104.1	

※令和5年10月1日～令和7年3月31日現在まで改定なし（算定式は次頁を参照）

令和6年度（令和5年10月以降）の居宅基準適用世帯の第1類および第2類の基準額
（冬季加算・各種加算・期末一時扶助を含まない）

令和6年度 居宅基準(合計額)

(第1類×逓減率) + 第2類 + 経過的加算 + 特例加算

※計算過程において端数処理は行わず、居宅基準（合計額）に10円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てた後、端数を10円に切り上げる。

《令和6年度 生活保護基準額表》

1級地-1

第 1 類					
年 齢 別		基 準 額			
0 ～ 2 歳		44,580 円			
3 ～ 5 歳		44,580 円			
6 ～ 11 歳		46,460 円			
12 ～ 17 歳		49,270 円			
18 ～ 19 歳		46,930 円			
20 ～ 40 歳		46,930 円			
41 ～ 59 歳		46,930 円			
60 ～ 64 歳		46,930 円			
65 ～ 69 歳		46,460 円			
70 ～ 74 歳		46,460 円			
75 ～歳		39,890 円			
第 1 類の額の合算額に乗じる世帯人員別の逓減率					
人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
逓減率	1.0	0.87	0.75	0.66	0.59
人員	6 人	7 人	8 人	9 人以上	
逓減率	0.58	0.55	0.52	0.50	

第 2 類		
人員	基準額	冬季加算 (VI区)
1 人	27,790 円	2,630 円
2 人	38,060 円	3,730 円
3 人	44,730 円	4,240 円
4 人	48,900 円	4,580 円
5 人	49,180 円	4,710 円
6 人	55,650 円	5,010 円
7 人	58,920 円	5,220 円
8 人	61,910 円	5,380 円
9 人	64,670 円	5,560 円
10 人以上	(1 人を増すごとに加算する額)	
	2,760 円	180 円

※冬季加算（居宅）特別基準は 1.3 倍額

（経過的加算）

年齢	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人以上
0～2	150	550	0	980	2,340	1,270	70	0	0	0
3～5	150	550	0	0	250	0	0	0	0	0
6～11	0	0	0	0	0	0	0	810	1,630	1,540
12～17	0	0	530	2,230	3,810	3,280	4,480	5,780	6,660	6,570
18～19	1,330	890	2,290	3,770	5,190	4,630	5,760	7,000	7,830	7,740
20～40	700	890	670	2,240	3,730	3,180	4,310	5,540	6,370	6,290
41～59	1,520	890	0	470	2,060	1,500	2,630	3,870	4,700	4,610
60～64	1,160	890	0	0	960	0	960	2,200	3,030	2,940
65～69	1,630	0	0	0	1,230	260	1,220	2,440	3,260	3,180
70～74	0	0	0	0	0	0	0	0	250	160
75～	3,220	1,460	390	320	1,630	900	1,820	2,840	3,530	3,440

（特例加算）

世帯人員一人につき月額 1,000 円

5. 保護の方法

保護の方法は、自宅で保護する居宅保護を原則とする。例外として必要な時、または本人の希望により、保護施設へ入所させて保護を行う。保護施設には以下の6種類がある。

- (1) 救護施設 ----- 身体上または精神上に著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。
- (2) 更生施設 ----- 身体上又は精神上の理由により養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。
- (3) 日常生活支援 ----- 日常生活又は社会生活を送る上で何らかの課題を有し、単
住居施設 独では居宅での生活が困難な状態である方を入居させて、生活扶助を行う。
- (4) 医療保護施設 --- 医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う。
- (5) 授産施設 ----- 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することをを行う。
- (6) 宿所提供施設 --- 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。

6. 品川区の現況

(1) 保護世帯・人員の推移

品川区の被保護者世帯および人員は、平成 21 年度から平成 24 年度までは急激に増加したものの、その後はほぼ横ばいで、平成 30 年度以降は微減となっている。

(各年度平均)

年度	※ ¹ 平成 4	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
被保護世帯	1,390	4,789	4,813	4,774	4,647	4,547	4,464	4,339	4,258	4,241
被保護人員	1,838	5,650	5,662	5,573	5,386	5,222	5,083	4,913	4,815	4,765
※ ² 保護率(%)	5.6	15.3	15.1	14.7	14.0	12.9	12.6	12.2	11.8	11.6

〔※¹平成 4 年度 = 被保護者調査における被保護世帯数最小年度〕

〔※²保護率 = 被保護人員 ÷ 住民基本台帳人口〕

(各年度平均)

年度	平成 4	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
都保護率(%)	7.3	21.5	21.2	21.0	20.5	20.2	20.0	19.8	19.6	19.2
全国保護率(%)	7.2	16.9	16.7	16.6	16.4	16.3	16.2	16.2	16.3	16.2

〔出典〕令和 6 年度の東京都保護率：東京都福祉保健局月報

〔出典〕令和 6 年度の全国保護率：厚生労働省被保護者調査

(2) 開始原因比 (各年度平均)

(単位：%)

開始原因 比率	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①世帯主の傷病	28.0	26.6	28.9
②世帯員の傷病	0.5	1.8	0.2
③働いていた者との離別・死亡	1.2	2.7	1.5
④定年・失業	8.1	7.8	8.2
⑤高齢による複合的要因	3.8	6.4	5.0
⑥事業不振・倒産	1.2	0.8	0.6
⑦④⑤⑥以外の就労収入減少	3.3	5.5	2.7
⑧年金の減少・喪失	0.9	0.0	0.4
⑨仕送りの減少	4.8	3.9	3.8
⑩預金の減少	32.3	30.5	34.5
⑪他市区等からの移管	3.8	3.9	4.4
⑫救急搬送等	6.6	4.3	7.1
⑬その他	5.5	5.8	2.7
計	100.0	100.0	100.0

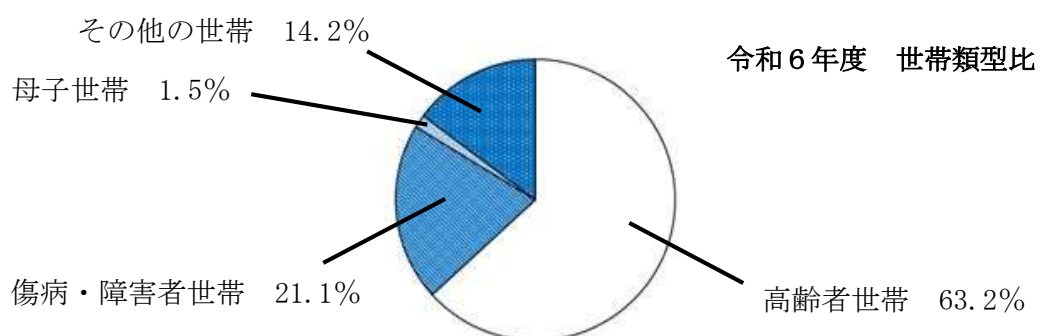
(3) 廃止原因比（各年度平均）

(単位：%)

廃止原因 比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①世帯主の傷病治癒	0.0	0.0	0.2
②世帯員の傷病治癒	0.0	0.0	0.0
③死 亡	58.6	55.0	57.2
④失 踪	4.1	7.0	5.3
⑤就労に伴う収入の増加	12.2	10.2	10.8
⑥働き手の転入	0.0	0.0	0.4
⑦社会補償給付金の増加	2.0	1.8	1.4
⑧仕送り等の増加	0.2	0.6	0.2
⑨親類・縁者の引き取り	2.7	3.7	2.5
⑩老人ホーム・施設への入所	0.6	1.8	1.2
⑪医療費の他法負担	0.4	0.0	0.0
⑫移管(転出)	8.4	10.4	11.6
⑬指導・指示違反	1.2	0.2	0.2
⑭その他	9.6	9.3	9.0
計	100.0	100.0	100.0

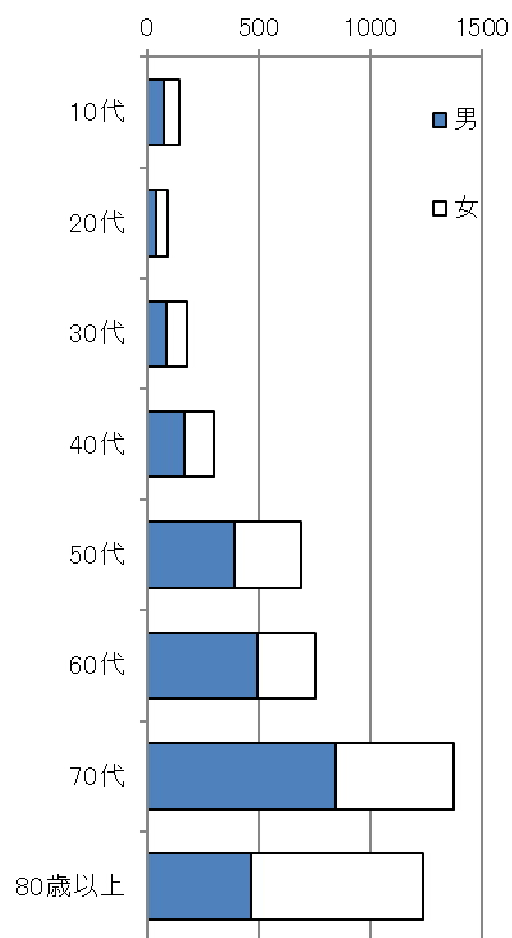
(4) 世帯類型比（各年度平均）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
高齢者世帯	2,764	63.7	2,711	63.7	2,680	63.2
傷病・障害者世帯	885	20.4	879	20.6	897	21.1
母子世帯	72	1.7	67	1.6	63	1.5
その他の世帯	618	14.2	601	14.1	601	14.2
計	4,339	100.0	4,258	100.0	4,241	100.0



(5) 年齢別被保護人員（令和 6 年度基礎項目調査－第 1 表より）

年齢	男	女	計
0 歳	3	1	4
1 ～ 2	2	1	3
3 ～ 5	7	4	11
6 ～ 8	5	8	13
9 ～ 11	11	13	24
12 ～ 14	16	10	26
15 ～ 17	18	27	45
18 ～ 19	13	4	17
20 ～ 29	41	50	91
30 ～ 39	85	90	175
40	16	10	26
41 ～ 49	149	124	273
50 ～ 59	390	295	685
60 ～ 64	234	128	362
65 ～ 69	258	132	390
70 ～ 74	392	207	599
75 ～ 79	452	320	772
80～	464	771	1, 235
計	2, 556	2, 195	4, 751



(6) 医療扶助人員（各年度平均）

（単位：人）

年度	被保護 人員 A	医療扶助		入院		入院外	
		人員 B	B/A%	人員 C	C/B%	人員 D	D/B%
令和 4 年度	4, 913	4, 528	92. 2	370	8. 2	4, 158	91. 8
令和 5 年度	4, 815	4, 456	92. 5	411	9. 2	4, 045	90. 8
令和 6 年度	4, 765	4, 401	92. 4	372	8. 5	4, 029	91. 5

(7) 入院内訳（各年度平均）

（単位：人）

年度	入院	精神疾患		その他	
	人員 A	人員 B	B/A %	人員 C	C/A %
令和 4 年度	370	110	29. 7	260	70. 3
令和 5 年度	411	119	29. 0	292	71. 0
令和 6 年度	372	109	29. 3	263	70. 7

(8)介護扶助人員（各年度平均）

（単位：人）

年度 区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設介護人員	79	67	61
介護老人福祉施設	51	46	47
介護老人保健施設	25	18	10
介護療養型医療施設	3	3	4
居宅介護人員	683	675	629
介護予防人員	336	360	403
計	1,098	1,102	1,093

第3 法外援護費

被保護世帯の自力更生意欲を助長することを目的に、法外援護を実施している。

【根拠】品川区生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

1. 学童生徒に対する夏季健全育成費

被保護世帯の小・中学生の、夏休み期間中の各種野外活動等への参加費を助成している。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給単価	3,300 円	3,300 円	3,300 円
支給世帯数	延 75 人	延 70 人	延 54 人

2. 入浴券

被保護世帯のうち、居宅者(入院・入所を除く)で入浴設備のない世帯に、家計費の負担軽減と健康の保持増進を図るため、入浴券を支給している。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給枚数(年間)	60 枚	60 枚	60 枚
支給人員	延 1,332 人	延 1,136 人	延 1,022 人

3. 学童服・運動衣費用

被保護世帯の児童の就学にあたり、学童服および運動衣の購入費用を支給している。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童服購入単価	1 人 11,400 円	1 人 11,400 円	1 人 11,400 円
学童服支給人員	67 人	59 人	42 人
運動衣購入単価	1 人 4,100 円	1 人 4,100 円	1 人 4,100 円
運動衣支給人員	76 人	72 人	52 人

4. 出産祝品

被保護世帯の出産では、祝品として「ベビー用品詰合せセット」を支給している。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給単価	6,000 円相当	6,000 円相当	6,000 円相当
支給人員	0 人	4 人	1 人

5. 就学祝品

被保護世帯の小学校へ入学する児童に、「手提げバッグ」を支給している。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給単価	4,000 円相当	4,000 円相当	4,000 円相当
支給人員	6 人	1 人	3 人

6. 修学旅行支度金

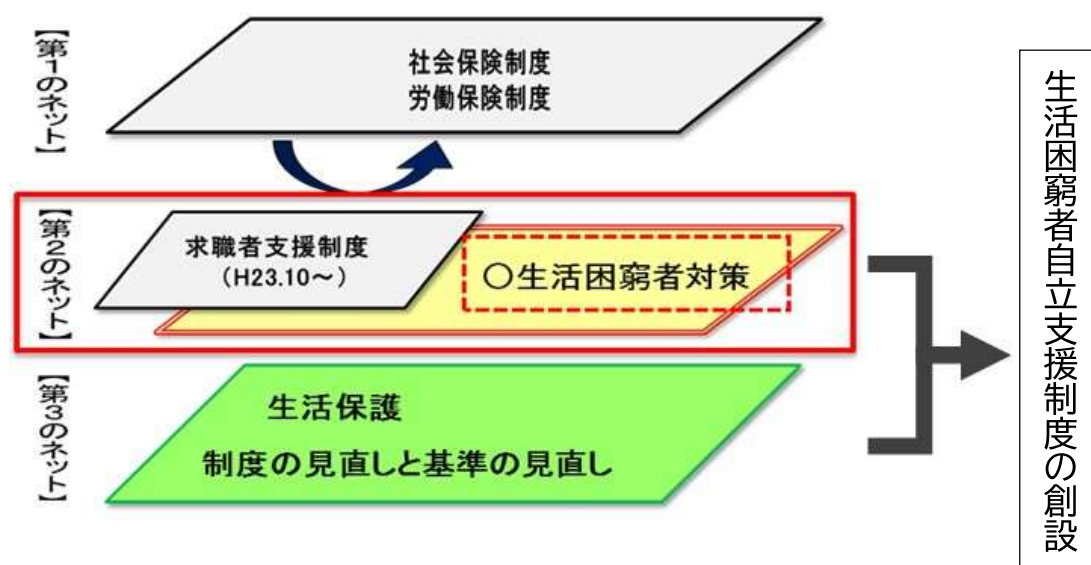
小学校または中学校の修学旅行に参加する際に、参加支度費を支給している。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支給単価	小学校 4,300 円	小学校 4,300 円	小学校 4,300 円
	中学校 8,500 円	中学校 8,500 円	中学校 8,500 円
支給人員	計 16 人	計 30 人	計 15 人
	小学校 8 人	小学校 10 人	小学校 6 人
	中学校 8 人	中学校 20 人	中学校 9 人

第4 生活困窮者自立支援事業

我が国では、非正規雇用の増加などの就労状況の変化や、人間関係の希薄化による地域社会からの孤立化など、社会経済の構造的な変化が進行しており、誰もが生活に困窮するリスクがある。

こうした状況のもと、生活保護の前段階での、生活困窮者への支援の実施と、支援を通じた地域づくりを目的とし、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援制度が創設された。



品川区では、生活困窮者の相談窓口として、平成 27 年 4 月に「品川区暮らし・しごと応援センター」を開設、生活と就労に関する支援員を配置した。そのうえで、さまざまな背景事情をかかえる生活困窮者からの相談を受け、以下の多様な支援に開設当初から取り組んできた。

具体的な支援策としては、国が必須事業と位置付ける「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の 2 事業に加えて、よりきめ細やかな支援を行うべく「就労準備支援事業」と「子どもの学習・生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「居住支援事業」の 4 事業（任意事業）を実施し、生活困窮状態からの早期脱却を支援している（各事業の詳細は後述する）。

令和 2 年度から、子どもへの学習機会を提供する学習支援「あした塾」と、生活困窮者世帯に食の提供を通して自立に向けた支援を行う「フードパントリー事業」を実施している。

【根拠】 生活困窮者自立支援法（制定：平成 25 年法律第 105 号）

※生活困窮者自立支援法の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）により、「一時生活支援事業」を「居住支援事業」に改称。

1. 生活困窮者支援

(1) 自立相談支援事業

相談窓口を設置し、生活困窮者からの相談を広く受ける。必要に応じて支援計画を作成し、支援を行う。窓口での相談のほか、主に路上生活者を対象として、巡回相談を実施している。相談者との信頼関係構築を進め、状況により生活保護の相談窓口を案内するなどの支援を実施する。また区内のフードパントリーと連携した相談対応や、フードバンクから食の支援を受けるための紹介状の発行を行っている。

(2) 住居確保給付金の支給

①家賃補助

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況であるために、住宅喪失または喪失のおそれのある者に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給する。

※ 支援期間は、原則3カ月。一定の条件により、延長(最長9カ月)が可能。

※ 支給額の上限は、生活保護の住宅扶助基準に準拠。

《住居確保給付金》

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	6,684	3,855	678
申請件数	232	49	32
支給者数	214	49	32

※支給者数に、前年度の支給決定者は含まない。

②転居費用 ※令和7年度より実施

同一の世帯に属する者の死亡または本人もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失または住居喪失のおそれのある者に対し、家計改善支援により、家賃が低廉な住宅への「転居費用相当分」の住居確保給付金を支給する。

※支給額の上限は、転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）。

(3) 就労準備支援事業

カウンセリングにより、就労の阻害要因を把握し、就労意欲の喚起や就労前準備のための支援を行う。

(4) 子どもの学習・生活支援事業

子どものいる家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じ、適切な機関や事業を紹介する。また、生活困窮世帯の中学生、高校生等を対象に「あした塾」とし

て個別学習支援や、自習室の提供を行っている。

(5) 家計改善支援事業

家計に関する相談を受け、家計簿作成の支援、家計支出内容への助言など、家計の状況を「見える化」することで、相談者の家計管理への意欲を引き出す支援を行う。

(6) 居住支援事業

宿泊場所や食事の提供を行うとともに、関係機関と連携のもと必要な医療等を確保する。

《暮らし・しごと応援センター相談件数等一覧》

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総相談件数	8,429	6,583	5,803
来所件数	2,655	2,176	1,765
電話件数	5,706	4,318	3,977
※ 巡回件数	68	89	61
来所相談内容内訳			
収入・生活費	1,946	1,630	871
仕事・就職活動	1,623	1,334	810
住まい	1,140	891	678
家族・家庭	64	125	58
健康	449	485	119
子ども	76	43	12

※巡回件数は、都区共同による巡回延べ件数と品川区単独による巡回延べ件数の合算値。

※相談内容内訳は、相談内容が複数になる場合があるため、来所件数と一致しない。

2. 受験生チャレンジ支援貸付制度

都において中学3年生とそれに準ずる方、高校3年生とそれに準ずる方を養育されている一定所得以下の世帯に対して、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付を行う事業を実施しており、区では受付事務を行っている。

《受験生チャレンジ支援貸付受付事業》

	相談件数	貸付件数	内(学習塾)		内(受験料)	
			中 3	高 3	中 3	高 3
令和4年度	926 件	220 件	66 件	38 件	61 件	55 件
令和5年度	806 件	214 件	70 件	34 件	63 件	47 件
令和6年度	1,161 件	201 件	71 件	24 件	66 件	40 件

第5 中国残留邦人等支援事業

中国残留邦人等支援事業は、中国等からの帰国者が、言葉が不自由なゆえに、安定した職につけず、地域でも孤立しがちであるといった、帰国者を取り巻く環境を考慮し、実施している。

《特定中国残留邦人等の定義》

- ① 拠出制年金制度の対象となる明治44年4月2日以降に生まれた者
- ② 戦後の混乱が概ね収束する昭和21年12月31日以前に生まれた者
- ③ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者
- ④ 拠出制年金制度が施行された昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した者

【根拠】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

1. 支援事業の内容

老齢基礎年金等の満額受給をしてもなお世帯の収入が一定の基準に満たない場合、年金制度による対応を補完する制度として支援給付を行う（平成20年4月1日より）。

参考：国による支援—老齢基礎年金等の満額支給月額69,308円（令和7年4月1日現在）

2. 支援給付の内容

支援給付は、生活保護に準じており生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付の7種類に分けられている。

この他に、要件を満たした特定配偶者には、配偶者支援金を支給する。

(1) 支援給付の対象者

- ① 特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
- ② 支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- ③ 支援給付の施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受けていた者

(2) 支援給付受給者数

（各年度3月31日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	23世帯	23世帯	23世帯
人数	33人	32人	32人

第6 高額療養費等貸付事務

多額の医療費が必要で、その支払が困難な者に資金を貸付け、その療養を確保し、生活の安定が図れるよう援助を行っている。

【根拠】 品川区高額療養費等支払費用貸付条例

1. 貸付の対象

- (1) 高額療養費、高額介護サービス費等、出産育児一時金が確実に支給される者
- (2) 心身障害者、ひとり親家庭および特殊疾病等認定者で、医療費の助成金が直接支給される者
- (3) 区内に3カ月以上居住している者
- (4) 前年の所得が500万円以下である者
- (5) 勤務先などで資金の貸付けを受けることが困難な者

2. 貸付の内容

- (1) 貸付額
 - ① 高額療養費の9割に相当する額
 - ② 医療費の助成金に相当する額
 - ③ 高額介護サービス費に相当する額
 - ④ 出産育児一時金の8割に相当する額
- (2) 貸付期間
高額療養費、医療費助成金、高額介護サービス費等、出産育児一時金が支給されるまでの間
- (3) 利子
無利子

3. 貸付の状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数(件)	6	5	7